

3月10日(金)

出席委員

委員長 本多健信君
副委員長 新妻さえ子君
同 鈴木ひろ子君
委員 のだて稔史君
同 石田ちひろ君
同 吉田ゆみこ君
同 田中さやか君
同 高橋伸明君
同 松永よしひろ君
同 安藤たい作君
同 筒井ようすけ君
同 つる伸一郎君
同 あくつ広王君
同 鈴木博君
同 横山由香理君
同 大倉たかひろ君
同 中塚亮君
同 須貝行宏君
同 高橋しんじ君

委員 塚本よしひろ君
同 こんの孝子君
同 渡辺裕一君
同 渡部茂君
同 木村けんご君
同 石田しんご君
同 飯沼雅子君
同 南恵子君
同 藤原正則君
同 西本貴子君
同 たけうち忍君
同 若林ひろき君
同 松澤利行君
同 伊藤昌宏君
同 鈴木真澄君
同 石田秀男君
同 いながわ貴之君
同 あべ祐美子君

欠席委員

沢田洋和君
浅野ひろゆき君

その他の出席議員

大沢真一君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
中 川 原 史 恵 君

企 画 部 長
中 山 武 志 君

企画部企画調整課長
柏 原 敦 君

企画部財政課長
秋 山 徹 君

総 務 部 長
田 村 信 二 君

総務部総務課長（危機管理室長兼務）
久 保 田 善 行 君

総 務 部 人 事 課 長
米 田 博 君

地域振興部協働・国際担当課長
河 内 崇 君

子ども未来部長
齋 藤 信 彦 君

子ども未来部子ども育成課長
高 山 崇 君

子ども未来部子ども家庭支援課長
廣 田 富 美 恵 君

子ども未来部保育課長
佐 藤 憲 宜 君

子ども未来部待機児童対策担当課長
大 澤 幸 代 君

子ども未来部保育施設調整担当課長
吉 田 義 信 君

福 祉 部 長
榎 本 圭 介 君

福祉部福祉計画課長
（臨時給付金担当課長兼務）
大 串 史 和 君

福祉部高齢者福祉課長
永 尾 文 子 君

福祉部高齢者地域支援課長
松 山 香 里 君

福祉部障害者福祉課長
中 山 文 子 君

福祉部生活福祉課長
伊 東 義 明 君

健康推進部長（品川区保健所長兼務）
西 田 みちよ 君

健康推進部国保医療年金課長
高 森 哲 夫 君

品川区保健所品川保健センター所長
太 田 留 奈 君

都市環境部環境課長
三 ッ 橋 悦 子 君

防災まちづくり部用地担当課長
矢 木 すみを 君

防災まちづくり部公園課長
溝 口 雅 之 君

防災まちづくり部防災課長
古 巻 祐 介 君

会 計 管 理 者
福 島 進 君

教 育 長
中 島 豊 君

教育委員会事務局教育次長
本 城 善 之 君

教育委員会事務局指導課長
熊 谷 恵 子 君

教育委員会事務局教育総合支援センター長
村 尾 勝 利 君

選挙管理委員会事務局長
工 藤 俊 一 君

監査委員事務局長
江 部 信 夫 君

区議会事務局長
原 明 彦 君

○午前10時00分開会

○本多委員長　ただいまより、予算特別委員会を開きます。

それでは、第5号議案、平成29年度品川区一般会計予算、第6号議案、平成29年度品川区国民健康保険事業会計予算、第7号議案、平成29年度品川区後期高齢者医療特別会計予算および第8号議案、平成29年度品川区介護保険特別会計予算を一括議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計予算の歳出第3款民生費ならびに国民健康保険事業会計予算、後期高齢者医療特別会計予算および介護保険特別会計予算の歳入歳出でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○秋山財政課長　おはようございます。本日もよろしくお願いたします。220ページです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、142億5,545万5,000円で対前年1.1%の増。主な増減は、右側に参りまして中ほど、各種援護事業では4行下、生活困窮者自立支援事業は制度変更によりホームレス対策事業費を統合したもので、223ページに参りまして6行目、やさしいまちづくり推進費は、やさしいまちづくり推進計画と地域福祉計画の統合も視野に入れた検討を行うもの。225ページに参りまして5行目、法人に対する助成金では、福栄会は施設大規模改修による増、5行下、小規模多機能型居宅介護施設運営費助成は、西大井二丁目に新規開設による増。227ページに参りまして6行目、地域包括ケア推進会議は新規計上。

左側に戻りまして、2目高齢福祉費は11億1,626万9,000円で、対前年9.4%の増。主な要因は、229ページに参りまして6行目、介護予防・シニア活動拠点運営費では4行目、大井三丁目高齢者憩いの場が新規計上。その下、平塚シルバーセンター跡高齢者福祉施設整備では平成30年度完成のための工事費等を計上しております。231ページをお願いします。2行目、ひとり暮らし高齢者等福祉費では6行下、支え愛・ほっとステーション事業は13地区全地区で開始をするもの。

232ページ、3目障害者福祉費は54億2,465万9,000円で、対前年1.7%の増。主な増減は、右側に参りまして中ほど少し上、自立支援サービスでは計画相談支援事業は、拠点相談支援事業所の4カ所目を計上いたしています。235ページに参りまして3行目、生活支援サービスでは4行下、日中一次支援事業は、利用者負担軽減のための区負担増。下から5行目、地域生活支援拠点マネージャーはマネージャーを配置するもので、新規計上であります。237ページ5行目、芸術活動支援事業では、アール・ブリュット展を大崎地区で開催するもの。

左側に戻りまして、4目社会福祉施設費は16億2,148万8,000円で、対前年9.9%の減。主な要因は、239ページに参りまして7行目、高齢者福祉施設運営費は中ほど、特別養護老人ホーム運営費は上大崎特別養護老人ホーム開設により増。241ページに参りまして中ほど、障害者福祉施設運営費、心身障害者福祉会館運営費では9行下、修繕工事費等は外壁改修を行うもので増。243ページに参りまして一番下、発達障害者支援施設等運営費（ぷらーす）は相談体制充実に伴う増であります。

左側に行きまして、5目災害応急費は217万5,000円で、対前年23.8%の増。社会福祉施設建設費と臨時福祉給付金は皆減であります。

以上によりまして、社会福祉費は224億2,004万6,000円で、対前21.5%の減であります。

244ページをお願いします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は67億1,307万5,000円で、対前年40.1%の増。主な要因は、右側に参りまして2行目、児童相談事業では5行下、児童相談所移管推進経費は早期移管を目指すもので、新規計上。下から3行目、子どもの未来応

援事業では、低所得世帯向け学習支援等と、子ども食堂開設希望者等支援が新規計上でありま
す。247ページ2行目、子育て支援事業では6行下、プレイパーク運営はしながわ区民公園に新規開
設いたします。3行下、認証保育所運営費等助成では、防犯カメラ設備費助成とICT化推進事業が新
規計上であります。この2事業については区内私立保育園経費、小規模保育事業等経費においても同じ
く新規計上しております。249ページに参りまして7行目、待機児童解消対策費では3行下、保育園
用地取得経費を新規計上。

左側に参りまして、2目児童措置費は170億4,599万7,000円で、対前年20%の増。右側
に参りまして、区内私立保育園経費は園数拡大による大幅増。251ページに参りまして5行下、開設
準備経費助成は区負担分の増。中ほど、各種児童保育委託では8行下、認可外保育施設保育料助成は新
規計上。253ページに参りまして中ほど、家賃助成は新規計上であります。5行下、児童手当給付金
は児童数増による増。

254ページに参りまして、3目児童福祉施設費は153億779万7,000円で、対前
年13.8%の増。右側に参りまして、保育園経費では中ほど、ひがしやつやま保育園園舎借上げは新
規計上。257ページに参りまして中ほど、オアシスルーム運営費では3行下、平塚シルバーセンター
跡施設へのオアシスルーム整備工事を計上。下から2行目、保育園改築事業では、南ゆたか保育園、一
本橋保育園改築のため、259ページに参りまして仮園舎整備、南ゆたか保育園・一本橋保育園のそれ
ぞれの設計委託を新規計上しております。中ほど下、園児ベースボールフェスタは、元ヤクルト宮本選
手による野球イベントを開催するもの。261ページに参りまして3行目、八潮地区幼保一体施設整備
は、整備工事費を新規計上。中ほど、児童センター運営費では、263ページに参りまして7行目、シ
ルバー世代等との交流事業は三世代交流こみゆにていランチ等を行うもの。265ページに参りまし
て3行目、障害児者総合支援施設建設経費は平成31年4月の開設予定で新規計上。

左側に参りまして、以上によりまして、児童福祉費の計は390億6,686万9,000円で、対前
年20.4%の増であります。

266ページに参りまして、3項生活保護費、1目生活保護総務費は、6億7,450万8,000円
で、対前年3.5%の減。右側に参りまして一番下、自立支援プログラム管理システム導入経費は就
労・支援等の強化を図るもの。

左側に参りまして、2目扶助費は124億7,400万6,000円で、対前年0.2%の減。生活保
護費では、生活扶助費が2.0%の減。269ページに参りまして2行目、住宅扶助費は0.5%の減。
中ほど、医療扶助費は1.0%の増。

270ページに参りまして、以上によりまして、生活保護費の計は131億4,851万4,000円
で、対前年0.4%の減であります。

民生費は以上であります。

次に、国民健康保険事業会計に移ります。恐れ入りますが17ページまでお戻りください。

17ページ、国民健康保険事業会計であります。国民健康保険事業会計予算は第1条のとおり、歳入
歳出をそれぞれ442億6,982万円と定めるもので、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご
との金額は、18ページ第1表歳入歳出予算によるものでして、その内容につきましては事項別明細書で
ご説明させていただきますので、440ページをお開きください。

440ページです。歳入1款国民健康保険料、1項国民健康保険料は、442ページに参りまして一
番下、107億3,233万1,000円で、対前年1.4%の増であります。

444ページに参りまして、2款使用料及び手数料、1項手数料は9万円で、対前年25%の増。

3款国庫支出金、1項国庫負担金は73億9,806万6,000円で、対前年1.6%の増。446ページに参りまして、2項国庫補助金は1億6,442万3,000円で、対前年148.3%の増。

4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金は2億7,104万5,000円で対前年53.2%の減。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金は80億2,437万4,000円で、対前年1.4%の増。

448ページに参りまして、6款都支出金、1項都負担金は3億8,943万円で、対前年21.0%の増。2項都補助金は19億5,565万4,000円で、対前年0.8%の減。

450ページに参りまして、7款共同事業交付金、1項共同事業交付金は111億7,088万2,000円で、対前年2.3%の増。

8款繰入金、1項繰入金は39億1,340万1,000円で、対前年16.7%の減。

452ページに参りまして、9款繰越金、1項繰越金は2億円で、前年同額。

10款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は科目存置であります。

454ページに参りまして、10款諸収入、2項雑入は5,012万2,000円で、対前年4.0%の増。

2枚めくって、458ページをお願いします。歳出であります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は8億4,234万9,000円で、対前年9.5%の増。右側に参りまして中ほど、コンビニ・モバイルレジ収納代行委託は新規計上。左側に戻りまして、2目運営協議会費は121万円で前年同額。460ページに参りまして、3目趣旨普及費は1,353万8,000円で、対前年21.9%の減。4目連合会負担金は366万6,000円で、対前年2.1%の減。

以上によりまして、総務管理費は8億6,076万3,000円で、対前年8.7%の増であります。

462ページに参りまして、2款保険給付費、1項療養諸費は、464ページに参りまして、218億7,589万2,000円で、対前年1.9%の減。

2項高額療養費は28億2,284万2,000円で、対前年1.0%の増。

466ページに参りまして、3項移送費は10万円で、前年同額。

4項出産育児諸費は1億8,489万3,000円で、対前年6.4%の減。

468ページに参りまして、5項葬祭費は3,500万円で前年同額。

6項結核・精神医療給付金は2,449万1,000円で、対前年7.0%の増。

470ページに参りまして、3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金は14万1,000円で、対前年21.2%の減。

4款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等は46億2,440万6,000円で、対前年2.7%の減。

472ページに参りまして、5款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等は、1目前期高齢者納付金は1,645万2,000円では、国基準の単価改定に伴う増で、1,677万3,000円であります。

6款介護納付金、1項介護納付金は20億355万6,000円で、対前年0.3%の増。

474ページに参りまして、7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金は111億7,185万1,000円で、対前年2.3%の増。

476ページに参りまして、8款保険事業費、1項特定健康診査等事業費は3億8,296万4,000円で、対前年4.3%の減。2項保険事業費は478ページに参りまして、1,464万4,000円で、対前年11.1%の増。

9款諸支出金、1項償還金及び還付金は5,150万4,000円で、対前年66.0%の減。

10款予備費、1項予備費は2億円で前年同額。

国民健康保険事業会計は以上でございます。

恐れ入りますが、23ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ79億3,271万1,000円とするもので、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は24ページ第1表歳入歳出予算によるもので、その増減等の内容につきましては、事項別明細書でご説明させていただきます。496ページをお開きください。

496ページ、歳入であります。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料は38億1,565万6,000円で、対前年4.1%の増。

2款使用料及び手数料、1項手数料は科目存置。

3款広域連合支出金、1項広域連合負担金は660万円で、前年同額。

498ページに参りまして、4款繰入金、1項繰入金は39億375万9,000円で、対前年3.9%の増。

5款繰越金、1項繰越金は科目存置であります。

6款諸収入、1項受託事業収入は2億644万7,000円で、対前年1.4%の減。

500ページに参りまして、6款諸収入、2項雑入は24万7,000円で、対前年7.5%の減であります。

2枚おめくりいただいて、504ページをお願いいたします。歳出であります。1款総務費、1項総務管理費は1億4,007万4,000円で、対前年8.0%の減。

2項徴収費は506ページに参りまして、2,885万2,000円で、対前年0.2%の増。

2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金は73億5,503万6,000円で、対前年4.4%の増。

508ページに参りまして、3款保険事業費、1項保険事業費は2億4,914万9,000円で、対前年2.7%の増。

4款保険給付費、1項葬祭費は1億3,300万円で、対前年5.0%の減。

510ページに参りまして、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は660万円で、前年同額。

6款予備費、1項予備費は2,000万円で、前年同額であります。

後期高齢者医療会計は以上でございます。

恐れ入りますが、29ページをお願いいたします。29ページ、介護保険特別会計は第1条のとおり、歳入歳出をそれぞれ249億3,941万8,000円とするもので、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、30ページ第1表歳入歳出予算によるもので、その増減等の内容につきましては、事項別明細書でご説明させていただきます。

528ページをお願いいたします。528ページ、歳入では1款保険料、1項介護保険料は52億8,141万2,000円で、対前年1.6%の増。

2款使用料及び手数料、1項手数料は科目存置であります。

530ページに参りまして、3款国庫支出金、1項国庫負担金は39億4,874万7,000円で、

対前年 3.4%の増。

2項国庫補助金は12億773万3,000円で、対前年6.1%の減。

532ページに参りまして、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金は65億2,588万3,000円で、対前年2.8%の増であります。

534ページに参りまして、5款都支出金、1項都負担金は32億7,322万3,000円で、対前年2.3%の増。

2項都補助金は2億5,636万5,000円で、対前年19.7%の増。

536ページに参りまして、6款財産収入、1項財産運用収入は18万5,000円で、対前年27%の増。

7款繰入金、1項一般会計繰入金は41億6,919万1,000円で、対前年18.7%の増。

538ページに参りまして、2項基金繰入金は2億4,278万2,000円で、対前年274.3%の増。

8款繰越金、1項繰越金は2,000万円で、前年同額。

9款諸収入、1項雑入は1,389万5,000円で、対前年24.3%の増。

540ページに参りまして、9款諸収入、2項延滞金、加算金及び過料は科目存置であります。

544ページに参りまして、歳出であります。1款総務費、1項総務管理費は8億4,474万2,000円で、対前年184.3%の増はシステム改修費の増であります。

2項徴収費は、546ページに参りまして、4,255万7,000円で、対前年3%の増。

3項介護認定審査会費は2億6,058万4,000円で、対前年24.2%の増。

548ページに参りまして、4項趣旨普及費は609万円で、対前年86.5%の増。

5項介護保険制度推進委員会費は1,126万5,000円で、平成30年度の計画改定による経費で大幅増。

550ページに参りまして、6項地域密着型サービス事業者指定等事務費は124万2,000円で、システム改修の増であります。

552ページに参りまして、2款保険給付費、1項居宅介護サービス等諸費は144億950万1,000円で、対前年4.3%の増。

2項施設介護サービス費は59億6,142万7,000円、対前年2.8%の減。

554ページに参りまして、3項介護予防サービス等諸費は5億6,768万8,000円で、対前年1.4%の増。

4項その他諸費は2,336万7,000円、対前年4.3%の増。

556ページに参りまして、5項高額介護サービス等費は6億7,144万8,000円で、対前年17.4%の増。

6項特定入所者介護サービス等費は5億8,801万6,000円で、対前年18.4%の増。

558ページに参りまして、7項特別給付費は1,486万2,000円で、対前年1%の増。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費は9億2,792万3,000円で、対前年0.5%の増。

560ページに参りまして、2項一般介護予防事業費は1億5,490万8,000円で、対前年2.4%の増。

562ページに参りまして、3項包括的支援事業・任意事業費は、564ページに参りまして、4

億2,466万7,000円で、対前年4.3%の増。

4項その他諸費は244万6,000円で、対前年4.8%の増。

566ページに参りまして、4款基金積立金、1項基金積立金は18万5,000円で、対前年27%の増。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は650万円で、前年同額。

6款予備費、1項予備費は2,000万円で、前年同額であります。

介護保険特別会計は、以上であります。

○本多委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

本日は30名の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。

高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 おはようございます。よろしくお願いたします。

私からは、227ページ、高齢者の趣味・健康づくり事業の中の高齢者輪投げ大会、241ページ、心身障害者福祉会館運営費の中の高次脳機能障害相談、修繕工事費等のことをお伺いしたいと思います。

まず241ページ、心身障害者福祉会館運営費の中の高次脳機能障害についてご質問させていただきます。

初めに、この高次脳機能障害という用語には、学術用語としては記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などが含まれております。これを支援する支援対策の観点から、行政的にこの一文が示す認知障害を高次脳機能障害と呼ぶようになったということで、このことの区としての認識を、改めて私はお聞きしたいと思います。

次に、高次脳機能障害者数について、これは平成13年度の数なのですが、6年間行われた高次脳機能障害支援モデル事業についての全ての年齢層を合わせて、全国で平成13年度27万人いるということです。これはもう大分10年以上経過しているので、全国の数はお知らせいただけても構わないのですが、現在のわかっている範囲で東京都の高次脳機能障害者の人数と品川区内で認定されている高次脳機能障害者の人数をお知らせください。

それから、高次脳機能障害相談ということで、平成29年度370万5,000円という予算がついております。この相談の中で370万円余というのは、どういう内容でこの金額の予算がついたのかということ、それと、この相談内容もお知らせください。

あと、この修繕工事費等は外壁の改修ということで、私も認識しておりますけれども、これは昨年何か予定があったような記憶があるのですが、その辺のところ、繰越なのか、平成29年度からの外壁改修が新規で始まるのかどうか、お知らせください。よろしくお願いたします。

○中山障害者福祉課長 高次脳機能障害に関するご質問と、心身障害者福祉会館に対するご質問でございます。

高次脳機能障害は、例えば注意障害であったり失語症であったり、あるいは空間無視であったりというさまざまな脳の機能の障害ということの総称になっております。ですから、さまざまなそういった症状を総称するものと考えております。

それから、直近の調査でどれぐらいの方が高次脳機能障害としてカウントできるのかというようなご質問ですが、今、私のほうで持っている東京都の2008年の調査が最新のものとなっております。大体1,000人に1人とと言われておりますので、現在の区内の人口から推計しますと、およそ1,500

人から1,600人ぐらいの数になるかと思っております。

予算についてですが、こちらは相談員の予算ということになっております。作業療法士にお願いして、高次脳機能障害の専門の相談を受けていただいているということで、そちらの人件費になっております。

具体的な相談内容ということですが、やはりその高次脳機能障害の疾病に対する相談から、家族がどのように本人に接したらいいのだろうかという相談、あるいはご本人がこれからどういった段階を経て社会復帰をしたらいいだろうかといった幅広い相談がございます。

次に、心身障害者福祉会館の工事についてです。来年度は足場工事ということで、外壁ですとか屋上の囲いのフェンス、あと食堂の換気口といった工事を予定しております。このほか、非常構造部材については今年度調査をしまして、来年度工事を実施するといった内容になってございます。

○高橋（伸）委員 ありがとうございます。人数は1,500人から1,600人ということで、わかりました。ありがとうございます。

これはある方から相談を受けたのですけれども、高次脳機能障害というのは、学術的に見ても十四、五年前に「高次脳機能障害」という医学上の名前がついたわけですけれども、その前から失語症という方がいらっしゃる中で、失語症も高次脳機能障害に含まれますが、高次脳機能障害者のご家族の方の中には、失語症は高次脳機能障害ではないと認識されていらっしゃる方がいるのです。

高次脳機能障害の中には当然、失語症も入ると私は認識しております。そこで、区としても失語症の会、高次脳機能障害の会などの方たちがさまざまいらっしゃいますけれども、中にはそこに入れない方がいらっしゃるのです。そういった方も対象となることを区として、それは会の組織の問題なのでごく難しいかと思うのですけれども、その辺を含めて、失語症の方も高次脳機能障害だということも相談に来ていらした方に対しては強く話していただきたいと思っております。高次脳機能障害者のほうは、ぜひそういった形でよろしく願いいたします。

本年度から、旗の台地区はバリアフリー計画をこれから進めているということで、地域の方からもご相談を受けてまして、要するに視覚障害者のための誘導ブロックのところ、旗の台駅の南口をおりたところから心身障害者福祉会館に向かう道の点字ブロック上にかなりの車がとめられております。そういったことを含めて、今度これからパブリックコメント等ありますけれども、地域の方からとめないでくれという要望がありますので、ぜひとも進めていただきたいと思っております。また、この件について、そういったクレームや情報を区としては把握しているのかどうか、お知らせいただきたいと思いません。

○中山障害者福祉課長 点字ブロックが敷いてあるところは、本来であれば駐車禁止ということにはなっているのですけれども、実際、商店などもございまして、私が心身障害者福祉会館に行く途中でも、とまっていることがございました。それで、できるだけそういうことがないようにということで、お声をいただいた時には、心身障害者福祉会館もその旨をドライバーの方にもお願いをしたりしているところです。実際に心身障害者福祉会館にいらっしゃる視覚障害の方で、ちょっと困ったよというような声は、こちらにも数例届いているところでございます。

○高橋（伸）委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

それとあと、修繕工事に関連しまして、心身障害者福祉会館は大分老朽化しているということなのですけれども、建替えなどは今現在考えていないのか、これから先そういうこともあり得るのかをお知らせいただきたいと思います。

○中山障害者福祉課長 心身障害者福祉会館の建替えについてのお話になりますが、この間、施設整

備課とも相談する中では、修繕を加えながらできるだけ長くあの建物を使っていったほうがいいだろうというような結論になっています。ですので、使い勝手がいいように中の部屋の工夫とかいったものも考えながら、手を入れていきながら使っていきたいと思っております。

○高橋（伸）委員 ありがとうございます。これは毎年1回会館まつりをやっていると思うのですが、当然、当該町会の青年部の方、そして民生委員の方たちが活発にというか、本当にさまざまな面で援助していただいていると思うのです。そういうことも、区としてもこれからもそういうのを継続していただけるということで、私も改めてその辺の協力体制についてもぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

続いて、227ページの高齢者の趣味・健康づくり事業の高齢者輪投げ大会のことをお伺ひしたいと思ひます。いろいろお元気な高齢者の方たちが活発に、高齢者輪投げ大会は気軽にできるということで、私も、まだ参加はできないですけれども、以前、やらせてもらったことがありまして、非常に楽しい輪投げ大会だと思います。

それで、毎年これはやっていると思うのですが、2015年度品川区主催の高齢者輪投げ大会が44チーム、約300人が参加をしたということで、2016年度の6回目の参加チーム数と参加人数をお知らせいただければと思ひます。

○松山高齢者地域支援課長 高齢者輪投げ大会の平成28年度の参加チーム数と参加者数のお尋ねでございます。参加チームは44チーム、参加人数は282人でございます。

○高橋（伸）委員 ありがとうございます。そうすると、年々増えているような感じがいたしますけれども、これをやるのは大体これぐらいがマックスなのかということだと思います。平成29年度予算ですと41万円ということで、この41万円は品川区が主催する輪投げ大会の予算ということでよろしいのでしょうか、教えてください。

○松山高齢者地域支援課長 委員ご指摘のとおり、総合体育館ということでスペースが限られておりますので、参加人数としてはこちらのほうがマックスということになっております。

また、予算についてですけれども、こちらは区が主催する高齢者輪投げ大会のみの予算ということで、品川区高齢者クラブ連合会とは別になっております。

○高橋（伸）委員 ありがとうございます。わかりました。これがマックスということで、これ以上参加人数が増えても、例年どおりというか、大体この40チームから44チームぐらいの間でおさめてやるということだと思います。

それで、地域、高齢者クラブの団体の皆さんも、見ますと本当に気軽に皆さんやっているという中で、この参加人数がマックスという中で言うと、今度啓発活動として、高齢者クラブに対してもっとこの啓発活動を区として進めていくのかどうか、教えていただきたいと思ひます。

○松山高齢者地域支援課長 今、委員ご指摘のとおり、高齢者クラブはかなり人気になっております。また、一般の高齢者の方々も非常にこの輪投げが手軽にできまして、適度な運動とチームプレーが必要になるということで、非常に皆さんからご好評をいただいております。また、この大会の運営につきましては、品川区高齢者クラブ連合会が全て事前準備から当日の運営まで、委託をしておりますので、また高齢者クラブと相談しながら啓発活動を行ってまいりたいと考えています。

○本多委員長 次に、つる委員。

○つる委員 よろしくお願ひします。244ページ児童福祉費と、245ページ産後家事育児支援、産後ドゥーラ等について伺っていきたくと思ひます。

まず、児童福祉費についてですが、待機児童解消に関連して、保育士の確保などについてお尋ねしていきたいと思っております。最近の報道では、新聞社のアンケートで、都内7区3市で合計130人の保育士が確保できなかった、要は不足してしまったということで、練馬区ではゼロ歳児が募集を取り消すという報道がありました。

そうした中で、品川区は新しい年度、平成29年度は1,044人の枠を拡大して、開設が10園、定員拡大が1園ということでありますけれども、各それぞれの園が無事に保育士の確保ができ、平成29年度からそれだけ拡大ができるということで、積極的な取組みだったかと思っております。

そうした中で、まずその保育士の確保に際しての状況と、それから、今回そうした中で何人の保育士が確保できたのか、教えてください。

○佐藤保育課長 区内の認可園に係る保育士の確保の状況でございますが、人数の具体的なところは把握していないところでございますが、近隣区で発生しております保育士の確保ができなくて開設が困難になっているという状況は、今のところ品川区ではありません。

○つる委員 わかりました。人数については、細かいところはまた別途いろいろ確認はしていきたいと思うのですが、ただ、全体としては無事に確保できて開園できているということで、それが一番何よりかと思えます。

大きい部分では質の担保ということもしっかりと手当していきながら、これまでも品川区はしっかりやっけていただいていますけれども、充実していかなくてはいけない部分も含めてですが、これは東京都全体で、国も含めてですけれども、ずっと品川区はそうしたことよりも先んじて当然先進的にやっけてきているわけですが、2019年度までの3カ年度で東京都全体として約7万人増やしていくとなると、これも報道での数字ですが、ざっくりな数字で年間4,000人弱の保育士が必要となります。3カ年度ですから単純計算で1万2,000人になります。それから、年間にさまざまな理由で離職される方は都内で全体の8.4%で3,500人ぐらいいらっしゃいます。そうすると、都合1年間で東京都全体で7,500人ぐらいの保育士が必要だという中で、全国で毎年保育士等の有資格者が卒業する人が2万人なので、東京都がそのうち7,500人ぐら確保しなくてはいけないというところで、今後品川区は、予算特別委員会の初日のご答弁の中でもありましたけれども、さまざまな施策を打つ中で、品川区の魅力の一つとして、保育を必要とする世代の方々が品川区に多く入居していただいている、お住まいになっていただいているという現実があるということも含めると、そうした施策について積極的に今後の展開を強化していかなくてはいけないと思っております。

そうした中で、区の今後の保育需要はあと何年ぐらい続くと見られているのか。これは区としての見立てと、いわゆる一般的な見立ても含めて教えていただきたいのと、それから、これは一般論で結構ですが、保育園の採算の分岐点というのは大体何年ぐらいなのか、そのあたりを教えてください。

○大澤待機児童対策担当課長 乳幼児人口のピークは平成33年以降と見込んでおりますが、保育需要に関しましてはずっと後の、平成52年までは保育需要が増え続けると考えております。

保育園の採算でございますが、事業者には25年たつと採算がとれると聞いております。

○佐藤保育課長 採算の面なのでございますが、事業者から聞き取り等している面でありまして大体5年から10年ぐらいで採算をとって、事業者としては今後25年間は品川区内で保育園の施設の運営が可能だと計算していると聞いております。

○つる委員 ありがとうございます。平成52年ということだと、引き算すると約25年ぐらいという保育需要が一定程度あって、そういうものすごいぎゅっとした強い圧がかかるのはもう少し短い

かもしれないけれども、そのぐらいあるということと、採算の分岐点は大体5年から10年ぐらいになるかと思います。

そうした前提条件という中で、先ほども申し上げましたけれども、品川区のさまざまな魅力ある施策の中で、若い世代、そして子育て世代が多く住み続けていただける施策も含めて展開していただくということが大事かと思いますが、そうした方々にも多く住んでいただくためには、やはり待機児童対策というのを強力に進めていく。子育て支援が日本を救うと先日もご紹介させていただきましたが、そうしたところを先進的に取組んでいるのがまさに品川区かなという感想を私は持っております。

そうした中で、昨年当初に各自治体に対して厚生労働省から、待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策についてということで、それに対する対応方針についてというものが出て、品川区としても、その中から採用しているものがあるかと思いますが、こうしたところから幾つか採用し、国の施策を活用して施策を進めているという中でありますけれども、その中に、保育士の子どもの優先入所ということについてもメニューとしてはあったかと思いますが。

近いところで言えば、杉並区がまさにこの2017年度から3年の時限的にやります。それから、町田市も二次募集から、あと千代田区では優先順位を少し上げるとかいうことでやっているそうではありますが、大阪市もやはりこの4月から保育士の子どもの優先入園ということでやっている。大阪市の特徴としては、最優先ということなのです。さまざまな利用調整基準に関係なく、保育士の子どもであれば最優先で希望園に入れるという、かなり強力的な取組みだそうであります。

そのように踏み切った理由というのが、アンケートをとったら、3割ぐらいの施設で保育士不足で開園できなかったというところがあったという課題がある中で、そうした取組みに踏み切ったということですが、そうしたところ、数十人の保育士の確保が見込められていると言われておりまして、その結果、三、四倍の保育の枠が拡大できるというところでは、こうした保育士の子どもの最優先ないし優先入所について、品川区としてどう捉えているか教えてください。

○佐藤保育課長 まず、保育所の入所の指数の関係ですが、品川区では法令に基づき、保育事業等の利用について調整を行うこととされておりまして、国が示す優先利用の基本的な考え方をもとに、指数のほうを決めております。

委員ご指摘の大阪市の保育士の優先入所の関係でございますが、こちらに関しては、今年の7月に厚生労働省から一定の配慮をするようにという通知があり、区としても理解をしているところでございます。通知の趣旨については、委員ご指摘のとおり、保育士自身の子どもが保育所に通えないことから、職場復帰できないというところだと思っております。

品川区内の場合、先ほどご答弁申し上げたとおり、私立保育園については保育士を確保できずに開設できない事例は今のところありません。一方で、4月一次の入所の不承諾が1,190件と多いところもありますので、現在一部の職種といいますか、保育士だけ優先するというのはちょっと厳しかないと考えております。

○つる委員 それぞれ各自治体ですから、さまざまな考え方というのがあっていいかと思うのですが、先ほど申し上げたように、まだ約25年ぐらい品川区としても保育需要があるという中では、そうしたプランを活用する機会も、また検討する機会というのも今後出てくるかもしれませんし、また、国、都としてもさまざまな支援のメニューを出してくるかと思うのです。そうしたものを積極的に活用していただきながら、品川区の待機児童解消をするということが、子どもの安心・安全に加えて、親も安心・安全に仕事ができるという健全な環境をぜひつくっていただきたいと思います。

引き続き、その対応の施策の中にも盛り込まれていることなのですが、今度、保育士の環境改善という観点で、この中にもありましたけれども、土曜日の共同保育について、土曜日共同保育の実施が可能であることの明確化ということでこの中にもうたわれてあります。これは、品川区もこの対応方針の中にも示されている近隣の連携保育園については、昨年しっかりと整備されていたかと思うのですが、この土曜日の共同保育については、近いところで私も調べられる範囲では、船橋市が同じ同一事業者の中で、そうした連携を募集や呼びかけも含めてやっているというのは確認しているのですが、この土曜日の共同保育について、品川区の見解を教えてください。

○佐藤保育課長 委員ご指摘の土曜日共同保育でございますが、厚生労働省の資料及び通知のほうに土曜日の保育の利用が少ない場合について、保育士の環境改善に資するため、近隣の保育園が連携してやった場合にでも公定価格が減額することはないと書いてある通知でございます。

船橋市の実施の状況も確認をしておりますが、品川区の状況ですと、公立園は土曜日は大体20%ぐらいの児童が通われているのですが、例えば連携してやった場合、園児になじみのない保育士による保育や、アレルギーや特別な支援が必要な子どもへのきめ細かい対応と、あと保護者の理解を得るのが難しいかなというところは考えているところでございます。

○つる委員 実施に当たっては、さまざまな課題があるということは私も認識しております。ただ、これについてはちょっと区内事業者の方から実際相談があったことであります。そして、個別対応がもし可能であれば、先ほど船橋市などは同一事業者の中で連携をとってやり取りをするということもありますから、そういう個別対応という観点も含めて、可能性をぜひ模索をしていただきたいと思います。これは要望であります。

続いて、保育従事職員宿舍借上支援事業についても確認をしたいと思うのですが、これは小規模の事業者、例えば12名定員であれば4名ぐらいの保育士という体制かとは思いますが、そうした中で欠勤対策として、園を固定しないフリー保育士という職員置いて、もし緊急的にその日出勤の保育士が急な病気だとか、自分自身のお子さんのインフルエンザだとか、そういった形で欠勤せざるを得ない時にすぐに対応できるように、フリー保育士を確保して、緊急的な対応をしているというような事業者があります。そういう方に対しても、この今申し上げた保育従事職員宿舍借上支援事業の中に加えていくということは可能なかどうかということをお教えてください。

○佐藤保育課長 フリー保育士の関係でございますが、まずフリー保育士というのは複数の園で従事する保育士のことなのかなと考えております。現在の宿舍借上げの制度の枠組みでは、一応常勤という枠組みがございますので、現在の国等の補助金の制度の中では厳しいというところを認識しております。

○つる委員 ありがとうございます。さまざまな工夫の仕方だと思うのですが、聞いている中では杉並区では、ほかの区と重複しなければ認めますという見解も伺っているところでもありますので、そうしたところをぜひ参考にさせていただいて、まずは今、フリー保育士という形で言いましたが、各事業者で言い方がばらばらかと思うのですが、そうした対応をされている事業者があるかどうかということとか、そうした方が何人ぐらいいるのかという実態把握をまずやっていただければと思います。これも要望で終わりたいと思います。

次に、245ページの産後家事育児支援について伺っていきたいと思います。時間の関係上、まとめて伺いたいと思いますが、平成28年度の利用状況、また皆さんのお声を教えてください。

昨年9月の段階で、常任委員会だったと思うのですが、委員の質問に対しては、17名で117時間とありました。今年度は1人1日平均2.5時間で4日ぐらいの設定だということだそうですが、あと

は産後ドゥーラの単価が1時間当たり2,000円から4,000円ぐらいだということと、そうすると利用者の負担は1時間当たり1,000円から3,000円ぐらいかということです。

それから、今回平成28年度に比べると平成29年度予算は10万5,000円増になっておりますが、その理由を教えてください。

それから、皆さんのお声を受けて、ぜひ今後、積極的に助成額の増加だとか時間の拡大だとか、対象の拡大、この辺も検討していただきたいと思いますが、あわせてご見解を教えてください。

○高山子ども育成課長 産後家事育児支援のお尋ねでございます。

まず、現在1月までの実績を申し上げますと、利用者の方に関しましては37名、それから利用時間につきましては259時間ということでございます。

それで、利用者の声ということで、幾つかご紹介させていただきますと、初めての出産で里帰りをした。その直後うつになったけれども、部屋の片づけなどについて親身になってお手伝いをいただけたとか、あるいはご主人の意識が変わったなどといった好意的な意見を寄せていただいております。

そして、昨年度より10万円ほどの予算増につきましては、こちらは役務費、印刷にかかる経費等の部分につきまして若干上乘せしたものでございます。

それから、最後に制度の改正につきましては、今年度10時間を上限といたしましたが、来年度につきましては20時間ということで、上限枠の拡大を考えております。と申しますのは、利用者の利用時間数が多かったというところが、今回の改定の理由でございます。

○本多委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 227ページの障害者災害対策支援事業を伺いたいと思います。事項別明細を見ましたけれども、内容は7施設分の備蓄した非常食と飲料水の賞味期限切れの取りかえとありました。まず、福祉避難所は13カ所ですが、この7施設ということはどうしてかということと、これらはどこの二次避難所、福祉避難所が対象なのか、伺いたいと思います。

また、この備蓄の量は施設の職員、利用者、地域の住民の何日分となるのか、つまり備蓄基準はどのような考え方なのか、想定は何なのか、伺いたいと思います。

また、大きな震災が地方であるたびに、障害がある方も自分たちはどうなるのかと不安の声が私のところにも寄せられますけれども、障害がある方の避難生活について、どのような声やまた課題があるのか、伺いたいと思います。

○中山障害者福祉課長 障害者災害対策支援事業についてのお尋ねでございます。

こちらは7カ所分となっておりますのは、障害者福祉課が管理をする福祉避難所、二次避難所、そしてちょっと独自に補完避難所という形で設けている7カ所になります。

具体的には、心身障害者福祉会館、それからかがやき園、西大井福祉園、品川児童学園、ちびっこタイム、それから八潮の分室ということでピッコロのある建物、地域生活支援センター「たいむ」のほうになります。

それで、備蓄の量の基準でございますが、こちらの施設の利用者、そして職員の3日分に加えて、こちらに来ることを想定されている収容想定人数の3日分ということで考えているところでございます。

障害のある方は、やはり避難所生活に対する不安というのは声をいただいているところです。視覚障害の方であれば、特に行くまでの間、あるいは避難所に行ってから自分の生活、それから特に知的障害の家族の方からは、実際に避難所で大人数のところでは慣れない空間で、自分たちの子どもがそこで安心して暮らすことができるのだろうかといったような声をいただいているところでございます。

○中塚委員 今、おっしゃるとおり、視覚障害の方、知的障害の方、またさまざまな障害の方の不安の声を私も伺うのですけれども、旗の台の心身障害者福祉会館やかがやき園などの備蓄ということですが、各地の被災地の状況を見ますと、福祉避難所として開設される前にどっと押し寄せてしまうと。熊本の話ですけれども、災害時の事前協定はあったが、そこに被災した健常の方もたくさん来てしまい、スタッフ自身も被災しているので、困難を抱えた方を追加的に受け入れるのが難しかったと伺っております。開設に当たって、この施設や利用者や、また地域の方々とも丁寧に話し合っ、それぞれの福祉避難所の開設訓練や、開設や運営の計画をしっかりとつくっていくことを求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中山障害者福祉課長 やはり災害が起きた時というのは、皆さんパニックにもなりがちですので、通常の行動というよりは近くにある施設ということに避難される方も中にはいらっしゃると思います。こちらの避難所にはそれぞれのぼり旗が用意されていますので、「ここが福祉避難所です」ですとか、あるいは「二次避難所です」ということをきちんとした形でまず表示をすること。それから、職員の体制等も含めて、できるだけその避難所に避難される方がどういう状況の方を受け入れる避難所であるかということ、地域の方にも説明していく必要があるとは思っております。

訓練というところで、実は2月2日に心身障害者福祉会館で避難所開設訓練というのを試しに行ってみました。その中でもいろいろと課題として出てきたことがございますので、一つ一つ積み重ねながら、また地域の町会にもこの場所がどういう避難所かということもご了解いただきながら、福祉避難所あるいは二次避難所としての機能が果たせるよう、進めてまいりたいと考えております。

○中塚委員 旗の台の心身障害者福祉会館で訓練をされたということで、こうしたことはとても大事だと思います。まずは福祉避難所の開設訓練や、また施設の利用者、また地域住民の方々、私は実際こういう運営をする時には、地域の介護ステーションや介護事業所のこうした協力もいただきながら計画を準備して、各施設の開設や運営の計画作成を進めていただきたいと思いますのですけれども、現在のところ13カ所ある福祉避難所の中で、こうした開設や運営の計画がある施設は何施設あるのか。また訓練の実施が行われたのは何施設あるのか、今後の見通しも含めて伺いたいと思います。

また、あわせて学校避難所においても、障害のある方が集まる場所をあらかじめ決めておくことが重要だと私は思いますが、幾つの学校避難所でそれが決定されているのか、今後についても伺いたいと思います。

同時に、障害がある方の避難生活について、あらかじめ自宅だったり学校避難所だったり福祉避難所だったり、さまざまな場所で障害がある方の避難生活を支える個別の計画をしっかりと持つておくことがあらかじめ必要だと思いますけれども、現状は何人分ぐらい作成が進んでいるのか、現状を伺いたいと思います。

○中山障害者福祉課長 まず、この二次避難所13カ所のうち、訓練の実績ということですが、まず今回試しに第1回ということで心身障害者福祉会館で実施したところです。今回防災課にも入っていただいていたので、この効果検証、あるいは課題を整理して、順次体制を整えながらほかの避難所でもやっていきたいと考えています。その中で、今回は区の職員と会館の職員だけの訓練ではあったんですが、必要に応じて応援体制を組めるように、地域の方なども含め考えながらやっていきたいと思っております。

それから、避難生活の個別の計画というところになるのですけれども、地域のほうでつくっている個別プランの件数のところはまだちょっと承知をしていないところです。障害のある方の個別プランをつ

くる難しきみたいなどころもありますので、把握に努めてまいりたいとは思っております。

○古巻防災課長 学校避難所におきます障害者を含めた要配慮者への対応ということでございますけれども、現在、避難所のマニュアルを整備しているところでございますけれども、そういった要配慮者への記載につきましては、全部で35カ所で記載があるということで把握をしております。

○中塚委員 この13カ所ある福祉避難所で開設や運営の計画があるのが何施設あるのか、この点を伺いたいと思います。

個別のプランですけれども、もちろん難しさがあるのは私もそう思います。伺いたいのは、例えば、日常の障害者サービスをつくる場合は、本人だったり家族だったり施設の利用者ともよく話し合っサービスを決めるということですが、まずこれでよいのかという点を確認させていただきたいのと、だからこそ、災害時の対応もあらかじめ動きや支援をしっかりと決めることがとても大事ではないかと思うのですけれども、この点も伺いたいと思います。

○中山障害者福祉課長 二次避難所等の災害時の計画というところですが、各避難所ではそれぞれBCPとして準備をしているところです。ただ、個別の実際に災害が起きた時の対策というところまで踏み込んでいるかどうかは、それぞれの施設ごとに違うと思っております。

それから、サービスのプランをつくる時ですが、これにつきましては当然ケアマネージャーとサービス提供事業者と、それからもちろん障害者であるご本人の意向ですとかを確認しながらプランを立てています。ですので、個別の支援計画、災害時の個別の支援計画というのもそういった視点で作成することが望ましいというのは確かではあります、現在のところまだそこまで手が回っていない状況であります。

○中塚委員 いろいろご努力は進んでいるのかなとは思いますが、一方で明日起きてもおかしくないと思えますと、しっかり進めていかなければならないと私も思います。

福祉避難所については、熊本の震災の教訓を幾つか伺ったのですけれども、トレーラーハウスの福祉避難所が力になったと伺いました。トレーラーハウスは持ってくればすぐに使えますから、とてもよいアイデアだと思います。品川区も備蓄や事前協定の中で、こうしたトレーラーハウスの活用を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、比較的丈夫で広い空間のある大学との連携、熊本でもこうした教訓があると伺いましたけれども、あらかじめ協定を結んで、この福祉避難所としての機能を、また学生ボランティアの協力も得ながら連携を進めることはできないかと思うのですけれども、この点も伺いたいと思います。

個別の一人一人の災害時の計画ですけれども、やはり避難生活を送る障害者の生活について、例えば自宅の耐震化の状況や家具転倒防止がされているかどうかの確認や、また学校は自宅で避難生活を送る上でどうやって支援を実施していくのか。地域のつながりや地域のヘルパー、またヘルパーを引退された方でもやはりまだお元気な方もいらっしゃいますから、そうした方も踏まえて、一人一人の支援計画作成を品川区は主体的にしっかりと進めていただきたいと思うのですけれども、この点を改めて伺いたいと思います。

○古巻防災課長 まず、トレーラーハウスの情報をお話しいただいておりますけれども、これは熊本地震の際、益城町のほうでグランメッセ熊本という県の施設に設置をしたということで聞いております。トレーラーハウスは、先ほど委員もお話しされておりましたけれども、一般の避難者が福祉避難所として指定している避難先に避難してしまって、その機能が失われてしまったというところで、トレーラーハウスの活用等をしてきたのかなとも思います。区ではひとまず現行の対策をベースにしまして検討を

進めるという中で、いただいた情報については参考とさせていただきたいと考えます。

あと、大学の連携でございますけれども、現在区内の各大学と補完避難所ということで、施設の提供ということで協定を結ばせていただいておりますので、そういった中でどういった連携の仕方ができるのかというのは模索していきたいと思っております。

○中山障害者福祉課長 避難生活に向けての個別の計画というのは非常に大事なことだとは思っていますが、きちんとつくろうと思えば思うほど時間もかかるものだと思っております。そういった中では、障害者団体の方とも連携しながら、まずどういった心配があるか、どのような体制がとれるか、あるいは改めて自分の家の再点検といったようなことも一緒に考えてもらいながら、体制を組んでいきたいと考えております。

○中塚委員 大学との連携は、現在も協定を結んでいることは承知しているのですが、大学の構内やロビーといったところはとても福祉避難所としての機能として、また学生の協力も得て進めていくということ、こうした視点で検討ができないかと思うのですが、改めてこの点は伺いたいと思います。

また、いずれにしてもさまざまな方から協力を得ることがとても必要ですから、障害がある方の支援について地域の協力もとても大事だと思います。そのためには、この障害がある方への理解、災害時にどのようなことが困るのか、どのような支援の仕方があるのか、そうした理解を進めることが、計画全体を進める上でもとても大事だと思います。

そこで、調布市では障害がある方の支援をする際のヒントとして、障害がある方への災害時支援ガイドを作成して理解を広げております。こうした支援ガイドを品川区でも作成していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○古巻防災課長 大学との連携というところで、答えさせていただきます。大学との連携は、今、補完避難所という形で協定を結ばせていただいております。どういった形でのというのは、先ほども申し上げましたけれども、今後先方の考え方ということもあるかと思っておりますので、その辺整理しながら、対策については今後検討を進めてまいりたいと思っております。

○中山障害者福祉課長 地域の方への災害時支援ガイドをとのお尋ねでございます。そうしたものが必要だろうということは認識しております。今、品川区でも合理的配慮を進めるために、まちの皆さんに向けて、そうした差別解消に向けたガイドブックをつくっております。そうしたものも活用しながら周知するとともに、実際に災害時の支援ガイドはどのようなものがあるのか、周りの自治体のことも研究させていただきながら考えていきたいと思っております。

○中塚委員 ぜひ進めていただきたいと思うのです。少しだけ紹介したいのですが、この調布市の支援ガイドは、例えば視覚障害がある方については肩やひじにつかまってもらい、少し前を歩く、手やひじをつかまない、引っ張らない、背中を押さないということが書いてあります。知的障害の方は、走ってはだめではなくて、「ゆっくり歩こうね」とできるだけ肯定的にすることが大事だと。それぞれの特性に合わせてこうした支援ガイドを品川区でも進めていただきたいと思っておりますので、要望したいと思っております。

○本多委員長 次に、松永委員。

○松永委員 よろしくお願いたします。

私からは、223ページの紙おむつ支給について、関連して231ページの入院中の紙おむつ代助成事業について、245ページの子ども食堂開設希望者等支援について、時間がありましたら245ペー

ジの児童相談所移管推進経費について伺います。

まず、223ページの紙おむつ支給について、6,700万円と前年度と同額であり、231ページの入院中の紙おむつ代助成事業では、1,157万3,000円から676万円と約500万円減となっておりますが、このそれぞれの平成28年度の成果について伺いたいと思います。

○永山高齢者福祉課長 まず、紙おむつ支給事業につきましては、平成27年度から紙おむつの種別を増やしまして、よりその方に合わせた紙おむつを選べるようにいたしました。また、必要な方にきちんと配布できるようにということで、平成24年度から現況調査というのを行ってございまして、その調査は毎年行い、配布をしているところでございます。

それから、入院中の紙おむつのほうでございすけれども、昨年度から開始をいたしました。なかなか最初は周知のほうは今ひとつだったところもあるということと、要介護度3以上を対象としていたのですけれども、そうすると入院中の方につきましては要介護の認定がされていない方が多いということで、平成28年度からはその要介護度をとりまして、非課税者については、どなたでもという形で行っているところでございます。

また、PRのほうにつきましても、ポスターやチラシを新たに配布をして、医療機関等にも配布しているということで、今後さらにと言いますか、徐々にということでしょうか、伸びていくのではないかと考えております。

○松永委員 ありがとうございます。この223ページのほうの紙おむつ支給では現物支給という形で、231ページの入院中の紙おむつ代ということで、現金支給という形がとられていると思いますが、それぞれの紙おむつがどのようなルートで利用者の方に届けられているのか、手渡されているのか、ちょっと流れについてそれぞれお願いいたします。

○永山高齢者福祉課長 両方とも社会福祉協議会のほうに申請をしていただきます。それで、支給につきましては、薬業組合のほうに社会福祉協議会が委託をしております、直接自宅に必要な分を配送しているという方法になっております。

それで、入院中の紙おむつですけれども、30日以上入院に対して支給いたしますので、その領収書と申請書を社会福祉協議会のほうにお持ちいただいて、それで助成金を払うということなのですが、紙おむつ自体はその病院の中で指定されている紙おむつを病院側で使っているということで、費用を請求されますので、その分を5,000円補助するという方法をとっております。

○松永委員 わかりました。では、この入院中の紙おむつに関しては30日以上ですね。退院してから領収書を持っていくという形でよろしいのか、確認いたします。

また、もし紙おむつが余った場合に、その紙おむつはどのような取扱になっているのかちょっと伺いたいと思うのですが、実は私も聞いた話なので本当かどうかわからないので、ここで聞きしたいと思うのですが、戻された紙おむつが、また事業者に新品のまま戻ってくると。戻ってきて、では事業者としてはその紙おむつをどうするかというと、そのまま新品のまま処分をしないといけないという形になってございまして、それだと何かもったいないなという感じはあるので、その現状、使われなかった紙おむつはどのような形になっているのか伺いたいと思います。また、そういった余るといふことはあるのかどうかも伺いたいと思います。

○永山高齢者福祉課長 入院中の紙おむつ代の助成につきましては、退院してからの申請となっております。

それで、あと配給のほうのおむつが余った場合ということですが、現状の仕組みの中では、業

者のほうに戻されるという方法はなかなか考えられない状況になっております。というのは、業者は自宅に配送して、利用者が納品書をお渡しして、その実績を1カ月分まとめて社会福祉協議会のほうに申請をして払うという方法ですので、そこで使わないということになれば、戻されるということはありませんし、万が一何かで戻された場合についても社会福祉協議会のほうに連絡が入り、社会福祉協議会のほうがとりに行くというような方法をとっているところです。

それで、ただ本当に封をあけて使いかけの部分があると思うのですが、それにつきましては社会福祉協議会に戻してもらうか、または民生委員を通じて戻してもらうという方法を取り、戻ってきたそのばらの紙おむつについては、民生委員が地区を回る時に時々必要だと思われる方に配布をしているという状況になっております。

○松永委員 ありがとうございます。

それでは、次に移ります。245ページの子ども食堂開設希望者等支援について伺います。近年孤食対策、または子どもの貧困対策として子ども食堂が注目を浴びているところであり、今回品川区でも希望者支援という形で取組んでいかれると思うのですが、このプレス発表ではステップ1、ステップ2ということでハードルがあるのですが、その中に運営側と提供側の間に社会福祉協議会があり、区とも連携とれるようになっております。

そこで、現在本区で子ども食堂というのは何カ所あるのかということで、ちょっと調べさせていただきました。こども食堂ネットワークというホームページを確認したところ、3カ所掲載されておりました。その3カ所について、品川区では連携をとられているのかをお伺いいたします。そして、またその違いです。今後進めていく品川区独自の子ども食堂なのか、それとも今現在ある子ども食堂と同じような形になるのか、それについてちょっと伺いたいと思います。

○廣田子ども家庭支援課長 まず、子ども食堂との連携という話ですが、実際にやっている方が数カ所いらっしゃるということは存じ上げているのですが、地域のコミュニティの中で行われている自主的な活動ですので、全部把握しているということではないので、交流のある方もいらっしゃいますし、直接交流がないところもございます。

子ども食堂のあり方なのですけれども、子ども食堂として区として実施するのではなく、地域の子ども食堂の活動を支援するというのがこの事業の趣旨となっております。

○松永委員 わかりました。ネットワークづくりということでよろしいですか。ありがとうございます。ぜひ子どもの貧困対策として、早期に開設をしていただきたいと思います。

最後に、245ページの児童相談所移管推進経費について伺います、東京都内の人口は約1,300万人で、児童相談所が11カ所ということでもありますけれども、法改正が行われまして特別区でも児童相談所が設置できるようになりました。平成29年度予算では約998万2,000円ということになっておりますが、その内容について、最後に伺いたいと思います。

子どもや保護者の置かれた状況を把握することができる専門的知識を持った職員が必要で、また一時保護所でも子どもたちが生活を送っている設備も整備していかなければいけないと思うのですが、そうした課題がある中で、今現在の児童相談所との連携について伺いたいと思います。

○高山子ども育成課長 児童相談所移管推進経費のお尋ねでございます。こちらの金額の内訳でございますが、いわゆる設置している先進都市視察の旅費と、あと検討委託経費ということで計上させていただいております。

地元の品川児童相談所等との連携の状況ということでございますが、日常的なケースの共有の会議な

どは月1回持っておりますし、今後移管に向けて意見交換などを十分してまいりたいと考えております。

○本多委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 よろしく申し上げます。私からは255ページの保育園運営費で、保育園の入所基準などについてお聞きしたいと思います。委員長の許可を得て、品川区の保育園のご案内の提示をさせていただきます。

この保育園のご案内のパンフレットなのですけれども、区民にとって、これをぱっと見て、ちょっと分かりにくい部分があるかなと思っております。例えば基本指数のところ、ひとり親の場合はどうやって見るのかなと思いましたが、それは基本指数の表の番号9番の不存在として、そのように解釈して読んでいく、判断していくということなのですけれども、補足の説明文もありませんし、区民の方が見たら、私は、ひとり親なのだけれども、どうやって見るのかというところがわかりにくいかなと思っております。また、この保育園のご案内自体が単色刷りで、色もついていないのでわかりにくい、見にくい場面もあるのかなと思っております。

今後、品川区としても定員の拡大や新規開設、そして何より世間の注目も集めております保育園のことですから、まずこの保育園のご案内のパンフレットをもっと区民にとってわかりやすくすべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。例えば補足説明の充実や、もっとすっきり読めるように再編集したり、フローチャートをつけたり、カラー刷りにしたり、そうした工夫をしていただきたいのですけれども、その点の区のご見解はいかがでしょうか。

○佐藤保育課長 保育園のご案内に関するご質問です。確かに25年ぐらい前はA4両面刷りの2枚ぐらいで済んだのですが、その後、たび重なる制度改正・拡充等がありまして、保護者の方からも情報を求められますので、これぐらいの厚さになっているところでございます。

また、窓口のほうで各入園相談係の担当がきめ細かく丁寧にご説明をしているところではございますが、今後もより見やすいような形の冊子に変更するなど検討をしていきたいと思っております。

○筒井委員 ぜひ、よろしく申し上げます。

やはりこの時期に保育園を不承諾になってしまった、いわゆる保育園落ちてしまった人からの区民のご不満やご批判を非常に受けます。その中でもどういった声があるかということ、特に優先順位のところの階層、課税額のところなのですけれども、「私はこんなに品川区に納税しているのに入れなかった。納税すればするほど行政サービスを受けられないというのは、少し不合理ではないか。」また、「階層一つ違いで落ちてしまった」という声が入っております。特にご指摘の中で重要だと思えるのは、品川区に私はずっと住んでいるのにだめだった。中には親子二世帯にわたって品川区に住んでいるのにだめだったのは、少しおかしいのではないかという声を聞こえております。

一番最後の品川区にずっと住んでいるのにというのは、品川区にずっと在住しているということは、より品川区に対して納税をしているということであります。品川区の地域に大なり小なり貢献している可能性もある方だと考えております。やはり品川区に在住年数が多いという方を優先すべきだと、逆に優先されないのはおかしいのではないかと考えております。また、品川区にとってもやはりこの品川区内の在住年数を優先するのは、非常にメリットがあると考えております。

今、入園目当ての転入という方が増えております。極端な話、今まで品川区に住んでいなかったのに、保育園入園目的のために3日前とかに転入してきて保育園申し込みをされている方。ただ、これは今まで品川区に納税していないのに、いささか不合理な面があるかなと思っております。品川区の保育園、今まで品川区内の納税によって、保育園の開設や維持がされているわけです。区民の税金が使われているのに、

○佐藤保育課長 品川区では、在宅子育て支援の面でも事業を展開しておりますので、今後もそれらの周知に努めてまいります。

○本多委員長 次に、横山委員。

○横山委員 よろしくお願ひいたします。私からは、245ページの児童相談所移管推進経費についてをお伺ひいたします。本会議において、我が会派の鈴木真澄委員の代表質問でも、前向きなご答弁をいただいたところであります。先ほど若手市議会議員の会でもともに勉強した松永委員からもご質問がありました。

まず初めに、児童相談所移管推進の文字が、品川区の予算書に挙がってきたということに、私は感謝しております。濱野区長をはじめ、区長会の方々、子ども未来部の前任の方々を含めた職員の方々、都、区、国、かかわるすべての皆様が、それぞれのお立場ですばらしい仕事をしていらっしゃいます。光は皆様の中にあるのだと感じた瞬間でした。お一人お一人の心の中にある温かな光で、引き続き品川区の児童福祉を照らしていただけたらと思います。

ここからがスタートラインですので、詳細をお聞きしてまいります。児童相談所の現場、利用者の混乱を最小の抑えるためには、都と区が一丸となって足並みをそろえ、同じルールで動くことも大切だという提言もありますが、設置に慎重な区との温度差があることも事実です。こうした現状を受けとめ、品川区としてできることを一歩ずつ進めていただきたいと思いますと考えますが、最初に一言、児童相談所移管推進への区長の思いをお聞かせください。

○高山子ども育成課長 児童相談所設置に向けてのということで、濱野区長を中心に、今回の児童福祉法の法改正までこぎつけたということで、品川区としましては引き続き早期の設置に向けて努力を進めてまいりたいと思います。

区で児童相談所を設置するメリットという点でございますが、やはり都の時代ではなし得なかった地域のコミュニティを核としましたケアの体制、それから児童福祉体制の再構築といったことが主となるかと思っておりますので、このことについては全力で取り組んでまいります。

○横山委員 ありがとうございます。そのお気持ちをお聞きできて大変感謝しております。

続いてまいります。こちらは都に確認をしていただきたいと思いますのですけれども、児童福祉士の都の研修ですが、毎年20人の受け入れを、来年度は35人へと拡大する予定です。現在の状況で、都の児童相談所に15人追加で受け入れる余裕はほとんどないのではないかと懸念しております。区としては研修人数を増やしていただくというのは大変ありがたいことではありますが、実際に研修を受け入れる現場の声を大切にしていきたいと要望いたします。

児童相談所の所長、職員の方々は、毎年虐待対応件数が増え、手一杯の中で、研修業務が増えることとなります。トータルの業務量が負担増にならないよう、例えば事務作業等の専門性を必要としない業務については細分化して、非常勤のアシスタントの方に業務を分担するなど、業務量の調整、メンタル面のケアは最低限必要です。品川区からも派遣をお考えでしょうか。区は職員の方々を大切にしていると思っておりますが、派遣職員や受け入れる側の都の職員もぜひ大切にしてください。現在の児童相談所の現場から学べることは多くあるかと思っておりますが、ハードな環境であることもまた事実です。研修職員の業務量の調整、そしてメンタル面のケアは区と都で協力体制を整え、ぜひ実施をお願いいたします。ケアする人をケアする体制が大切になってきますので、お願いいたします。

研修職員、新人職員に対しては、外部からの精神保健相談員の派遣と同時に、内部の上司、所長の両面からのバックアップ体制を整える必要もあります。立ち入り調査、一時保護時、職員をどう守るかに

ついて、一時保護所の24時間勤務とローテーションについて、区のご所見をお聞かせください。

都と区の支援についてです。改正児童福祉法では設置主体の区が人材育成を行うのが原則で、都の専門人材の長期的な派遣や身分の切りかえなどは想定していないと聞いておりますが、今後スーパーバイザーにつきましては、ぜひ都から長期的な派遣、身分の切りかえをお願いしたいです。千代田区のご担当者が主張されているように、都の会議等にも参加させていただくことを要望いたします。区からのバックアップをあわせて要望いたします。都の福祉保健局は、区側から具体的な提案を受けてから対応を考えるとの構えを示していますので、ぜひ品川区からも具体的なご提案をお願いいたします。

まず、ここまでお願いいたします。

○高山子ども育成課長 幾つかお尋ねをいただきました。両方いただいておりますが、まず人材育成の面でございます。品川区は、これまでも品川児童相談所のほうに児童福祉士候補としまして、福祉職の職員を派遣してまいりました。これにつきましては、今後も継続的に進めてまいる考えでおります。あわせまして、心理職の派遣につきましても同時並行で進めてまいりたいと考えております。

お話の中にありましたメンタルケアの部分でございます。先日、相模原市の児童相談所設置にかかわりました当時の担当課長の方のお話を伺った際に、やはり派遣されている職員のメンタルケアということで、当時のその担当課長も足しげく派遣先のほうに足を向けまして、派遣されている職員を励ましたというようなお話も伺っておりますので、派遣してそれだけということではなく、きちんとした継続的なメンタルケアについては考えてまいりたいと思います。

また、新人につきましては、今回の相談所設置に向けまして職員を順次増員配置していく必要がございます。内部での育成と派遣と、そして研修体制ということで、人材育成につきましては十分に検討の上、計画的に進めてまいります。

それから、お尋ねにありました一時保護所の24時間のローテーションの体制ということでございますが、これにつきましては、一時保護所の定員との関係もございます。大きくは男性、女性の違い、そして幼児、小学生、そして中・高生というような年齢に合わせました定員設定によりまして、必要な職員数も変わってまいります。おおむね三交代かとは思いますが、その定員に見合った手厚いケアができればということで、体制については今後も検討してまいります。

それから、スーパーバイザーのお話も出ました。おおむね5年以上の経験を有する者がスーパーバイザーということで認定されていくわけなのですが、現状、区は採用と同時並行で人材の育成にも取りかかっております。派遣した先に養成をお願いするとともに、さまざまな都の研さんの機会に区の職員も同席させていただくなどしまして、しっかりとした人材育成について進めてまいりたいと考えております。

それから、都からの派遣、それから身分切りかえなどの部分については、現在都・区の間でこれからの協議事項として俎上に上がってくることでございますので、こういった点につきましては開設当初は手薄な状態ですので、都からの派遣につきましては、引き続き区長会を通じまして要請してまいりたいと考えております。

○横山委員 ありがとうございます。体制のほうは確認できましたので、準備をぜひそのように進めていただいて、都のほうにも積極的に提案をしていただければと思います。

私、先月大阪府茨木市の女子会に参加してまいりました。視察の希望をお伝えしたところ、視察ではなく参加をお願いしますという快いお返事をいただきました。女子会を名づけられた茨木市のコミュニティは、育児不安、育児困難を抱えた方をサポートしたいという思いで生まれました。学ぶ会、セミ

ナー、お茶会などを通して子育てについて語り合い、学び合い、つながりをつくっています。

私は品川区版の女子会のようなコミュニティができればと考えています。私の理想は、男女の共学バージョンです。実際には小さな単位でのコミュニティはもう既にあります。私もその一人ですが、支え合って子育てをしている区民の方々がたくさんいます。子育て支援の地域コミュニティをどう育てていくか。地域コミュニティからこぼれ落ちてしまった方の受け皿と、コミュニティ参加にどうつなげていくか。児童相談所や関係機関を連携をして地域で支え合う仕組み、お父さん、お母さんを追い詰めない助け合いの支援の仕組みを追求したいです。監視、通報の段階になる前に、事前に地域でできることも数多くありますが、ネウボラ、子ども食堂などの区の事業と、地域の支え愛コミュニティをどうつないでいくか、区のご所見をお聞かせください。

私が区議会議員のお仕事をさせていただく前のエピソードなのですが、地域の子どものことで気になることがありまして学校の先生に相談しました。その時言われたのが、「お母さん、今、お母さんにできることは、その子どものお母さんの支えになってあげることですよ」というご助言をいただきました。そのアドバイスは本当の的を射っていて適切なご助言をいただいたのですが、その当時の私は何の専門知識もなく適切に対処することができず、ただただ悔しさに涙することしかできませんでした。児童相談所の業務には保護者支援、ペアレントトレーニングが含まれていますが、保護者の支援は大変困難をきわめていまして、児童相談所等の専門の知識を持つ方の支援だけではなく、それまで関係を築いてきた地域の人間関係の適切な見守りが必要となってきます。

大阪の女子会では、まるで実家に瞬間移動したような経験をしました。お昼寝していた幼児が起きた瞬間、主催者の方が、自宅の冷蔵庫のすき間にガムテープをがっとう張り出したのです。これは何が起こるのかと想像していたら、寝ていた幼児が起きて、ぱたぱたとそこに来てその冷蔵庫を開けようとするのです。でも開かないのです。ああ、そういうことなのだと思って、それでその間お母さんたちは何をしているかという、それぞれ子どもの子育ての相談、家庭のことの相談、自分の勉強の相談だったり、仕事の相談だったりというのを、メイクをしているお母さんもいれば、すっぴんでパジャマのお母さんもいる。そういった中でお話をされていました。

私は、そういった心配でもなく、おせっかいでもなく、あなた方親子のことが大好きでずっと見守っていますよという人間の温かさ、できることをできる人ができる時に担う。できないことを支援する。寄りそう支援の形がそこにはありました。ここにいていいのだというぬくもりと安心感にあふれた居場所がまさにそこで実現をされていました。そうしたことが、品川区で今後コミュニティ的にもつくっていければと思うのですが、区としてどのように支援していただけるのか、お考えをお聞かせください。

○高山子ども育成課長 現在、品川区で取組んでおります妊娠・出産・育児への切れ目ない支援ということで、ネウボラネットワーク、それから、新たに話題となってきました子ども食堂の話題など、品川区でこれまで子育て支援、児童福祉の中で取組んできたさまざまな施策と、現在遡上に上っております児童相談所の移管、こちらが融合するような形で、新たな児童福祉のグラウンドデザインが描ければと考えております。

目指すところは、品川区で持ち合わせておりますさまざまな資源、それから地域の皆様、保護者の方々、主任児童委員の方々、民生児童委員の方々、そして町会・自治会を初めとするさまざまな地域の方々が子育て支援にかかわっていただくことで、これまで難しかった地域ぐるみのケア体制に変えていければという思いで、この問題については取組んでまいりたいと考えております。

○横山委員 ありがとうございます。引き続きそちらのコミュニティの支援のほうもぜひお願いをいたします。

ちょっと細かいところに入っていきます。法律施行後5年をめどに児童相談所の設置を目指すということですが、スケジュールを教えてください。

児童相談所移管推進委員会の設置ですが、メンバーと委員会の開催回数や時期がわかりましたらお知らせください。

品川区児童相談員、主任児童委員の宿泊研修が3年前に実施されていますが、平成28年度の実施の参加人数と研修内容、それを来年度どのように活かしていくとお考えでしょうか。

石川県金沢市の視察を予定されています。私自身の金沢市と横須賀市の児童相談所の視察は必須と考えておりますが、開設までのなるべく早い段階で、金沢市だけではなく横須賀市も視察していただきたいと要望いたします。

2月16日の最新の区長会と部課長会でのモデル3区、荒川区、世田谷区、江戸川区の現状と、情報のフィードバック方法を確認させてください。

○高山子ども育成課長 まず、大きく5点質問をいただいたかと思います。

まず、スケジュールにつきましては、昨年5月の児童福祉法改正を受けまして、政府としましては5年後を目途に設置できるように支援をするといったことを受けまして、区ではまずはそういったスケジュール感で考えております。具体的には用地の確保、そして設計におおむね2年、そして建設に2年ということで、5年程度の期間を見込むところではございますが、これにつきましては可能な限り前倒しができるように、1年でも半年でも早くこのスケジュールが進むように、この時期に用地確保を初めとするさまざまな課題には取り組んでまいりたいと思います。

それから、政府に対しまして児童相談所設置に向けて計画案を提出する必要があるのですが、こういった計画案の策定と並行しまして、先ほどお話にありました人材の育成といったものを並行して進める必要があると思います。いずれも計画的に進めていく考えでございます。

それから、児童相談所推進委員会のメンバーでございますが、トップは中川原副区長をトップとします会議体でございますが、副委員長としまして子ども未来部長、そして福祉部長、健康推進部長も加わっての会議となっております。開催につきましては、現在までのところは1回の開催でございますが、今回の12月の区長会の動きも踏まえまして、今後は頻回に開催については設定してまいりたいと考えております。

それから、金沢市の視察に加えての横須賀市の視察ということでございますが、私、機会がありまして、昨年視察する機会に恵まれましたので、多くのメンバーを募りまして再び横須賀の地を訪れたいと考えております。

それから、主任児童委員の宿泊研修の中身につきましては、主任児童委員の方々が企画しているものでございますが、私も同行させていただきました。こちらにつきましては、青梅市の誠明学園という児童自立支援施設のほうを訪れてまいりました。

それから、モデル区のフィードバックにつきましては、今後の話となりますが、調整状況をもとに、自区の計画に反映できるようにしたいと考えております。

○本多委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、565ページ、介護会計の認知症総合支援事業費、233ページ、障害者の短期入所、247ページ、保育事業助成、245ページ、子どもの未来応援事業、最後に237ペー

ジ、障害者の芸術活動支援事業で、これは福祉と教育委員会にも若干お聞きをしたいと思います。

まず、介護会計の認知症総合支援事業費ですけれども、平成26年の一般質問で、認知症カフェを地域支援事業のメニューに加えてほしいということを訴えていました。今回初めて入りまして、歳入のところで、ちょっと済みません、ご答弁が尻切れトンボになってしまったのでもう一度確認をします。

今回、認知症ケアパスを第1号被保険者の全世帯にお配りになるというところで、まず入り口となる認知症カフェの記載がちょっと少なかったということでお伺いをしましたところ、ご答弁の途中までは、まだ事業を始めていないから登録をしていないので載せられなかったというご答弁がありましたけれども、では、登録をこれからされるということで、これはしっかり認知症ケアパスに載せていただけるのかということ、またホームページにこれをしっかり掲載をして、まず入り口である認知症カフェを周知するというのをさせていただけるのかどうか、その確認をしたいと思います。

○永山高齢者福祉課長 認知症カフェにつきましてはは来年度登録をいたしまして、なるべく定期的に行われるように支援していきたいと考えております。登録をいたしましたら、ケアパスのほうに掲載をしていきたいと考えております。また、ケアパスにつきましては、4月1日付でホームページにアップさせる予定になっております。

○あくつ委員 ありがとうございます。月1回の開催をこれから多分義務づけるというようなお話、それが補助金を受けるための一つの条件であるというふうになると思うのですが、私も10カ所以上地方とか品川区の認知症カフェを見て体験させていただきましたが、さまざまな形でやっていて、それが逆にかせになって、牛の角をためて殺してしまうようなことにならないように、個性を生かした形に展開をしていっていただきたいと思います。

続きまして、障害者の短期入所について、介助の性差についてお伺いしたいと思います。

障害者の奥様を持つご主人からご相談を受けましたので、ご紹介をします。ご主人は63歳、奥さまは61歳で割と若い方なんです。私も新妻副委員長もよく存じ上げている仲睦まじいご夫妻からです。

お2人とも、奥さまは十数年前に脳梗塞を患われまして、ほとんどご自分で体を動かすことができません。車椅子で生活をされ、介助者が必要で要介護5です。麻痺があるため言葉を発することもままならないのですけれども、奥さまの意識レベルは全くのクリア、正常です。ご主人も慢性的な自己免疫疾患を患っておられます。会社では責任あるお立場で働きながら献身的に介護をされているのですけれども、月2回、ショートステイで3泊4日介護保険で奥様を高齢者施設に預けておられます。

今年2月にこのようなお便りをいただきましたので、少し読みます。「妻の介護のことはケアマネジャーに相談をしています。預けられればどこでもいいわけではありません。入浴やトイレ介助は女性職員が必須なのです。現状、僕らが住んでいる品川区でそれを受けてくれるのは、現在ショートステイを利用している〇〇ホーム1カ所のみです。他の事業者は、簡単に女性職員の介助は約束できませんと答えてきました。

具体的に言わないとわからないと思うので、はっきり言います。男性がトイレ介助をするということは、トイレットペーパー越しとはいえ家内の陰部を触るということです。これに、正常な意識を持った家内が耐えられるわけがありません。我が品川区のショートステイのほとんどの事業所は、それを平気で強いるのです。障害者の人権はどこにあるのでしょうか。現在利用している〇〇ホームは勤務日程を家内に合わせて組む努力をしてくれています。他の事業所は即答で、勤務の都合で男性がつくことは当たり前とばかりです。僕の社会人としての常識から言えば最低のサービス業者です。いろいろ書きましたが、正直言ってかなりの窮地に立たされている感じです。僕のように戦える者はいいいのですが、ほと

んどの介護家族は弱いと思います。つらい思いをしている弱い人たちを守ってください」。

これでも若干言葉はマイルドにしてあります。このような内容でした。恐らく現場の介護職員の皆さんは、限られた人的資源の中でショートステイも含めたシフトをぎりぎりで組んでおられる。これは本当に現状だということはわかっています。ただし、一方で障害者だから、高齢者だからと言って、女性の利用者が男性の介護者に排泄や入浴の介助を受けなければならないのかという問題もあります。もちろん男女が逆の場合で嫌な思いをすることはあると思います。

やはりこの障害者差別解消法の合理的配慮という考え方で、これが現場のシフトが目いっぱいだから仕方がないのかと。だから同性介護は無理ですと、嫌ならやめてくださいというのが、果たしてこれが合理的な配慮の範囲なのかというところがすごく難しいと思います。自分の家族に置きかえたときに、自分の女房だって自分の母親だってもしそうなった場合に、やはり私もそれはそうなったら嫌です。やはりご相談者によれば、やはりこの〇〇ホームの今受け入れてくれるところも大変な中、やりくりをしてくれているそうです。ただし、同じ指定管理者の別の法人のところは、施設長の方針で一切シフトのやりくりもしてくれなくて、それは無理ですと言下に断られたそうです。

相談者の方も、どの施設もシフトが大変なことは理解しているのですが、恐らくやり場のない憤りというのは、その対応だと思うのですね。自身も企業にお勤めになっている中で、顧客に対して何の努力や対応も示さずに、言下にそれは無理です、嫌ならどうぞやめてくださいと言うこと自体が、やはり一般社会であり得ないということで、諦めを強いられてしまっていることに憤っていると。

これはすごく難しい問題だと思うのですが、施設での異性による介護というのはどう考えられているのか、これは障害者部門にもお伺いをしたいと思います。そして、高齢者部門にも伺いたいのですが、このような現状に対して果たして仕方がないで済ませていいのか、統一した対応を求めたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○中山障害者福祉課長 障害者施設における基本的な介護というのは、同性介護を基本とさせていただいております。すなわち、女性に対しては女性職員が、男性に対しては男性職員がということで対応させていただいています。ショートステイの場合も、できるだけ女性と男性の両方の介護職が夜勤に入って対応するというのが基本になっております。

ただ、全く私も一回だけ、その同性介護ができないということで、施設のほうから照会をいただいたことがあります。その時はご家族、ご本人に確認をさせていただいて、申しわけないけれども、一日だけ同性介護でなく異性の介護でということで、ご了解をいただいた上で短期入所に入所いただいたということがございます。

○永山高齢者福祉課長 脳梗塞で施設のショートステイを使っているということですので、高齢者の介護サービスを使っている可能性も強いかなと思っております。それで、高齢者のほうの施設につきましては、原則としてはやはり同性介護ということを区でも指示しているし、施設側もそういうふうに努力はしていると思うのですが、24時間のサービスの中で、どうしても数回そういう例えば女性なのに男性が介護するという場面も発生することもあるということで、施設側も大変苦労していると聞いております。

それで、あとはこのご本人様への対応というところもちょっと問題があるかなというような感触もありましたので、施設側のほうにはできるだけ同性介護をするということと、あとご家族の方にきちんと納得するようご説明をするようにということで、指導していきたいと考えております。

○あくつ委員 すごく難しい問題です。別に批判をしているわけではないのですが、現状と、

やはりその思いとのほざまという問題だと思しますので、そこをくんでいただいて、ぜひ施設のほうにもそういう対応をしていただくようにというところをお願いしたいと思します。

続きまして保育園のところで、保育園の入園の際の精神障害者、ご家族の中の保護者が精神障害者の場合の調整指数のことについてお伺いをしたいと思します。精神障害者の保護者の場合に、やはり状態から言って保育に欠けるという場合があるということで、調整指数は明示している区が多くあります。これもご相談からなのですけれども、23区中、例えば目黒区、大田区、世田谷区、港区、北区、千代田区、中央区、新宿区、文京区、渋谷区など、少なくとも半分以上はしっかりとこれは調整指数の点数が明示されております。

例えば近隣区の大田区、世田谷区などは手帳のみでこれはオーケーだと、手帳を持っていれば大丈夫だと。目黒区では診断書をつけてくださいと。港区では、それはなしでも事前に窓口で相談に応じてケースバイケースというような状態になっています。

品川区に関しては、保育園入園に当たっては、この手帳を持っている方への指数が反映されておられません。これについて、これまで精神障害があって保育が難しい方の入園はどのような状況であったのか。また、予防としては品川区もこの手帳保持者への調整指数を明確に入れていただきたいということです。それでもう一つ、やはりほかの区では診断書をとることが要件になっているところもあるのですが、精神障害をお持ちの方で、やはり診断書をとりに病院に行くのも大変な方はいるものですから、なかなか状況が厳しいという方もいます。これは要望なのですけれども、できれば面談というか、地域によっては、わざわざ区役所に来なくても、その方のお宅の近くの地域センターで面談をするといった対応をとっているところもあるようですけれども、そういった考え方についてどう思われるか、ご見解を伺いたいと思します。

○佐藤保育課長 お尋ねの件でございますが、ご指摘のとおり、そういった形の調整指数のほうは品川区では一定対応はしていないところではございますが、近隣区等からの転出入も依然として多い状況ですので、各指数について他区と違うことのご指摘を受けることも正直ございます。今後見直していきたいと思します。

また、相談の件に関しても、申請している方々に十分配慮して対応していきたいと思します。

○あくつ委員 これも難しい問題があると思うのですけれども、よろしくお願いをします。

続きまして、245ページの子どもの未来応援事業というところで、平成28年の第3回定例会の一般質問で幾つかご提案させていただきました。善意の受け皿となるネットワークということで、区民や企業からの寄附の受け皿、子ども食堂の開設や学習支援など、ボランティアの相談窓口として、個人や団体をマッチングするネットワークの仕組みが必要ですよということで求めました。また、キャリアデザインについてということで、学習支援や食事の提供などとセットで、就労体験や進路選択、ライフプラン作成など、高等教育、そして就労につながるキャリアデザインの取り組みが必要であると。あともう二つ質問をさせていただきます、居場所づくりと孤食対策について。最後に方針と計画策定についてをお伺いしました。

一番最初に申し上げた2つについては、平成29年度の新しい予算の中で、まさにそのとおりの予算づけというか新しい事業を立てていただいているということで、ありがたいと思っているのですが、その中で、最後の方針、計画策定についてというところで、その時濱野区長がご答弁いただきまして、「生活状況調査等のデータを分析した上で、既存事業の検証を行い、年度内に今後の方向性をまとめてまいります」と。これは昨年第3回定例会なので、年度内ということは今年の3月までということな

のですけれども、ぜひその調査の報告を教えてくださいということ。今日ということではなくて、この年度内ということなので、方向性をお示ししていただきたいと思います。

大田区は、はく奪指標というものを使ったかなり綿密な調査を行いまして、今、子どもの未来を応援する計画というかなり大部の計画の素案をつくって、この子どもの貧困という言葉をつくった阿部彩さんという首都大学東京の教授と組んで調査をやっていますけれども、品川区においてもこういったものもしっかり明文化をしていく必要があるのではないかと私自身は思っております。

ただ、そういうものを大部でつくってくださいということではないのですが、例えば文教委員会での報告で、（仮称）品川区子ども若者計画を策定するということが決まると聞いておりますが、これが今度青少年問題協議会等の専門委員会で素案が示されて協議をされていくという中で、例えばひきこもりと不登校が大きなテーマだとは聞いておりますけれども、やはりそれだけではないと思いますので、その中に組み込むとか、品川区の方針としてぜひ打ち出してほしいという思いがあるので、その点、いかがでしょうか。

○廣田子ども家庭支援課長 子どもの未来応援プロジェクトに関するご質問と受けとめております。方向性をどう示すかということでございますが、1年間のまとめた内容については、現在報告書を作成の方向であり、3月中の作成を目途に作業を進めているところでございます。ただし、今回の子ども未来応援プロジェクトの検討委員会については内部の検討ということになっておりますので、この中で平成29年度に実施するべきもの、平成29年度から引き続きさらに深めていくものといったところで、課題の洗い出しをしているところでございますが、これをどのように区の政策に示していくかということの選択肢の一つに、子ども若者計画の中にも盛り込んでいけるのではないかとということで、こちらも検討しているところでございます。

いろいろ調査とかもやっているところですが、生活状況調査につきましては文教委員会で既にご報告させていただいているところです。またそのほかにも、ひとり親手当の受給者に対する調査も行っておりまして、それも文教委員会で報告させていただいているのですが、区といたしましては単体の調査結果を一つ一つ出してしまうことで、議会の場合には双方向で意見の交換もできますが、区民に対してはそれがひとり歩きしてしまわないようにということから、数々の行政データを含めた分析をしております。それを総括した考察をまとめた段階で、それをどのようにお示していくかということころは、平成29年度早々に考えていかなければならない課題としております。

○あくつ委員 ありがとうございます。示し方についてもお考えになるということだったと思うのですが、先ほど子ども若者計画の中でその記載については検討されるということでしたので、ぜひそれをまた拝見したいなと思っております。

最後に237ページ、障害者の芸術活動支援事業、障害者福祉課と教育委員会にも若干お伺いをしたいと思っております。

昨年のアール・ブリュット展 in 天王洲、中川特殊鋼の1階展示スペースをメインに、東京モノレールの天王洲アイル駅の改札からスカイウォークの壁面、柱、またポスターフラッグ展示、スフィアタワー等での作品展示、そして、これはアール・ブリュットではないですが、みどり広場の区内障害者福祉施設の皆さんの作品展、天王洲のまちぐるみの展示で、ぜひいたく空間を私も満喫させていただきました。準備段階から私も四、五回行かせていただきました。

オリンピック・パラリンピック特別委員会でも、渡辺委員長の計らいで文化プログラムの視点から視察を行わせていただき、中川特殊鋼の役員の方であるとか社会福祉法人愛成会、今回のいわゆるキュ

レーター、アートディレクターの小林瑞恵さんとも意見交換をさせていただきました。

そこで質疑の時間をいただきましたので、アートディレクターの方に、障害者の芸術活動を熱心に推進する品川区について、今後進むべき方向性とはという質問をさせていただきました時に、こんなすばらしいアール・ブリュット展を行政主催で開催できているのに、子どもたちが誰も見に来ていないと。ダイバーシティや障害者理解の絶交のチャンスなのに、不思議でもったいないということをおっしゃっていました。

この点について、海外とか、あとは滋賀県などもそうなのですが、幼稚園や小学校の授業の一環で、子どもたちにその場にて作品のレクチャーを行っています。作品を前にして、作家がなぜこのような表現で描いたのか、作品の生まれた背景をさまざまなエピソードを通じて伝える活動が行われており、それによって子どもたちは人々のさまざまな生き方、人間の多様性について学んでいます。

今回、教育指導要領の改訂が出ていまして、その中に「こころのバリアフリー」というところで、障害者とともに学んでいくということが今回はっきりを明示をされておりますけれども、まず障害者福祉課にお伺いしたいのですが、子どもたちにこういったものをしっかり見せていく必要があるのではないかということ、また教育委員会にも、こういったものをしっかり教育の一環として取り入れていくということについてのご意見を伺いたいと思います。

○中山障害者福祉課長 お子さんたちにぜひこのアール・ブリュットのすばらしさをとというご質問かと思えます。今回は特別支援学校にもご出展いただいたので、その関係で特別支援学校の方たちはかなりたくさんの方が来てくださいました。それから、PRを見て個人的にということですが、小学校、中学校のお子さんたちも、土曜日に開催しました、あちらの天王洲アイルの中でも寺田倉庫のほうのアートギャラリーのほうには来ていただいたところです。

これからやはりこういった芸術活動を通じて、相互に理解をし合うということとはとても大事なことかと思っておりますので、私もPRのほうを教育委員会にもぜひさせていただければと思っております。

○村尾教育総合支援センター長 委員ご提案のとおり、今、国全体も障害のある人、それから障害のない人が支え合っていくという共生社会に向けて、学校におきましても障害への理解を深める教育の充実を、今、図っているところでございます。

まさにその一つがインクルーシブ教育ではございますけれども、今回のアール・ブリュット展につきましても、今後すぐに区のカリキュラムの中に入れるというのはなかなか難しいとは思いますが、まずは児童・生徒だけではなく保護者も含めて、例えば休みの日にぜひこういうものがあるということで、学校を通してより一層この部分については紹介をするなど普及啓発を進めていくべきものかなと考えております。

○あくつ委員 ありがとうございます。今年は大崎夢さん橋も含めてアール・ブリュット展をやるというふうに、プレスにも出ております。大崎のまちづくりの方にもお伺いをしましたら、既に学校に声をかけているというお話も伺いましたし、逆に今回は休み、前は休みには開催できなかったもので、今回大崎のほうでできるということですので、ぜひ多くの子どもたちに来ていただき、これをインクルーシブ教育、真のインクルーシブ社会の実現に向けて活用していただきたいと思います。

○本多委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時03分休憩

○午後1時00分再開

○本多委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。吉田委員。

○吉田委員 私からは、220ページ、1項社会福祉費1目社会福祉総務費になるのだと思うのですが、障害者福祉計画のこと、それから226ページ、2目高齢者福祉費、232ページ、3目障害福祉費というふうに聞いていきたいと思います。

最初は220ページ社会福祉費総務費だと思いますが、現行の障害福祉計画の計画期間、2015年から2017年と認識しております。2017年は次の計画策定の年と思いますが、その費用がどこに計上されているのか、ちょっと探せなかったので教えてください。計画策定の議論をどの程度想定して、どれくらいの費用になっているのか、まず伺いたいと思います。

○中山障害者福祉課長 品川区障害計画についてのお尋ねでございます。現行の品川区障害福祉計画、この期間が来年度いっぱいということで、平成30年度から新たに3年分の計画をつくるものでございます。それで、費用のところなのですが、社会福祉総務費の事務用経費、この中に含まれているものでございます。計画の策定に当たってなのですが、大もとの品川区障害者計画のほうは継続ということになります。ですので、この考え方を継承しつつ、過去2年間の実績、それから今年度の数値予測を立てながら、実質的な数値目標を立てていくことになると考えております。

○吉田委員 もし、金額とかどの程度想定しているのか、わかれば教えてください。

次に、続いて品川区の現行の障害者計画では、地域自立支援協議会の設置が明記されております。一方、その後施行された障害者差別解消法では、障害者差別解消支援地域協議会設置が努力義務となっております。2015年8月にヒアリングをした際には、まだ施行後すぐということでこの2つの協議会の性格をどのようにするかこれから検討ということで伺いました。厚生委員会の議事録を読みますと、検討された結果、地域自立支援協議会がそのまま障害者差別解消支援地域協議会の性格を持っているのかなと理解しているのですが、それでよろしいか伺いたいと思います。

○中山障害者福祉課長 今回の障害者福祉計画にかかわる予算になりますが、574万円を計上させていただいております。そのうち400万円につきましては、児童の福祉計画をまた平成30年度から立てることということで新規になっておりますので、計画策定に向けての調査をする経費となっております。ですので、計画策定だけでいけば174万円ということになります。

それで、自立支援協議会と差別解消のための地域の協議会との関係になります。品川区では今自立支援協議会のメンバーに就労の方ですとかあるいは権利擁護ということで弁護士にも入っていただいておりますので、この中で差別解消の地域の協議会の役目も果たしていきたいと考えております。

○吉田委員 ありがとうございます。厚生委員会の議事録を確認したのですけれども、2016年度は地域自立支援協議会を年3回ぐらい開く予定ということでしたが、現段階で実績はどうなっておりますでしょうか。それから、専門部会を設置されているのですが、その開催状況も伺いたいと思います。それから、自立支援協議会のメンバーなのですが、同じく議事録で読む限りでは、社会福祉法人と相談支援センターが入っていたように記憶しております。品川区の場合、社会福祉法人に相談支援センターを委託していると思うのですが、メンバーが重なるような気がするのですが、その辺はどのように調整されているのか教えてください。

それから、他の自治体では、その自治体名、自立支援協議会というふうに入力すると、その自立支援協議会の議事録が公開されている例があります。品川区のホームページで検索したのですけれども、

うまく当たらなかったのですが、公開されていないのか、その辺についてもお聞かせください。

○中山障害者福祉課長 自立支援協議会についてのお尋ねでございます。これまで2回開催しております、最終回が3月16日に予定をしているところでございます。それから、それぞれの部会、地域自立支援協議会の全体会の下に全部で5つの部会がございます。そのうち日常生活用具検討部会だけはちょっと今回案件がなかったため開いていないのですが、ほかの4部会につきましては、それぞれ2回ずつ開催をしているところでございます。

それから、メンバーの構成でございますが、この社会福祉法人の代表と、それから生活支援センターの代表は、法人職員としては一緒ですが立場が違っていると考えております。あくまで相談支援センターのほうは相談から出てきた中身についてより具体的に説明をする立場にありますし、法人の代表というのはサービスの担い手ということで入っていただいているので、そういった仕切りをさせていただいているところでございます。

○吉田委員 ありがとうございます。障害者総合支援法においては、市町村は障害者福祉計画を定め、または変更しようとする場合においてあらかじめ協議会の意見を聞くように努めなければならないとされております。そういう性格を見ると、自立支援協議会が障害者当事者の方にとっても、次の障害者福祉計画を立てる上では大事な役割を担っていくのかなと理解しております。

さっき議事録の公開のことで、議事録が公開されているかどうか後で教えていただきたいのですが、私たち常に当事者の参加を求めています、会議だけの参加では議論が難しい点もあるのかなというのは理解しております。議事録を公開していますと、その当事者の方たちが見ることによって意見を言うとかいろいろな議論の参加の仕方も出てくると思いますので、議事録の活用も含めてよりよい計画策定に向けて機能していただくことを願っております。さきほどの議事録の公開のところだけ教えてください。

○中山障害者福祉課長 答弁漏れがあり、失礼いたしました。

議事録については、現在公開をしていない状況でございます。

○吉田委員 繰り返しますが、やはり議事録が公開されていると、それによってどのような議論が進んでいるか知ることができると思いますので、議事録の公開も前向きにぜひ検討していただきたいと思います。

それから、ページは後なのですけれども、先に障害者福祉費の生活支援サービスにおける移動支援事業について伺います。移動支援事業の中で、児童のところは969万6,000円から次年度の予算382万8,000円に減額になっております。児童というくくりで生活支援の移動支援事業を行うのはまだ2016年度に開始したばかりではないかなと認識しております。事業開始当時は当然人数を把握して行ったはずと思うのですが、開始の翌年度に減額というのは、予算立ての時期を考えると、どこまでの実績を評価して減額なのか、こういう評価をするのはせめて1年間の実績を見る必要があるかと思うのですがいかがでしょうか。

○中山障害者福祉課長 障害児の移動支援についてのお尋ねでございます。昨年度から対象になったのは、障害児の移動支援の中のうち通学等支援の部分になります。それまでも中学生の移動支援というのは予算の中に入っていたところでございます。

それで、評価については、今年度の実績を見ながら来年度の予算というのは立てさせていただいております。ただ、もちろんこれは支給の決定といいますか移動支援の必要数を勘案して行っているものですので、きちんと足りなければ足りないなりにまた予算措置のお願いはしていくような形をとっている

ところでございます。

○吉田委員 実績を見ながらというのは理解するのですけれども、今年度始めた事業で予算立ては具体的にはいつぐらいになるのか。まだ1年済まない中での実績で判断せざるを得ない、ある程度はそれは理解するのですけれども、そういうことなのでしょうかとということの後でもう一回教えてください。

それと、この数字を見て、実績がそうであれば使い勝手はどうかかなと思いました。2016年4月から12月までの数字をあらかじめお願いしていただいております。利用している人は56人で支給決定総時間数は月に1,297.5時間あるのです。ところが、実利用総時間は月に258時間ということで、支給決定を受けていながら使っていない方が結構いらっしゃるということで、この数字をどのように評価していらっしゃるか教えてください。56人中、身体介護あり13人、それから身体介護なしが43人。総時間数しか伺えなかったのが、身体介護ありとなしで支給決定総時間数に対する実利用時間数に違いはあるのかないのか、その辺も、細かいところはわからなかったらざっとで結構ですので、教えてください。

○中山障害者福祉課長 児童のところの予算立ての話でございしますが、児童だけに限る話ではなく、この移動支援全体の予算の中で組み立てさせてはいただいておりますので、そこは実績を見ながら必要に応じた扶助費の支給というのはしていきたいと思っております。

それで、実際のこの身体介護ありとなしの人の状況でございしますが、時間数でいきますと人数的な比較では身体介護ありが13人、身体介護なしが43人ということにはなっておりますが、2月の利用分までの総時間数で見ますと、同じぐらいの数字ということになっております。ですので、比較的body介護ありの方が多くお使いになっているのかなということが予想されるところでございます。

そして、支給決定の総時間数に対して実利用総時間数が少ないのではないかとのご指摘かと思いません。確かに総時間数と実際に使われた時間数の差というのはかなり大きくなっています。使いたいというご希望をいただいたときには、大体月にどれぐらい、どういう外出をしたいということで伺うので支給決定を多目にするのですけれども、実際に使う段階になったときに親御さんがやっぱり一緒に行かれたりとか、なかなかお子さん自身が安心して外出支援が使えないみたいな状況ももしかしたらあるかもしれません。ただ、そういった事例もありますが、できるだけ親御さんと離れてほかの人の支援を受けながら外出していくような環境を整えていきたいと考えております。

○吉田委員 ニーズはあることはわかっておりますので、ぜひ使いやすいように今後さまざま検討していただけたらと思います。

品川・生活者ネットワークには利用する人からのお声もいただくのですけれども、事業者の声で、例えば身体介護なしだと報酬単価が低く、また、この事業を使いたい方のニーズの多くは送り迎えのどちらかなのです。だから、片方しか仕事にはならないのだけれども、事業者は時間として両方の往復の分使っているということで、収入につながりにくいということで大手事業者では引き受けないというところもあるそうなのです。そういうことを考えて、他区では事業者にとっても仕事を受けやすいように、例えば利用者と次の利用者までの移動時間、規則どおりだとこの時間は仕事にはならないのですけれども、その移動時間を仕事の一環と認める措置をしているところもあります。品川区でもそういう措置を考えていらっしゃるかどうか教えてください。

○中山障害者福祉課長 ガイドヘルプ、移動支援をやってくださる事業所というのはこの間区のほうでもさまざまなお申し込み、今46事業所ということで増えてはきているような状況にはございます。ただ、やはり事象者からの声も報酬のことは出ているところです。移動支援というのはどうし

でも行ってそこで支援をして帰ってということはあるのですが、時間が短ければ短いほど往復の時間に、何というのでしょうか、支援の結果お金にならないところがあるというのは事実だと思いますので、その辺はちょっと研究課題とさせていただければと思っております。

○吉田委員 その辺、ぜひ工夫をよろしくお願いします。本当は広報などお知らせについて、例えば学校を通してのお知らせも必要だと思うのですが、その辺どうだったかなということも思っております。もし周知の仕方について、後でお答えいただければお願いします。

先ほど、予算立てはこうだけれどもほかの寄附と同じように必要に応じて支給はされていくということなので、今回予算は減ってしまったけれども実ニーズに合わせてぜひやっていただきたいと思います。そういうふうを考えていてよろしいかということも確認させてください。

時間がないので、次231ページの社会福祉費、高齢者福祉のほうに行きます。支え愛・ほっとステーションは、17年度からは13地域センター全てに配置されるということで、コーディネーターが社協から2人ずつ配置ということです。例えばコーディネートのことを伺いたいのですけれども、支え愛・ほっとステーションに何々をしてほしいという依頼があった場合、コーディネーターが登録されている地域支援に依頼をするという仕組みだと聞いております。そのときのコーディネーターの役割を確認させてください。

具体的に言うと、マッチングの判断なのですよね。最初に依頼があったときにはコーディネーターの方がその方のお宅まで伺って様子を確認するというのを聞いております。2回目以降はどうなのでしょう。例えば、すごく身近なのですけれども、換気扇の掃除を30分でやってほしいという依頼があって、その方はちょっと都合が悪くてお断りしたのですけれども、その方がちょっと疑問として、換気扇とはどのような換気扇だろうと。状況は随分違いますよね。どの辺にあるかなど高さやどういった構造なのか、30分というのはどうなのかなと言っておられました。そのときどの辺まで依頼者とやりとりをして地域支援員につなぐのか、そのようなことを中心にコーディネーターの役割を確認させてください。

○大串福祉計画課長 支え愛・ほっとステーションは、コーディネーターをお2人を配置させていただいております。そのコーディネーターのほうに相談の窓口ということになっていまして、そちらで今事例を挙げていただいたようなそういった換気扇ですとか困りごとのご相談を受けます。地域の皆様方に御協力をお願いして、地域支援員ということで有償ボランティアということになりますけれども、そちらの方を登録していただいて、そちらの方にこういったご要望があったというところにつなぎをするというのが大まかに言うとコーディネーターの役割、支え愛・ほっとステーションでの流れになっております。

基本的には、そういったご相談を受けた中では、コーディネートする中において詳細を確認しながらつないでいくといったところはあろうかと思います。今の事例を出していただいたような形でなかなか伝えづらいところもあろうかと思います。その辺につきましては、コーディネーターが当然間に入ってという形になりますけれども、相談をしていただいた方、また地域支援員の方、こういったところにつなぎながら課題の解決に努めていきたいと思っております。

○中山障害者福祉課長 学校への周知というお尋ねでございます。庁内の療育支援ネットワークの中では周知をしているところなのですが、学校にかかわる移動支援、通学等支援については、例えば親御さんの介護状態ですとか疾病の状態、こういうことがあって初めて認めているものですので、ご相談の中でしっかりと対応していければと考えております。

○吉田委員 移動支援のほうはわかりました。また機会がありましたら、提案などさせていただきたいと思います。

それから、支え愛・ほっとステーションなのですけれども、やはりコーディネーターが実際問題なかなか難しいのではないかなと思うのです。

それからもう一件、腰を痛めて動けないから毎日少しずつ家事に入ってほしいという依頼があって、その一部に入ってもらえないかという依頼です。そうしますと、毎日同じ人ではなくて、あなたは何日行ってくださいとなるかと思います。この方の事例というのはむしろ地域包括支援センターに回すべき事例ではないかと考えるのです。このような事例を区として把握していらっしゃるのでしょうか。こういうときにどういうふうを考えるのか、現段階でのお考えを教えてください。

○大串福祉計画課長 ご相談内容はさまざま出てきているかと思います。コーディネーターのほうでそれを一定程度さばいた形でさまざまな関係機関につないでいくというのがまず一番大きな役割とっております。そうした中で、今挙げていただいたような事例、こういったものが積み上がっていく段階において、こういったコーディネーター、これもスムーズにいくものと考えております。今後ともそういった形でコーディネーター業務をやっていきたいと思っております。

○本多委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、介護保険についてと、あと少し障害者のところにも触れていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

介護保険の介護給付費等準備基金について伺いたいと思います。先日も質問をされていたのですけれども、改めて伺いたいと思います。

第6期は17億8,000万円から11億5,000万円を取り崩して6億3,000万円残るという計画でよかったかまず確認と、平成27年と平成28年の取り崩し額と、平成28年末での残高。それから平成29年の取り崩しとまた残高の見込みを伺いたいと思います。

○永尾高齢者福祉課長 基金の第6期を開設するときの残高につきましては、一応計画上の取り崩し予定額を10億円とみなしてやっておりましたけれども、結果的には平成27年度の取り崩し額につきましては、2,000万円の取り崩しとなっております、平成27年度末の決算が18億1,672万9,847円となっております。それで、平成28年度の取り崩しの金額につきましては、最終的には予算上は6,570万円としておりますけれども、最終的な給付が5月末日の出納閉鎖まで残っておりますので、それが終わるところでの見込額で取り崩し額が決定するとなっております。というところで、平成28年度の見込み額につきましては、17億7,500万円余となっております。平成29年度につきましては、こちらにつきましても取り崩し額は今のところ予算上は2億4,278万2,000円となっております。当初予算書上の残高の見込みというのが15億3,314万8,000円となっているところでございます。

○石田（ち）委員 この平成27年の取り崩し額が、昨年質問の際に聞いたときには5,311万6,000円を取り崩したと答弁されているのですけれども、今2,000万円ということなのですが、この違いは何か伺いたいと思います。

○永尾高齢者福祉課長 この基金の年度末の残高というのが出納閉鎖の4月・5月分の給付分がございまして、それで今の時期ですと4月・5月の給付額がまだ確定しておりませんので、見込み額で取り崩し額を決定しているところでございます。その金額が5,300万円余と申し上げたということです。

実際に4月・5月の出納閉鎖を行ったところで、最終的には2,000万円の取り崩しで済んだと

なっております。

○石田（ち）委員 やはり計画と違ってくるというのがこの介護給付準備基金の品川区の特徴だなど私は感じているのですけれども、そうすると第6期のところでいいますと、17億8,000万円から11億円取り崩して6億円余るといふところなのに、今平成28年の末の時点で17億円残っていると。これは当初の計画が変わったということなのでしょう。なぜこれだけ違うものになるのか。17億8,000万円から少なくとも2,000万円と6,570万円が取り崩されているということですので、ここでまだ17億円残っているということの説明を伺いたいと思います。

○永尾高齢者福祉課長 区のケアマネジメント自体は変更しているところではないので、相談はきちんとやっているとサービスは行き届いていると考えておりますが、主な原因としては報酬の改定が予想よりも多かったというところになっています。国のほうの平均でいくと、2.7%報酬が減っています。サービスの種類によって減の幅がかなり違っていますので、結果的にこの大きな誤差が出てきているのかなと考えているところでございます。

○石田（ち）委員 いろいろそのときの状況状況が説明されるのですけれども、この基金が計画よりあり余るといふのは今回が初めてではありません。第5期のときも、当初の計画は18億円余から10億円取り崩して8億円が残るといふ計画でしたけれども、第5期の最後の年、平成26年の5月末では19億円が残っているという状況でした。これだけ残されるといふところでは、この基金は65歳以上の人の保険料です。こんなに余裕が出てよかったねというお金ではありません。還元していくべきお金であって、こんなにたまること自体がおかしいと思うのですけれども、先ほどサービスは行き届いているということでしたけれども、そもそもの介護認定を低く見積もる、そしてサービスが受けられない、こういった状況が品川区にはずっとあるということを指摘してきました。そして、今回は介護保険制度の改悪で要支援1・2の方がサービスから外れています。こういう状況でこれだけ残るといふのを、やはり保険料の低減やさらなるサービスの充実に使っていただけるお金だと思います。使っていくべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○永尾高齢者福祉課長 この準備基金の現在高ですけれども、平成25年度あたりから徐々に減ってきているというのが現状になっております。それで、これから高齢者の数が増えていくというところで、また重度化する方も増えているというところで、一定の基金は用意しておかないと財政運営が厳しくなるかなと考えているところでございます。

やはり必要な人に必要なサービスをということは念頭に置きながら業務を進めているところでございますけれども、よりその辺をきちんと徹底させるようにしていきたいということと、あと介護認定を低くするというところでございますけれども、現状認定率につきましては全国レベルとほぼ同等ぐらいになってきているところでございますので、きちんとそれは認定率だけで物事を見るわけにもいかないのですけれども、認定についても区としてはきちんと訪問調査をしております、確実にやっているところでございます。

それで、あとはこの基金ですけれども、基金が全くなくなってしまう場合を想定いたしますと、例えば、災害が起こったときに区のほうで急に給付をしようとしても基金がなければ支援ができなくなってしまいますので、一定程度の基金は用意しておかなければいけないと考えております。そういうことも考えながら、第7期の介護保険の計画の策定が平成29年度になりますので、その辺の兼ね合いと皆様にお支払いいただく保険料の金額の兼ね合いを見ながら検討していきたいと考えております。

○石田（ち）委員 高齢者がこれから増えていく、そして重度化もしてくると、必要な人には必要な

サービスを提供していきたいというお考えでしたけれども、それなのに介護の改悪を率先して進めているのが品川区だと思うのです。最初のこの要支援の方の予防や対策をしていかなければさらに重度化するということも指摘し続けてきました。ですけれども、その人たちからサービスを取り上げて、どこの区よりも早く総合事業へと踏み込んでいます。ですので、こうした現状を見れば、さらにこの余っているお金の活用をと私たちは思います。ですので、それをしっかりとサービス充実、そして保険料の軽減、ここに使っていくべきだと改めて思います。

そして、基金を一定用意しておくということですが、一定は必要かもしれませんが、余り過ぎだと私は思います。しかも毎回計画と違います。こういった計画の中でこれだけ余らせるということが、品川区の本当の計画になってきているのでしょうか。そこをまず伺いたいと思います。

それと、こうした基金がどんどんためこまれるというか、計画と違って大幅に残るといって一方、区は国が進める介護制度の改悪を率先して進めています。2015年から要支援の1・2のホームヘルパーとデイサービスを保険給付から外し、総合事業を実施しています。要支援のサービスを提供する事業所では、国による過去最大規模の介護報酬とサービス単価の引き下げが行われた上に、品川区がさらにサービス単価を大幅に引き下げた。そのために現場ではヘルパーの時給を下げる、このままでは要支援サービスから撤退も、こういった声が上がっています。また、こうした低い報酬問題が事業所を窮地に追い込み、介護難民を生み出すと国会でも今議論になっています。そして、こうした状況では、介護労働者も集まらないう。現場は本当に深刻です。品川区は区の単価は適正で事業所ごとに適切な運営が行われていると言いますが、実施して2年が経過します。改めて現場の実態を調査するアンケートなどを行うべきではないでしょうか。

○永尾高齢者福祉課長 計画については、そのときの過去のサービス状況など、給付状況全てを見ながら翌3年間の予測をして、それで需要費を決めて保険料の金額等を決めているところでございます。前回は保険料を少し安くするという事で基金から入れているというような状況になっています。

実際、計画通りになっていないのではないかとございまして、さまざまな要因を加味しながら考えてはいるのですが、高齢者の状況も変わってきていますし、国の方向性もその間2025年を目指して大幅に制度なども改正してきておりますので、なかなか読み切れないというのが現状になっております。あと、急激に何か起こったときのことを考えれば、やはりこちらのほうも慎重にならざるを得ないというような状況になっています。

それから総合事業につきましてですけれども、総合事業というのは簡単に言えばサービスの質とか内容によって仕分けていくというような考え方をとっています。今まではそういうことをしなくても専門的なサービスをどのような人にもやっておりましたが、やはりその方の状態によってサービスをきちんと仕分けていかないと、これから2025年乗り切れないということが最大の目的になっておりますので、区のほうとしてもそこはきちんとケアマネジメントの中で必要なサービスがきちんと振り分けられるように、大変な方にはきちんとした支援ができるように、そういうことで進めていきたいと考えております。

○石田（ち）委員 アンケートの実施も伺ったのですけれども、やはり現場の実態と区の認識はずれていると思うのですね。ぜひそこを調査をしていただきたいと思います。

それから特養ホームの、先月2月が締め切りだったと思うのですけれども、状況を伺いたいと思います。申請者総数、あと審査対象者数と介護度別の人数を教えてください。

○永尾高齢者福祉課長 アンケートにつきましては、匿名のアンケートというよりはもう現場の方直

接区役所のほうに事業者の皆さん、事業所連絡会等でもご意見をいただいていますので、その中できちんと把握をしていきたいと考えております。

それと、あと特養の申し込みの人数ですけれども、2月末現在の人数が481件となっております。要介護度別の人数等につきましては、今集計中なので数字は手元に持っておりません。

○石田（ち）委員 要介護1・2の方が申し込みの対象から外れた上でもこれだけのお申し込みがあるということで、これからまたさらに南品川4丁目にも民間ですけれども特養ホームができます。小山台住宅跡地に福祉施設などを基本に考えていくという説明がされていますけれども、ぜひここに特養ホームの増設をしていただきたいと思います。そしてさらに障害者施設なども合築といいますか一箇敷地で進めていくということを強く要望して終わりたいと思います。

○本多委員長 次に、鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 よろしくお願ひいたします。本日はページ245のしながわネウボラネットワーク経費とページ251の病児保育について質問いたします。

2月11日、第6回日本小児科医会乳幼児学校保健研修会に参加しました。子育ての専門家や厚労省雇用均等・児童家庭局母子保健課長などの講演がありました。講演者から日本の人口推移で問題になるのは65歳以上の高齢人口の増加よりも、若年人口の減少、著減だという指摘がありました。平成25年総務省人口推計によると2055年には日本の人口は8,674万人、高齢化率39.9%、生産年齢人口が51%、14歳以下の若年者が791万人、9%と若年層は激減するというデータが出ております。これは冒頭特殊出生率が1.35前後で経過したという仮定での数値だそうです。税金を納めるあるいは納めることになるような人口、若年層が著減する、ほとんどいなくなってしまうということは、国家が立ち行かなくなるという、非常に日本が衰退していくという危機と考えますが、区のご見解はいかがでしょう。

○柏原企画調整課長 全国レベルのお話ということで今お伺いしたところでございます。全国レベルで国の国勢調査等から推計が出ておりまして、今委員がおっしゃっていただいたような数字も出ていたところでございます。全体としてはそういった形で年少人口、子どもの人口が減っていく、それから生産年齢も減少というところでのいろいろな危機感といいますかというところで国のほうもさまざまな政策を打っていかうところがございます。品川区におきましては、区のほうでも人口推計をしておりますけれども、当面のところ10年といったスパンの間では人口が増えるとしておりますけれども、先を見たときは長期的にはやはり全国レベルの人口のトレンドといったところも影響は少なからず出てくるものであるとは感じてございます。

○鈴木（博）委員 ありがとうございます。危機感は共有しているということで、安心しました。

アベノミクスの新3本の矢の新第2の矢は夢をつむぐ子育て支援、希望出生率を1.8に引き上げるというような目標を国家として掲げております。欧州ではフランスやフィンランドなど子育て施策を強力に行うことにより、合計特殊出生率を1.2から1.8まで上げた国もあります。このような経験は学ぶべきものがあります。また、この研修会で講演者は、日本の現状は地域差が激しく、子育て支援に熱心な地域は勝ち組として地方でも出生率が上がっている地区があるという解説もありました。子育ての品川が子育て支援の先進区になり、日本全国の出生率を引き上げるモデルケースになれば素晴らしいことだと考えます。

そのための施策の中核が、切れ目のない子育て支援を目指すしながわネウボラネットワークの構築であり、さらに強力に進める待機児童対策であり、きめの細かい在宅子育て支援であり、もっとも子育て

家庭が熱望している病児保育の充実だと考えます。以下、病児保育としながわネウボラネットワークについて質問いたします。

病児保育は多様な保育サービスの一つに位置づけられておりますが、平成20年に行われた内閣府の少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査でも、待機児童解消のため保育所の数と定員を増やすの64.9%に次いで病児・病後児保育の充実は54.7%であり第2位にあり、延長保育、一時保育、休日保育、夜間保育などに比べてはるかにそのニーズが高いということがデータ上明らかになっております。現在、児童が発熱等の急な病気になった場合、集団保育は困難であって、保護者が家庭において看護できない場合の受け皿として病児病後児保育というものは位置づけられております。病児病後児保育に対する区の認識はいかがでしょうか。

○佐藤保育課長 病児保育等に対する区の認識でございますが、当事業が必要な親がいる一方で、親が病気の子どもを見守れる社会環境の整備も必要であると考えております。区としては病気のときはご家庭で見ていただくというのが基本でございますが、保護者の就労支援という面でニーズが高まっているという認識はございますし、品川区子ども・子育て計画上もそのようになっております。

○鈴木（博）委員 基本は保護者が看護休暇をとり、病気の子どもの看護に当たるのが本筋だというのはそのとおりでと思います。看護休暇が取得しやすくなるなど、社会の生き方、これの変化を働きかけるということも非常に大切な施策だと思います。

ところが、現実には近年家庭での親の看護の仕方が、病気の子どもを見ることができなくなっているという例にたびたび遭遇します。背景には、単身家庭の増加、価値観の多様化、生活レベルの二極化、自殺者、精神疾患罹患率の増加などの社会的な変化もあります。また、育てにくい子どもが増えていきます。親意識の希薄な親も激増しています。一昔前では当たり前だった子どもの世話が自分ではできない親が増えていきます。子どもが嘔吐しても茫然として全く手が出せない親を診察室で見かけます。誰かに子どもの世話をしてもらい、子どもより自分のほうが大切だという意識の親もちらほらと見かけるような現実になってきました。そのため、子どもが一旦病気になると、親子関係、家庭環境は直接的な危機になります。不安定な社会、子育て環境が劣悪化している状況の中で、思いどおりにならない、予測できないことが起こると不安や恐怖を引き起こす子どもや保護者が激増している今だからこそ、きちんと親子を受け入れて身体的にも精神的にも社会的にも子どもを守り親を支えるトータルケアが行えるセーフティーネットが必要と考えています。それが病児保育です。

病児保育に関しては、平成29年度定員を4名から8名増加させる施策が品川区のほうで決まりました。我が会派の松澤委員が長年病児保育の充実を求めてきた要望の一部が実現したものとして高く評価しております。しかし、定員を増やすことは利用者も増えるがキャンセルも増えるということになります。平成26年度の決算特別委員会で私が求めた病児保育のキャンセルを利用者として取り扱うように再度要望したいと思いますが、区のご見解はいかがでしょうか。また、病児保育を就労支援だけではなく子育て支援として位置づけるというこの考え方に対しては、区のご見解はいかがでしょうか。

○佐藤保育課長 委員ご指摘のとおり、病児保育事業においてはキャンセルが多いというのは大きな課題でございます。区の事業におけるキャンセル数は各医院でカウントをとっていないため把握しておりませんが、国の調査によりますと、全体の約25%がキャンセルされているとのこと。キャンセルの方を利用者として扱う件も含めまして、この課題については解決に向けての検討が必要だと考えております。

また、2点目の子育て支援の側面でございますが、まず特別支援のお子さんが平成26年から比較す

ると約90人、今年度250人いらっしゃいます。また、子育てに悩んでいるお母さんが多数いるというのも保育園から聞いております。総合的な子育て支援の検討が今後より必要になってきているという認識でございます。

○鈴木（博）委員 病児保育は定員を増やすだけではなくて、施設を増やすことを目指していただきたいと思います。病児保育は身近に点在しいつでも必要なときに利用できる存在であるからこそ安心であり、セーフティーネットとして頼れる子育て支援の施設になると思います。病児保育をやりたいという志のある意欲的な医療機関は必ず存在しておりますし、今までミスマッチで見つからなかったかもしれませんが、これからも恐らく出てくると思われまいます。ぜひそのような申し出があった場合は、区としても前向きに対応してほしいと要望したいと思いますが、区のお考え、立場はいかがでしょうか。

○佐藤保育課長 まず、来年度、品川区子ども・子育て計画5年間の中間年を迎えることもありまして、各事業の実績等の点検を行う予定です。この中で病児保育についても委員の皆様にもいろいろなご審議をいただく予定です。また、今後の病児保育施設の増設についてですが、現在ある2施設だけでは区内全体を網羅しているとは言えないと考えております。区内の保育ニーズの高まりだけではなく、保護者の就労支援、委員ご指摘の社会状況の変化、国が事業の推進を求めていることもございますので、またさらには国等の補助金もあります。施設整備の相談等があった場合は、話を聞いていきたいと考えております。

○鈴木（博）委員 前向きなご答弁、非常にありがたく、心強いと思います。今後とも品川の母と子のために施設の整備をよろしく願いいたします。

次に、しながわネウボラネットワークについて質問いたします。2016年から本格的にスタートしたしながわネウボラネットワークの事業内容の説明と、現在の子どもネウボラの相談件数の実績についてご説明をお願いします。また、新しく始まったしながわネウボラネットワークの事業と、品川区が従来きめ細かく行ってきた子育て支援のさまざまな施策の関係はどうか。利用者、区民の方が戸惑うことはないのか、その点のご説明もお願いします。

○高山子ども育成課長 それでは、私のほうからネウボラネットワークの説明をさせていただきます。

しながわネウボラネットワークは、全ての妊産婦と子育て家庭に対しまして、妊娠、出産、育児にわたり切れ目のない支援を行い、安心して生み育てられる地域社会をつくる、こういったことを目的としておりまして、今年度本格的にスタートを切ったものでございます。一つには、身近な場所で必要な人に必要な情報、サービスを届ける相談の仕組み、そして連携の仕組みということと、もう一つは新たな事業構築ということが中心になってまいります。主な事業の中身としましては、相談事業ということで3つの保健センターで実施しております妊産婦の面接、そして児童センター5つで行っております子育てネウボラ相談事業といった2つの相談事業、そして産後家事・育児支援事業、産後ケア事業といったところが今年度の新しい事業ということになっております。

お尋ねの子育てネウボラの相談件数につきましては、昨年12月までの9カ月間の実績で申しますと713件の相談を受け付けているところでございます。そして、既存の事業との整合性という部分ではございますが、これまで品川区は母子保健や子育て支援に関する多様な施策を推進してまいりましたが、これまでの取り組みを踏襲しつつ、全ての妊産婦、子育て家庭に対する新たな事業ということで、これまでの事業としましてこれまで少し至らなかった部分については新規事業を構築する中で、重層的に子育て支援の施策を拡充していくと、そのような意味合いでございます。

○鈴木（博）委員 そもそもネウボラの語源というかもとになっているフィンランドのネウボラとい

うのは、1920年代にフィンランドがロシア帝国から独立した後非常に乳幼児の死亡率が高かったためにフィンランドの小児科医であるアルヴォ・ユルッポという先生が看護師、保健師などとともに始めた母子保健活動が出発点になっています。これが1994年に制度化されて、現在ほとんどフィンランドの100%近い母子が産前・産後利用する子育て助言の機関として今その評価が確立しております。

ネウボラというのは、家事・育児ヘルパー事業、産後ケア、宿泊とか日帰り事業、これも品川区も始めておりますが、これも非常に母親支援としては必要なことであります。しかし、行政の部署間の活動が切れ目なく行われるということではなくて、子育てを実際に行っている家族、母親、子ども、そしてご家族の方が切れ目ない支援、助言が受けられることが極めて大切だと思います。それに関して、国のほうでは子育て世代包括支援センターの構想というのがありますが、これと品川区のネウボラの関係はどうなのかということ伺いたいのと、現在のしながわネウボラネットワークは5カ所のみですが、他の児童センターでも相談事業は行われています。この関係と将来のネウボラについて、要するに常に利用できて温かい雰囲気でも何でも助言をしていろいろな相談に乗ってくれるネウボラおばさんがいる、そのネウボラの相談所というのを増やしていく、そのような計画はあるのかどうか、将来の見通しについても一言ご説明お願いいたします。

○高山子ども育成課長 2点のお尋ねでございます。

1点目の子育て世代の包括支援センターとの関係ということでございますが、こちらのほうでは妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援をワンストップで実施する、そういったものを総称するもので、国の関係者の説明を伺う限りは、必ずしもこの1つの建物で行うものをいうわけではなくて、いわゆるそういったサービスの総称をいうというふうに確認しております。品川区におきましては、3つの保健センターと子ども育成課、この4カ所がその役割を担っているという認識であります。と申しますのは、こちらの4カ所がネウボラ事業の中核的な働きかけをしているという意味で言えば、2つの事業は1つの組織一体となって実施しているということかと思えます。

それから、児童センター5つで実施しております子育てネウボラ相談事業ですけれども、児童問題相談員という相談事業を始めるに当たっての前身となる仕組みがございまして、これが5つの児童センターで平成27年度まで実施していたものです。この5つの児童センターでの相談の取り組みを平成28年度からは子育てネウボラ相談員という形で進めているところでございます。

○本多委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

本日は、東京都平和の日に当たり、この後2時から戦災で亡くなられた方々の追悼と、世界の恒久平和を願って1分間の黙とうを行います。黙とう終了後、直ちに委員会を再開いたしますので、ご了承願います。

放送が入るまでしばらくお待ちください。

○午後1時56分休憩

○午後2時01分再開

○本多委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。木村委員。

○木村委員 227ページの下から8行目、高齢者の趣味と健康づくりの事業。229ページ、上から6行目、介護予防・シニア活動拠点運営費からの質問です。

最初に、品川区の将来像とそれを実現するための指針である品川区基本構想を改定し、新しい将来像として「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」とあります。ずばりお聞きいたしますが、「輝く笑顔 住み続けたいまち」になるには、高齢者や障害者が元気に住み続けていくために、区としてはどのような努力が必要と思うのでしょうか。また、区民には何を求めますか、お答えをください。

○大串福祉計画課長 誰もが住み続けたいまちというところがございます。さまざまな施策の展開が必要になってきているというところはありますけれども、例えばバリアフリーあるいは優しいまちづくり、こういった住み続ける上での基盤の整備、あるいは施設の整備であるとかサービス、こういったものの充実、あるいは最後にありましたけれども、そこに住んでいらっしゃる各区民の皆様方のご協力、こういったところが一番重要なものかと考えているところがございます。

○木村委員 ありがとうございます。バリアフリーとかそういういろいろな面におきまして、高齢者そして障害者の皆さん、皆さんが健康で過ごせる、笑顔で過ごせる品川づくりをお願いしたいと思えます。

次に、227ページの下から8行目、高齢者の趣味・健康づくり事業396万円余からです。下から3行目のいきいき健康マージャン205万円余からですけれども、先日私の一般質問でもお伺いをいたしましたいきいき健康マージャンからです。頭脳ゲーム、コミュニケーションツールとして考えると、無限の可能性を持ち、4人に1人が高齢者という超高齢社会に突入をした我が国において豊かで活力ある長寿社会を実現することは、国を挙げての課題の一つと考えます。人間関係などのコミュニケーションをとることができ、引きこもりがちな高齢者の方々にとって再び社会に参加できるきっかけにいきいき健康マージャンの将来的な展望や行政として何を目的にしているのかお聞きをしました。健全なルールのもと手先を使う知的なゲームとして親しまれているが、マージャン協会や長寿社会文化協会との共催であるため、協議の上検討するとの答弁でした。また、場所と用具の提供については、現在協会から提供していただいている五反田の会場も含め調整の上検討していくとお答えいただきました。マージャンが健康によいということは区も認めているわけでありましてけれども、一部区の施設を使って健康マージャンを行っていますが、場所と用具を貸していただいているからこれで十分ではなく、1カ所でも多くの施設を有効に活用し、高齢者の引きこもりを防止、健康増進のために行動を起こすべきと思いますが、無理なことでしょうか。もう一步踏み込んで前向きなお言葉をお聞かせをいただきたいと思えます。

○松山高齢者地域支援課長 共催者である日本健康マージャン協会を協議を進めまして、今後この人気の高い健康マージャンの場所の提供を1カ所でも多くという委員のご要望に従いまして協議を進めてまいりました。協会のほうとしましては、高齢者の方を教えるボランティアの方がまた高齢化しておりまして、高齢者の方を教えるようなボランティアに対する指導にかなり時間を要すると。ボランティアの確保に時間を要しますためもう少しお時間を頂戴したいということでしたので、将来的にはボランティアが要請されれば、場所の確保というのは可能かと思えますが、今のところ協会とともにボランティアの育成に努めてまいります。

○木村委員 ありがとうございます。少し前向きでありましたけれども、この養成期間というか習得期間ですね、大体どのぐらいかかる予定ですか。お聞かせください。

○松山高齢者地域支援課長 養成期間でございますが、やはり協会によれば1年以上はかかるということでした。それはただ単にスキルだけを教えるわけではなくて、いらっしゃる高齢者への対応ですね、マージャンの場合は本当に体を使うというよりも、まずは座って頭脳プレーということなので、かなり身体機能が低下した方も、かなりご高齢の方もご参加いただいております。そういった意味

ではすごく頭を使ってよろしいのですけれども、ただ教える側のボランティアの方々もその分配慮をしたり頭を使ったり支援する方法を学ぶのに時間を要するというごさいます。

○木村委員 ありがとうございます。では、よろしくお願いをしたいと思います。

次に227ページの下から8行目、高齢者の趣味・健康づくり事業の中の6行下のいきいきカラオケ広場2万円からですけれども、予算が2万円ですけれども、どうすれば年間通してカラオケ事業が2万円のできるのか、ご見解をお聞かせください。

○松山高齢者地域支援課長 こちらのいきいきカラオケ広場事業でございすが、区内のカラオケ店舗のご協力をいただきまして、区としましては5人以上のグループで登録するということと、事業のPR予算ということございす。カラオケ店舗としましては、会場の提供を少し安く利用できるような形で実績報告もいただいております。したがいまして、この2万円というのが登録カードの用紙ですとか通知分になっております。

○木村委員 ありがとうございます。

今度は、その5行上の高齢者作品展97万円余ですけれども、絵画かそれとも手づくりなんかの作品の発表会のようなのですが、これの内容というものもお聞かせください。

○松山高齢者地域支援課長 高齢者の方々がつくられた作品部門としては、絵画、書道、民芸、工芸、写真、俳句、短歌という部門がございまして、そちらで公募をしまして、応募された作品を○美術館で展示いたしまして、区民の方々に公開するというごさ、お互いの技術の向上ですとか、あとは優秀作品を表彰しまして高齢者の健康づくりに寄与するものでございす。

○木村委員 ありがとうございます。

次に、229ページの上から6行目、介護予防・シニア活動拠点運営費、1億824万円余からですけれども、5つの大きな事業が行われています。いきいきラボ関ヶ原、山中いきいき広場はボランティアで運営されているごさをお聞きをいたしました。どのようなボランティアグループが運営をされているのでしょうか。

○松山高齢者地域支援課長 まず、委員ご指摘のいきいき関ヶ原ラボでございすけれども、平成17年度末に関ヶ原学童クラブの後に区内全域から集まりました介護予防事業の参加者の卒業生の方々が中心となりまして、品川シニアネットというボランティア団体を立ち上げまして、その方々が運営していただいております。

一方、山中いきいき広場につきましては、こちらは平成12年に山中小学校の空き教室を活用しまして介護予防事業の実施場所としたものでありまして、山中小学校の近隣のシニア世代、あるいは高齢者の方々が集まりまして、山中いきいき広場運営協議会というボランティア団体を立ち上げ、今も活動していただいております。

○木村委員 ありがとうございます。ぜひがんばっていただきたいと思います。

いきいきラボ関ヶ原は、シニアの健康維持、向上、そして生きがい、仲間づくりのための活動拠点ですけれども、この拠点を活かすため、多様化するニーズに対応できるフレキシブルな組織づくりという視点から、地域の有志に運営を委託し、何か楽しい体験ができる新しい場をつくとともに、参加者や参加希望者から、また新たなグループが生まれるような広がりのある活動を目指しているごさでありますけれども、このような健康的なクラブがあちこちで産声を上げれば、増え続ける高齢者の健康や人とのコミュニケーションをとりながら健康的な余生を送ることが可能になりますけれども、本区のご見解をお聞かせください。

○松山高齢者地域支援課長 委員おっしゃるとおり、こちらの関ヶ原ラボですけれども、230名の方がボランティアとしてご登録いただいております。その方々は特にITスキルをお持ちの方々がいらっしゃいますので、区のパソコン教室ですとかタブレット教室、あるいはパソコン相談などを実施していただいております。山中いきいき広場のほうには83名の方が登録しているのですが、やはりそのころ団塊の世代の施策として始まりましたものが、10年以上経過しまして、その方々も団塊のシニア世代から高齢者になりまして、ボランティア団体という性格上、世代交代の課題は出てきてございます。ただ、しながわシニアネットのほうにはかなりITスキルを活かしたタブレット教室などにつきましては、平塚橋のゆうゆうプラザでも展開していただいております。

○木村委員 荏原いきいき倶楽部は高齢者の方がいつまでも元気で自立した生活を送れるようサポートをする事業を行っていますけれども、1階のいきいきルームでは、いきいき健康向上トレーニング、2階のはつらつルームでは、いきいき脳の健康体操、ゆったりルームでは、健康マージャン広場が開催されています。今後もこのクラブを活用して、多くの高齢者の皆さんに楽しく参加していただける事業を実施していますけれども、その中でいきいきラボ関ヶ原では、トレーニングジムやパソコン教室、サロン、喫茶コーナー、カフェ・ラララなどがありますけれども、シニアの健康維持向上、そして生きがい仲間づくりのための活動拠点となっており、この拠点を活かすために多様化するニーズに対応できるフレキシブルなこの組織づくりという視点から、地域の有志によるしながわシニアネットにこの運営を委託しているわけでありましてけれども、何か楽しい体験できる場をつくるとともに、参加者や参加希望者から、また先ほど申しましたが、新たなグループが生まれる広がりのある活動ができることが最高でありますけれども。何というのでしょうか、高齢者の弊害があるかもしれませんけれども、このように時間を有効に活用し、健康を維持しコミュニケーションを図る楽しい時間を過ごすことは行政として願ってもないことだと思いますけれども、最後にこの行政としてのお考えをお聞かせください。

○松山高齢者地域支援課長 将来に向けまして、高齢化の進行により高齢者の身体機能が低下する方も要支援の方も増えるというのが予想される中、介護予防につながる自主的な活動の場というものの整備というのは必要だと考えてございます。

○本多委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、最初に552ページの居宅介護サービス諸経費について、在宅介護についてということと、あと247ページからの保育従事職員宿舍借上支援事業について伺いたいと思います。

初めに、居宅介護サービス諸経費のほうですけれども、主にショートステイあるいは場合によっては通所などでもあり得るかと思いますが、胃ろうとかこういったいわゆる医療に関わるようなところが今高齢者施設のほうでは職員のほうで行うことができるようにという形に最近なっておりますけれども、一方でインシュリンなどを使っている、インシュリン注射が必要な方が、基本的には自分で打つということが基本なので自分で打てる方は問題ないのですが、中にはやはり自分で注射できない場合があって、そうすると通所も含めて、特にショートステイでは預かれる施設が極めて限定されてしまうというような問題があるかと思いますが、こういったいわゆる職員が医療行為ができないというところで、インシュリンも含めてこういったショートステイ等が受け入れられないといった事例、どのような状況にあるか現状を聞かせていただきたいと思います。

○永尾高齢者福祉課長 免許を持っていない方による医行為については、医療法とか歯科医師法とか、あと保健師助産師看護師法で禁止をされているというのが現状になっております。それで、インシュリンについては医業に当たるものとなっております、そういう理由で現在ショートステイ、通所

のほうではなかなか受け入れが難しいという状況になっています。ただ、看護師が常駐じゃなくても非常勤でいる時間については受け入れはしておりますので、そのあたりでの調整を行っているところでございます。また、インシュリンを打たなくても服薬でも対応できるという方については、そういうご説明をしながらなるべく受け入れるような体制を取っているところでございます。

○塚本委員 やはり法律がどうしてもこの場合引っかかってくるわけですが、今、まず服薬とか別の形で何とかクリアできるということであればということであったので、この辺の周知はもれなくしていただきたいと思いますので、これは要望としてお願いしたいのですが、法律の医療行為に対する壁というものが今後どのような形で展開していくのか、こういった形で医療行為が必要な中でのショートステイ等の利用者というのはなかなかこれから増えてくるのではないかと状況がある中でどうなのかということと、もう一つは看護師がいればというお話もありました。現状の制度の中での対応としてこの看護師等の配置によってこういった施設への受け入れ、医療行為が必要な方の受け入れ等を、今後どのような形で拡大していくことが可能と考えられるか、あるいはそういう計画等どのように考えていらっしゃるか、お伺いさせていただきます。

○永尾高齢者福祉課長 以前は胃ろうだとか喀痰の吸引とかある方も介護福祉士ではできないというような規定だったのですけれども、その辺は国のほうが制度を改正いたしまして、一定の研修を受ければ受けられるように変わってきております。それで、インシュリンについてどういうふうにならるかというところになるとなかなか見えづらいところはあるかと思っておりますので、その辺は国のほうの動向をきちんと見ていきたいと考えております。

また、今、施設側のほうもなるべく受け入れられるような体制というところでは、2カ所のケアセンター南大井と、あとこれからできあがる上大崎の特養で受け入れられるような体制でありますので、そのほかの施設については看護師の配置等を施設側と協議しながら進めていきたいと思っております。

○塚本委員 わかりました。これからこういったニーズがどんどん増えてくる可能性は極めて大きいと思っておりますので、よろしく対応のほうをお願いしたいと思います。

次に、247ページ、保育従事者宿舎借上支援事案についてなのですが、今この事業は、いわゆる事業者が部屋を借上て、事業者との部屋との契約というところでこの事業の助成というのが前提となっております。そうすると、例えば区民住宅とか区営住宅もその対象になるかと思っておりますけれども、ここは個人でしか契約ができないので、現行の制度においてはそういう区民住宅などの個人でしか契約できない住宅は、助成の対象から外れるという現状になっているかと思っておりますが、これも個別に相談を受けたりしたこともあったのですが、確かに個人で契約する、法人の契約はできないからという理由だけでこの助成が受けられないのかというふうになると、確かにそれもちよっとかわいそうだなという気もするのですが、今のこういった事案に対して区の考え方としてはどのように思っているのかお聞かせください。

○佐藤保育課長 宿舎借上に係る家賃助成に対するご質問でございます。この事業の目的ですが、委員ご指摘のとおり、雇用する保育士用の宿舎の借上を行う民間法人等に対し、その経費の一部を補助することにより保育人材の確保、定着および離職防止を図るものです。事業の前提としまして、保育園を運営する法人が借上た賃貸住宅を補助対象とし、法人に対して助成金を支出いたします。本人ではなく法人に助成金を出すことで、各事業者の責任において保育士の定着と新たな保育人材の確保に意識を持ち実践してもらうためです。委員ご指摘の事例というのは、なかなか私どもではまだ把握をしておりますが、補助事業の制度スキーム、趣旨として、法人が借り上げている住宅が対象になると考えており

ます。

○塚本委員 その法人が借上なければだめだよねという、だけれども本当にそれで受けられない方がいらっしやるとなると、先ほど、つる委員からの保育士の不足という問題が非常に言われている中で、今、区民住宅に住まわれている方が今度保育士になろうかというようなことを思ったりしたときに補助を受けられないのだということで、保育士不足に対する一つの足かせみたいになりはしないかというようなところも思いますので、そこについて今現状の制度の中でのあり方というのをどのように思っているかについてももう少しお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤保育課長 繰り返しになって申しわけないのですが、今現在の補助制度の仕組みとしてはそうなっております。区営住宅、区民住宅に関してはまた別の議論といたしますか、施設整備費等もまた別にかかっている面もありますので、もし区営住宅等にお住いの方に対する直接の補助になりますと、また別の枠組みで、別の制度になるかなと考えております。

○塚本委員 ありがとうございます。今、区民住宅などにつきましては、今後、中に住んでいる方については全く助成とかがなくて、設定家賃そのものを払っているという方もいらっしやいます。区営住宅になるとさすがにさまざまな意味で家賃が低く抑えられておりますので、これがこの助成の対象になるかと考えるとどうかなと私自身は思ったりもしますので、ちょっとまたさまざまな検討も必要かなと思いますけれども、保育士不足に対する一つの解消法としてこういったことも一考しなくてはいけない部分ではないかなという思いもございますので、どうか検討のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○本多委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私は、まず225ページ、特養などの施設関係のところから入りたいと思ひます。先ほど来、人材不足、人材不足という話があつて、介護人材も不足をしているということでもあります。その中で品川区は介護福祉専門学校を持っています。これは学校をつくろうという英断があつたわけで、施設の人員とか定員に対する職員数、これは結構守られていると思うのだけれども、そこについてはこの介護福祉専門学校があつたからこういう対応ができたと思ひなのか、そこら辺のところをまずお聞きをしたいと思ひます。

○永尾高齢者福祉課長 品川区はやはりいち早く介護の人材を確保ということで介護福祉専門学校を立ち上げて運営しております。学校の貸付金の制度なども独自につくっております、3年間は品川区の施設に入らなければいけないということになっておりますので、そういう意味では施設の職員の人材確保という面で寄与しているかなと思ひております。

○石田（秀）委員 それは本当にもういち早くそういう対応をしていただひてよかつたのかなと思ひております。そういう形の中で、それでも希望される方が多く、なかなか入所ということで特養を作れ作れとかいう話が多いわけでもありますけれども、一つは今、これは国のレベルでも始まっているということなのだけれども、うまくいっていないのは例えば外国人の方を活用しようと。あるところではもう今始まっている、事業者と人材派遣会社と日本人学校等が組んで、例えばフィリピン、インドネシア、ベトナムあたりにも行く。逆に日本に来ていただひて、日本にある日本人学校でそういう外国人の対応を始めている。こういうことはやっているのだけれども、なかなか試験などもあるので受からない。受かつたとしても何というのか、お国柄というのあつたり、あとはその方々には優秀な方がいらっしやるわけで、そうすると定着しないで出ていってしまう。中には利用者の方も外国の方に見てもらひのはちょっと抵抗があるという方もいたりして、それは見てもらひご本人だけではなくてご家族もそういう

話をしたりするから、なかなか定着をしないというところがあると思っています。その辺の状況は、品川区でもやはり同じと思えばいいのか、外国人の方が品川の施設で働いていらっしゃるか、それが1つ。

それからもう一点は、今1対3なり職員定款があるのだけれども、その部分で、介護士の仕事を少しでも軽減しようと。仕事の内容をばあ一つとやって、これは資格がなくても対応できるのではないか、これは外国人の方でなくても資格のない方を採用して、その仕事を軽減して、例えばさまざまなローテーションの中でそういう方をどんどん活用していつて対応できるような形にしていこうというのも少しずつ始まり出したけれども、なかなかこれもうまくいっていないと我々も聞いているのだけれども、この辺の感覚はどう思われているのかというのをお聞きしたい。

○永尾高齢者福祉課長 外国人の雇用ということでございますけれども、言葉の壁とか文化の壁などがあるのかなソフト的にもこういう介護のお仕事をうまくやっていくというのはお互いに外国人本人も大変だし、日本人も大変だと聞いております。でも、ただその中で、現在外国人の方が施設に全くないということではなくて、というのは、外国人の方でもさまざまで、日本人の方と結婚されている外国籍の方もいらっしゃいますのでそういう方の場合だったり、あとは日本に古くから住んでいらっしゃる方については一定程度、文化・習慣がわかっていますので、そういう方は現在もう施設の中で活躍をいただいているところです。

それで、介護士の仕事の軽減ということですが、こちらにつきましては外国人の採用であろうが日本人の採用であろうが、やはり臨時職員というか、長時間働けない方の活用というのはとても大事だと思っております、施設側もやはりローテーションをうまくつくりながら工夫をして運営しているところがございます。

○石田（秀）委員 外国人の場合だと、仕事の内容にその日の記録を残さなければいけない。翻訳機はあるのだけれども、なかなかそれはきちんとした翻訳になるかという、日本語で書くかというとなかなか難しい。今、制度的に自分の国の言葉で書いて、それをある機関に送って、それをそこの方が、きちんと全部わかっている方がいてそれを翻訳して、それを記録として残そうという動きも今始まるとうとしているというか、案としてあるわけだけれども、そういうことも含めてやはり品川区もそういう対応をしていかないと、やはり人材不足はあると思うので、ぜひそういうことがこれから始まるという場合には、いち早く取り組んでいってほしいなと思います。

その中でもう一つお願いしたいのは、例えば今地方の特養はさまざまな理由があって人口減少とか子どもたちの近くとかいろいろなことがあって、地方の特養などは空きだしているという現状がある。そうなってくると、品川区も区外というのはあるのだけれども、そういうところのベッドを確保するというと、そこに行かないというのはいろいろあるけれども、そうではなくて、そういうところと提携をしていくという模索は私はするべきだと思っています。それはどうしてかという、生活福祉などは例えば住宅型優良老人ホームは松戸とか草加とかそういうところにあっ旋をしてというのがあってはないですか。そういうのもこれから高齢者の特養などはそういうあっ旋をできるような提携を結んでいくという考えがあると思うのだけれどもその辺の考え方を教えてください。

○永尾高齢者福祉課長 外国人の雇用に当たってはやはりICTの活用というのも一つの方法でありますし、国のほうも今その技術開発について大分進めてきておりますので、そういう使い勝手等も見ながら取り入れられるところは取り入れていきたいなと思っています。

それで、地方の特養の関係になりますけれども、現在地方のほうは空きが結構あるかなという認識を持っております。それで、一応特養というのは広域で入所するという決まりが国のほうで定められてお

りまして、一つの自治体で協定を結んだりあっ旋というのは国のほうでも認められないというのが現状になっております。それで、現在もし、ある方が地方のところを自分で見つけて直接お申し込みをするということも可能になっておりますので、そういうのはやはり入所の申し込みをするときに、きちんと本当のご要望をお受けしながらご紹介するとか、そういうような方法をとるのがいいかなと思っております。

○石田（秀）委員 地域包括ケアで8割ぐらいの方は住みなれたところというのはもちろん住まいというのが中心にあるので、区の政策というのはそこが中心になるのはこれはこれでいいと思います。だけれども、2割ぐらいの方がいて、ご家族がということがあると、空き情報などをとってどうぞこういう、もちろん今言ったように住民票の問題もあつたりするので、それはきちんと確認をとってやらなくてはならないというのはもちろんわかっておりますけれども、あっ旋ができるということをやはり区からもしっかりと相談があつたらこういうところがありますよ、有料老人ホームなどは完全にそういうところがあるので、ぜひそれはお願いしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。これは答弁はいいです、要望だけしておきます。

もう一つは、249ページの保育園用地取得経費について伺いたいと思っております。1つは上大崎だと思っておりますけれども、これは保育園をやっていく、それはいいのですけれども、あそこは用地的に保育園以外のものも入れ込めるのだらうと思っております、ここの部分についてどのように今考えられているのか、プロポーザルでどういうふうにしていこうとかさまざまな考え方があると思っておりますけれども、どういう形でこの上大崎の整備を進めていこうと思われているかということをお願いいたします。

○柏原企画調整課長 今ご指摘いただきました用地取得の部分で、旧国家公務員宿舎の上大崎寮の部分でございます。こちらにつきまして、国のほうに対しては要望を出した際には保育園といった施設を中心とということで要望を出しているところでございます。現在は契約に向けて手続の準備段階をしているところでございまして、予算のほうも取得に向けた金額を計上させていただいたところでございます。用地の活用につきましては、基本は保育園というところを考えてございますので、民設の部分といったところが中心となってこようかと思っておりますけれども、そのほかの施設については、それが複合になるのかどうなるのか、それから土地そのものを例えば広場にしたりなどさまざまなご意見等もいただいているところでございます。そういったところで、その活用について今まさに所管部門と検討しているところでございまして、恐らく民営民設の事業者が入ることになれば、一定程度のご提案をいただきながらということになるかと思っております。

○石田（秀）委員 もちろん民営民設で提案をしていただくということだと思います。その中で、私が思っているのは、ここにはやはり区のほうでプロポーザルという今言ったように保育園、これはこれだけ例えば多分認可になるのだらうけれども、認可ぐらいの規模ということは必ずプロポーザル提案があつてそれはやってください。それ以外にはどういうふうにするという条件を、民設民営だとしていくわけですよ。そうなったら、先ほど来つる委員からも話があつたけれども、保育士も非常に少なくなっている。見据えると平成52年ぐらいまでは需要はそれなりにあるのだと。そういうことであるならば、それはJVみたいな形でも保育事業者と例えば私は学校法人、そういう形の中で保育学校、それで優先的にさっきの介護福祉専門学校ではないけれども、品川区で働いていただいてこういう形というような保育学校を併設するような、それはプロポーザルだから書けばそういう形の応募がなるわけで、プロポーザルに項目を書くだけで。そういう形の考えを持ってやってほしいと思うのだけれども、そこから辺の考えを教えてください。

○柏原企画調整課長 今委員のほうから保育園に対する学校といいますか、養成する施設ということであろうかと思えます。今現在施設の構成であるとかそういうところはまさに検討しているといったところでございまして、区としてどういった行政ニーズに対応していくのだというところがあります。ベースは保育園ということの国のほうとも話をしている中で、どういった施設が可能なのかというのもニーズとも合わせながら、それからエリア的にも地元の方々のご意見というのはいかにもこちらのほうもさまざま聞きながら動いていかなければいけないということがございますので、そういったご提案はあったということで参考にはさせていただきますけれども、どういった施設がいいかというのはトータルで考えさせていただければと思っております。

○石田（秀）委員 先ほどもお話があったように、品川区の保育園も近隣区は例えば保育士が確保できないために定数、人数をとれなかった、これが起きてきていて、私を知っている範囲でも品川区の中でも本当にぎりぎりまで保育士が足りない、だけれども何とかしなくてはならない。それでやっとクリアできたという事業者も私はいると思っています。今そういう状況にある中で、もちろん今おっしゃったようにみやこ荘のときの話なんかも漏れ伝わって伺っているわけでありましてけれども、その地域性の中でね。だけれども、行政としてそういう提案をしてご理解をいただく努力をして、そういう需要に対する対応をしていくというのはやはりこれは、もちろん地域のご意見もあるけれども、行政判断としてそういうことをしていくということも、私は一つの行政の役割だと思っているので、こちら辺はまた言っても同じ答えになると思うので要望だけにしますが、ぜひそれは今の状況を考えて、平成52年まで保育需要がある、そういうことであればプロポーザルの一行にそういうものを書いていただきたいと思えます。要望だけにします。ありがとうございました。

○本多委員長 次に、西本委員。

○西本委員 まず、251ページの病児保育ですが、今年拡大になっておりますが、かねてから言っておりますように、安易とは言いませんけれども、安易などあえて言いますが、拡大には大反対でございまして、先ほど答弁の中でもこの病児保育というのは、まず病気になった子を見るのはやはり保護者の方々、それを補完する形で支援をしていきますよということだということです。その考えはこれからも変わらないのかということを確認をしたいと思えます。

次に255ページの保育園運営費の中で民営化です。何度もこれもお話をさせていただいているのですが、なぜ民営化をするのですか。今までの答弁の中で、財源確保のためということなのですが、それは全く納得はいきません。それで、今品川区の税収は上がっている、人口は増えている、そして若い方々の流入がある、保育園の需要が増えてくるという流れが一つありますよということで、歳入のときにも言いましたけれども、品川区の財政を考えたときに需要が当然行政ニーズも増えてくるでしょうと。その中で税の使い方をどうしていくのですかと質問したと思えます。その中で、保育園が必要になってくる、それは当然なのです。そこにお金をたくさん使うのはそれは必然的になることであって、だからといって公立保育園を民営化するということは私はちょっと違うと思えます。それ以上に公立保育園で培ってきた品川区の保育という根拠にかかわるようなことになってくるのではないかと感じておりますので、その答弁をお願いします。

それから、257ページの給食食材放射能物質検査です。これは学校も同様ですが、もう明日で3・11から6年になります。もうやめませんかということです。

次に、261ページの児童センター運営費ですが、この児童センターの役割というのは非常に多岐にわたってきております。まさか縮小ということはありませんよね。これからも拡充していくのですよね

ということで、ご答弁をお願いします。また、職員の採用です。非常にノウハウの継承が必要でありますので、新規採用をしていただきたいということをお願いしておりますけれども、その状況はどうでしょうか。

最後に、すまいるスクールです。利用料が改定になりました。子どもたちの利用状況はどうなっていますか。そして、お迎えが夜間にかかるお子さんに対しましてはお迎えという形になっておりますが、そのお迎えの状況について遅刻などなどしてトラブルなどないでしょうかということをお答えください。

○佐藤保育課長 何点かご質問いただきました。

まず1点目ですが、病児保育の関係でございますが、先ほどご答弁差し上げたとおり、区としては病気のときはご家庭で見ていただくというのが基本でございますが、保護者の就労支援等社会環境の変化もありまして、病児保育のニーズが高まっているという認識は持っております。また、現在定めている品川区子ども・子育て計画においてもそういう記載をしております。

続けまして、給食食材放射性物質検査の件でございますが、平成29年度の予算にも計上しております。若干検査の仕方の実施方法を見直しましたが、平成29年度についても行っていくというところでございます。

○吉田保育施設調整担当課長 まず、なぜ民営化をするか、民営化の理由についての質問でございます。区としては2点ございます。1点は、民間活力の活用ということで私立保育園においては特色のある保育等の実施によって保護者の信頼を得るなど着実な実績があるということと、民でやれることは民でという考え方を基本としておりますので、私立保育園の保育力の活用とかを図っております。また、平成29年度につきましては、私立保育園が10園ほど充実されております。

あとは、財政負担の低減ということなのですが、区立保育園の老朽改築や待機児童に係る今後の経費等がさらに必要になるということで、財政負担の軽減のために民営化を図っていくというところがございます。

それから、公立保育園の培ってきたものを継続していくことをどう考えるかということなのですが、その点につきましては公立保育園を民営化していく際には、今のところ業務委託という形式をとっております。業務委託というのは、仕様書に基づいて区でこう考えている仕様等をこのように実行してくださいというのが業務委託でございます。ここは指定管理と違うところがございます。そのような形で、区立保育園の培ってきたものを仕様書という形に落としまして、それを民間事業者のほうに実行していただくというところでその辺の培ってきたものの継続を考えております。

○高山子ども育成課長 私のほうから、まず児童センターの今後という部分についてお話しさせていただきます。

児童センターは言うまでもなく地域の子育て支援の拠点ということで、これまでも多くの役割を担ってまいりました。また、要保護児童対策地域協議会の拠点として13の館は館長館として引き続きこの役割を担うものでございます。乳幼児人口の推移などを見守りながら、その規模等については適切に判断していきたいと考えております。

それから2点目のすまいるスクールの利用状況につきましては、本年の1月末の登録状況で見ますと、全児童に占めます登録の割合というのが64%ということでございまして、昨年との単純な比較はできませんが、制度改正後延長の役割についても十分ご理解いただきまして、順調に登録が推移しているところがございます。そして、お迎え等のトラブルに関しましては、夜7時の迎えにつきましては保護者のお迎えを前提とするということになるので、若干の遅れはあるということは現場から聞いております。

遅れた方につきましては、遅れた理由などをお伺いした上で、他の方にもお願いしているということで、今後そういった遅れのないような形での指導といったことは随時入れさせていただいているところでございます。

○米田人事課長 施設の福祉職の採用ですけれども、保育園、児童センター等に勤務する職員を福祉職として採用し、それぞれ採用時に配属しているところでございます。これまでと変わりません。

○西本委員 病児保育はやはりニーズがあるのはわかっているのです。ただ、病気になったときにこそ親が必要なので、そこはそういう社会環境、それから職場の環境づくりというのをぜひやっていただきたいと思います。さまざまな複雑な社会情勢があって親子関係が変わってきているよ、それはわかります。でも、そこでだからといって親のかわりになるようなことをしてはいけません。やはり親子の絆をつくっていくためには、どういう施策が必要なのかということを十分に考えてこれから事業を展開していただきたいと思います。

民営化については、非常に私は残念に思いました。民間活力、確かにさまざまな民間の特徴があると思います。しかし、品川区の保育というのは民間に負けずに頑張ってきたところがあるのですよ。その歴史をしっかりと受けとめて、では品川区の保育というのはどういう保育になってしまうのですかと、それを非常に私は残念に思っております。

そして、給食食材放射能検査ですけれども、今後考えてください。もうそろそろいいのではないのでしょうか。お役は終わったのではないのでしょうかということ。それから、すまいるスクールについては、利用の実態ですね、保育料が上がったので、本当は6時まで見てもらいたいたけれども早く帰らせるということもあるような気がするので、実態調査をぜひしていただきたいなと思っております。

最後に、保育園の民営化について再度ご答弁をお願いします。

○吉田保育施設調整担当課長 区の基本方針としましては、区立保育園を当面5園程度、1年あたり1園ずつ民営化いたします。区立保育園は区立幼稚園とともに、乳児教育の中核となることから相当数は区立のままで残します。

○本多委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは245ページのひとり親家庭支援事業と、267ページの生活保護費に関連して伺います。

現在、生活保護費では子どもが18歳を過ぎると生活保護から切られてしまい、一人分の扶助が受けられなくなってしまう。そうなったときに、特にひとり親家庭は大変です。子どもたちは大学進学する場合奨学金を借り、それではまだ足りないために学費、そして生活費を稼ぐためアルバイトをしなければなりません。そのために学業とアルバイトの両立が難しく、大学を中退してしまう方もいます。生活保護が切れ、アルバイトもして学費と生活費を稼ぐなど余りにも社会の壁が多過ぎて、貧困からの脱却ができません。この壁を取り除くのが行政、政治の役割だと思います。本来勉学に専念すべき大学生などの学生の生活保護が切れ、アルバイトをしなければならない状況を区はどう認識しているのか伺います。

○伊東生活福祉課長 今委員ご指摘のとおり、18歳を過ぎますと、いわゆる世帯分離という形で生活保護からはずれるということは、そういうことになってございます。ただ、それ以前に進学を希望する方に関してはさまざまな形で相談に乗っておるところでございまして、それでその後のことも事前に視野に入れていただいてさまざまな形での支援をしているというようなことでございます。大学に行つてなかなか生活が苦しいというような状況はあるかと思っておりますけれども、そういう意味では一般家庭と

いか受給世帯の方以外の方のところでもそういう形で奨学金等々を借りたりして何とか卒業しているというような状況があるということもございますので、現状はそういうことになっておりまして、今後の推移を見ていきたいなと思っております。

○廣田子ども家庭支援課長 ひとり親世帯につきましては、区の奨学金で対応してございまして、東京都の制度の母子父子福祉資金のほうの貸し付けを行っています。そちらについては区の奨学金よりも制度が手厚くなっておりまして、貸し付けの際には必ず自立支援員が面談をしまして、家庭の収支についてのご相談に乗りながら、今後大学を卒業するまでの生活も考えながらということで、丁寧に支援をしているところでございます。

○のだて委員 一般の生活保護を受給していない家庭も大変だということですが、それであればそういうったところもしっかり支援していくことが必要だと思います。私が聞いたある家庭では、一人親の二世帯で子どもが18歳を超えるため、生活保護が切れ住宅扶助が2人の6万幾らでしたか、数千円から1人の5万3,000円ぐらいに減らされてしまい引っ越しをしなければいけないという状況になっているということです。こういった方への支援が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

そして、今大学の進学率も全体で約7割ですか、ひとり親家庭の大学進学率は約2割ということになっています。やはりこの貧困の連鎖を断ち切るためにも大学へ進学し就労したほうが安定した職場につくことができると思います。生活保護の支給を18歳までで一律に切らない柔軟な対応を国に求めていると思いますが、いかがでしょうか。また、区独自の大学に行くことができる支援も必要だと思いますが、いかがでしょうか。そして、この間生活保護が平成25年度から引き下げられてきましたけれども、やはりこういったところも全体的に今やはり生活保護を受けている方から聞くと、生活していくのもなかなか大変だという声が寄せられますので、国ではその基準、見直しの検討も行っていくということですので、基準の引き上げを求めていると思いますが、いかがでしょうか。

○伊東生活福祉課長 大学というか18を過ぎて大学に行った場合には、確かに住宅扶助の部分に関しては6万4,000円から5万3,700円に、ひとり世帯という形になります。ただ、同居というか一緒に住むことは認めるということでの世帯分離という制度でございますので、そういう形で何とかしていただければなというところで思っております。

とはいっても、ひとり親とかということでは大変だということではございまして、区独自の支援というところでございますけれども、今のところは独自の支援ということを考えているところではございません。しかし、都や国の中で委員もご存じかと思いますが、若干の動きがあるというところはありますので、そういうのをもう少し推移を見ていこうと思っております。

あと、基準額、生活保護基準の引き下げとかという話が今ありましたけれども、これにつきましては国のほうでしっかりとさまざまな検証をした上で基準額が決められているということでございます。それに毎年毎年、物価動向や社会動向等を勘案してそれぞれの基準改定は行っておるところでございます。前回の大きな変更というのは5年ごとの見直しという中でやられたものでございますので、それが終わったのが昨年、平成28年4月の段階で終わっております。

○のだて委員 生活保護の基準については国で検討しているということでしたけれども、ぜひ品川区からも基準の引き上げ、そして18歳で一律に切らないような柔軟な対応を求めていると思います。

ひとり親家庭にはやはりさまざまな壁がありますので、ぜひ今行っている子ども未来応援プロジェクト

トなど検討を行っていると思いますけれども、そういったところでも支援していただきたいと思いますと思いますが、区のひとり親家庭の調査、ある一部の家庭の調査でしたけれども、その調査ではやはり高校より先への進学をしたいと希望している方が7割を超えていたというところで、今、国でも給付型奨学金が進められていますけれども、対象が余りにも少なく、全学生の約2.5%しか受けられないものです。この国の制度から漏れてしまう方への区独自の給付型奨学金等、ひとり親家庭では保証人を立てられない方もいます。保証人がいなくても借りられる奨学金を創設していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○廣田子ども家庭支援課長 ひとり親家庭に対する大学進学への支援につきましては、奨学金だけが支援とは考えておりません。新規事業としてご提案しております低所得世帯向けの学習支援等については高校生を対象にして塾等に行けない方であるとか自習の場が環境的に整っていない家庭のお子さんに対しての支援を行うというものを入れているところでございます。また、保証人なしで借りられる貸し付けというようなご提案ですけれども、現在母子父子福祉資金のご相談を受けた際に、保証人が立てられなくて借りられない方には社会福祉協議会で貸し付けをしております生活福祉資金をご案内しておりますので、現在も制度があるところでございます。

○のだて委員 現在も保証人がなくても借りられる制度はあるということですが、それをぜひ区でやっていただきたいと思います。そして、奨学金だけではないということでしたけれども、やはりそれはそうだと思います。さまざまところで支援をしていただきたいと思いますと思うのですが、文教委員会の説明ではひとり親家庭が品川区内には約3,000世帯ぐらいいるのではないかというお話がありました。その中で、ひとり親家庭の方の年収が大体20%から30%の方が200万円以下ということもご説明がありました。そうすると、生活保護を受けられる家庭もあるのかなと思いますので、その中で生活保護を実際に受けている母子家庭、150世帯ぐらいしかいませんので周知をお願いいたします。

○本多委員長 次に、渡部委員。

○渡部委員 よろしくお願いたします。247ページの子育て支援事業におけるプレーパーク運営のところから聞いていきますのでよろしくお願いたします。

プレス発表にもございますように、品川区内2カ所目のプレーパークがしながわ区民公園に開設をします。この間何度か伺っていました。私の前にはまたほかの委員もさまざま伺っていたのですが、区民公園に開園をします。幾つか、もう間もなく開園をする。先週もちょっと見てきました。工事真っ最中で重機も入ってやっていて、ある意味間に合うのかななんて思ったのですが間に合うというようなお話は伺ってまして、これからいい施設になると思うのですが。

区民公園はあれですね、奥アンツーカが指定管理でたしか入っていて、プレーパークをやるには多分この内訳には、運營業務委託料と入っていますから業務委託という形で運営をされると思います。

そうしたときに、運營業務委託されている会社と奥アンツーカとの間で直接会話などができるようになるのかなとちょっと思ったのでその辺についてお聞かせください。というのは、例えばその地べたを使ってプレーパークを運営していただくわけですね。何かさまざまな不都合があった場合には当然運営者が子ども育成課のほうにですか、連絡が行ってそこから公園課のほうにおいて奥アンツーカに伝えるのかなと。その仕組みとしては当然当たり前のところかもしれないのですが、同じ場所でお互いに仕事をしておりますので、やはりよりよくスピーディーに物事を解決できるような仕組みというのも整えていただきたいと思います。さまざまな状況が想定されますが、例えばその場で事故とかが起こった場

合どういうふうに対応していったらいいのかなど。当然連絡はさまざまな関係機関にしなければならないけれども、この予算額を見ているとプレーリーダーが複数配置されるわけでもないだろうし、その場合、やはり仲間にも少し助けを求めてなんていうのも必要になってくるのかなど思ったのですが、その辺の連携などの仕組みと関係性がちょっと見えづらかったというかわからないので教えていただければと思います。

○高山子ども育成課長 私のほうから、しながわ区民公園内のプレーパークの管理の部分というところで、こちらのほうは主に事業の部分のご説明をさせていただきますが、委員ご紹介のとおり、いわゆる公園を管理する部門と事業を遂行する部門というのはそれぞれ委託先は異なっております。そうした中で、基本的には公園管理上支障が起きないように委託先にはきちんと公園管理部門と事業部門等の連携ということで十分な話し合いをしていただくということが前提になろうかと思っております。また、事故等の対応につきましては、子ども育成課が委託の主管でございますので、私どもへの連絡ののち公園部門と調整の上で滞りなく処理してまいりたいと考えております。

○渡部委員 心配事が起きないのが一番ですけれども、何か起こってしまった場合は迅速な対応がやはり必要となると思いますのでお願いしたいのと、あとやはりプレーパークは当然何もなくて子どもたちがさまざまな自由な遊びを通じて、プレスにもありますように自主性や創造性、自己責任の意識が養われ、体力増進にも繋がるというのはまさにそのとおりでございますが、そのためには若干の仕掛けがいります。例えばですけれども、あそこは区民公園にありますから、奥アンツーカーが掃除などをした際に枝などが出ます。例えばそういうのだったただ今までだったら捨てていたのかもしれないけれども、場合によってはプレーパークにそれを持っていくと実はたき火の材料になったりとか、子どもたちが自主的に考えて遊べる道具にもなったりするのかななんて思ったものですから、その辺のやりとり等もできるようにしていただけると、本当にその公園で自然発生した、自然発生というわけではないのでしようけれども、不必要になったもの、枯葉ですとか枝ですとかそういうものまでが子どもたちが自主的に遊べる道具になると、ああ、いい公園になるななんていうふうに思いますので、これはその辺うまく利用できるような仕組みづくりをお願いしたいというところで要望させていただきたいと思いません。

今回といいましようか昨年からさまざま質問させていただいている中でいろいろ勉強して行って、世田谷の羽根木から始まって日本全体北から南まであります。昔はヨーロッパで早くからということなのだけれども、実は日本全国広く見ても行政がある程度主体となって進めていただいているところは、このプレーパークについてはやはり少ないのだなということに改めて僕は気がついたといいましようか、そのような感じでした。基本的には地域運動から始まってということが多くて、ただ一生懸命かわっていただいているのは本当にありがたいと思います。

それで、今回この区民公園で開設するというところで、駅が近いとかそういう意味ではなくて、やはり水族館というのがあってそこは来場者数が50万人いるわけですね。そのような施設の中にこれを開設するというところで、多分今までさまざまなところでつくられているようなプレーパークが基本的には近所の人たちが遊びに来てですとか、その地域内で完結しているようなところが、ここは開園してからふたを開けてみないとわかりませんが、場合によっては本当に多くの人に来ることも想定されてしまうのかななんて、いざ聞きますよという段階になって僕は気づいたというのは、先日の日曜日にここで活動しているらっぱ探検隊ですとかそとぼーよ！の方々が「最後のイベントです、5月からプレーパークが始まります」ということでイベントをやっていると、近所の人もそうですし、普通に通りが

かった人もそこで遊んでいくような感じなのですね。ということは、プレーパークが本格的に始まってくると、そういう人たちはこれすごい増えるのではないかなとうれしい反面大丈夫かなと思ったのですが、その辺の許容人数はどのような想定をされているか、もしあれば教えてほしいと思います。万万が一増えてしまった場合、当然、事業者のほうでそれはクリアといいたまうか対応していかねばならないけれども、何か相談とかがあった場合、これはさまざまな部分で相談に乗っていただきたいなどは思うのですけれども、その辺のお考えをちょっと教えてください。

○高山子ども育成課長 しながわ区民公園内のプレーパークですけれども、既にオープンしております北浜公園内の北浜子ども冒険ひろば、こちらのほうの年間利用者数が大体1万4,000人というところで、委員ご紹介いただきましたようにこれを上回るような来場者が来ていただけるということは我々としても事業の成功と考えております。

そのような中で、今回事業を運営委託します仕様の中いわゆる児童厚生員といいますか児童指導の経験を有する有資格者を配置するというようなことを考えておまして、自然の自由な遊びである一方で、しっかりとした指導のもと、安全に子どもが自由な発想のもと遊べるような思いを込めて、仕様の中には割と厳格に人員の部分の資格要件について厳しく課しているところでございます。

それから、人員につきましては、北浜よりも大体1.5倍ぐらいの広さの施設ですので、それを上回る4名程度のプレーリーダーがいていただくような形での想定をしているところでございます。

○渡部委員 詳細、ありがとうございました。これもふたを開けないとわからないのですけれども、あそこの公園で人の入れ込みを見ていて、今回土日があきますよね、土日はやはり水族館の来園者も多いですし、家族で遊びに来て、じゃあ公園も歩いていこうかなとなったときに、見えるところで、ちょっと楽しそうだなと思ったら寄っていくと思うのですね。広さ1.5倍で先ほど人数もお示しいただきました。これがもしゼロが1個多いような人が入ってくるようなことになると、きっと大変なことになります。当然事業者のほうも有資格者の方がやるのも、はい、承知しておりますし、ボランティアといいたまうかさまざまな子育て団体の方々がたくさんかかわっていただいておりセミプロのようになっていて、一緒になって指導もいただいているというのもありますので何とかなるのだろうと思います。けれども、例えば品川区ジュニアリーダーとかでもさまざまなキャンプ体験とかをやっている、スキルとしてはかなり有能な方々もいらして、あくまでもこの運営委託者、民間ではありますけれども、このジュニアリーダーの方々も研さん、研修と合わせてこういうところで一緒に活動できると、小さい子どもたちって少し上のお兄さんとか中高生の方がいると、何か一緒に遊んでもらえるのではないかとかすごくうれしい。そういう子たちが今度は地元で次のボランティア、次世代のプレーリーダー、プレーワーカーなどになっていただくと、ここの公園ってすごくいい公園になる。これ、多分日本でもつばにはまるという言い方は変ですけれども、もしかすると日本一有名なプレーパークになる可能性を秘めているわけですね。来年またこの委員会ですごくいい公園になっているか僕はわかりませんが、その辺の活用とか何かできるのであれば、仕組みを整えてもらいたいと思いますし、ないのだったらないということではしょうがないのですけれども、いかがでしょうか。

○高山子ども育成課長 委員から大変多くの期待を寄せていただいて、本当にオープンに向けてきちんと準備をしていかねばならないということを改めて感じたところでございます。ご提案のジュニアリーダーの活用など、青少年健全育成の相乗効果などを図ればと考えております。

○本多委員長 次に、あべ委員。

○あべ委員 私からは保育園や保育に関して、ページ数で言えば244ページからということになる

と思うのですが、地域の方から実際遭遇した話を中心にお伺いをしていきたいと思います。

まず一つは、医療的ケアを必要とする未就学児への対応についてです。これは数年前に区内のお母さんからの訴えを契機にしつこく何年間か求め続けてきましたけれども、昨年は法改正、そして区議会でも多くの会派からの質問があり、そして大きな流れになっていると感じております。大変うれしいことです。品川区でも療育を必要とする子どもの施設が今春開設ということで、残る課題はやはり保育園、幼稚園など集団保育の場での受け入れの可否、そして受け入れ態勢ではないかと思えます。23区の中でも急ピッチで進んでいる中で、東京都の新年度予算案にも盛り込まれております。品川区として早急な検討とその結論を求めますけれども、現在の状況はいかがでしょうか。

それから、保育園に関してなのですが、ある在宅で2歳児の子育て中のお母さんが難病で倒れて入院したというケースがあります。この場合、保育園に入れなかったと聞いております。これ個別のケースはともかく、仕組みとして入院は20点つきますけれども、それ以上の加点がない中で、1・2歳児では入園は困難です。入院や重い疾病により保育を必要とする場合、ポイントだけではない救済策、あるいはポイントのつけ方に何か工夫があるのではないかと思います。その後、このご家庭については行き先についてまたさまざま検討されているということではありますけれども、急な入院に対してどれだけの保育ができるかということで、より仕組みを整えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、今春、ポイント計算にミスがあって入園できるはずの子どもが落ちてしまったという事例がありました。これもすでに対応はされていると聞いておりますけれども、再発防止のために幾つかやはり課題があると思えます。保育課として今後書類のチェック体制をどう改善していくのか。そしてまた、ミスを誘発するような個別の事情もあったように聞いておりますが、課内での情報共有の仕組みの改善も必要ではないかと思えます。また、入園希望者に手続きがわかりやすいような説明や資料にさらなる工夫が必要であり、当事者の意見を聞いたり当事者に資料づくりに加わってもらうことなども含めて検討してはいかがかと思えますが、いかがでしょうか。

それから、次のケースです。障害児の兄弟児についてです。これは障害福祉のほうにもかかわってくると思いますが、障害のある子の療育のために母子通園をする際、例えば児童学園では兄弟の同行ができません。この状況では、保育園の入園申請すら難しいわけですが、少なくとも母子通園の際には兄弟児の一時預かり等の制度を仕組みとして学園または区側で整えていくべきではないでしょうか。また、この件に限らず、兄弟児への支援というのは今のところとても手薄と感じております。この機会に兄弟児の存在を念頭に置いて各種施策の見直しを、保育や教育を含めて行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤保育課長 3点ご質問いただきました。1点目、医療的ケアの関係でございますが、法改正の趣旨や医療的ケア児の増加等から受け入れに向けた課題の検討を今急ピッチで行っているところでございます。お預かりした児童は健康な姿で保護者に返すのが我々の大原則だと考えておりますので、そのために何ができるか、何をしなければならぬかということ今検討しているところでございます。

2点目の、保育園の入園の関係でございますが、保育園に入れなかった場合には一時保育という制度もございますが、指数の関係に関しては今回の委員会でもさまざま指摘ありましたので、どの程度見直しができるかわかりませんが、全体の中で検討していきたいと思えます。

3点目の入園審査における書類上の関係の区の誤りというところではございますが、今現在保育課入園相談係では13人の職員で4月度に向けて大体3,600件の審査を行っている状況です。審査につ

いては、審査といいますか指数等の認定に関しては誤りは許されない仕事ですので、現在トリプルチェックを行うなど、誤りがないような対応はしているところではございますが、来年度以降は予算書の249ページの事務用経費のほうに事務のさらなる強化ということで630万円ほど予算のほうをお願いしておりますので、そういった経費も使ってさらなるチェックをしていきたいと考えております。

また、委員ご提案の保育園の入園の申請をされた方からのご意見等を伺う場というものに関しても、わかりやすいご案内、また説明等につなげるためにも、実現に向けて努力していきたいと思っております。

○中山障害者福祉課長 障害のあるお子さんの療育のための兄弟支援というところのご質問でございます。委員おっしゃるように母子通園は現在お子さんとお母さんのみ、あるいはお父さんのみの通園ということで、ご兄弟が通って来られる場にはなっておりません。それで、そうした場合に、お子さんの療育ができないということになってしまっただけでは元も子もないと考えております。来年度に向けても実際に2ケースのご相談を受けておりますので、これについてはオアシスルームを初めとするさまざまな方法について保育課ともちょっと相談をして個別に対応させていただきたいと思っております。

現在、仮移転先ということもあり、やはり場所の面、それから職員の確保というところで課題がございますので、今現在そうしたご兄弟をお預かりするような場を児童学園で設けることはできないのですが、平成31年度に向けましては、今度は肢体不自由のお子さんにも児童発達支援でお受けするような状況になりますので、母子通園枠だけではなく、例えば歩けないお子さんについても単独通園ということも方法として考えてまいりますので、そのような形でこの2年間は個別対応ということでやらせていただければと思っております。

○あべ委員 それぞれありがとうございます。

まず、兄弟児のほうなのですけれども、オアシスルームでの対応ということですが、これをご本人、つまり親御さんのほうで毎回予約をして入れるかどうかということに気を使うのではなくて、もう母子通園が決まったらそこで仕組みとしてそのときにはオアシスが使えるというところまで持っていただければと思います。でないと、結局そのオアシスがとれなかったら行けませんということになってしまっただけでは療育が続きませんので、よろしく願います。

と同時に、この児童学園の母子通園の件だけではなくて、やはりそれぞれ障害のあるお子さんにも兄弟児がいれば、その兄弟児の支援ということもぜひ政策の念頭に置いていただきたいのです。兄弟児の方は結構大人になってもさまざまな思いを持っていらっしゃる方が多いというの私も最近知ったのですが、やはり兄弟児の育ちも一緒に行政として支援するという発想をぜひ持っていただきたいと思っておりますので、そこのご答弁を重ねてお願いいたします。

それから、ポイントのチェック体制なのですけれども、これもさまざま考えていただけるということでぜひ期待をしているところです。全体として保育課は業務が急増していて、職員に加えて担当課長を置くなどの人的な面での努力はされているとは思っておりますけれども、それでも保育課長は保育士面談を含む日々の仕事で手いっぱい、なかなか組織の問題に気づいていても組織改善を行っていくところまで手をつけられないまま疲弊しているのではないかと私の目には見えます。課長の複数体制を敷くなど、さらなる組織強化も必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○佐藤保育課長 兄弟児の関係のオアシス等の利用に関しては、障害者福祉課と連携をさらに密にして保護者の方の負担、不満が出ないように最大限努力してまいります。

○中山障害者福祉課長 確かに親の会の方々のお話を伺っても、兄弟児に対する支援で悩んでいらっしゃる様子が見ええます。今どういう方策があるかというのは具体的にはないところではあります。

れども、障害のあるお子さんだけではなくほかのご兄弟とも親御さんがしっかりと向かい合って子育てを楽しめるような、そうした何ができるかというのを今後検討してまいりたいと思っております。

○齋藤子ども未来部長 保育課の体制強化、複数課長についてですが、課長の数も増えておりますし、特に人事配置上も大変人事課から気を配っていただきまして、係長含めて優秀なスタッフがそろっております。今回課題解決に向けてさまざま対処できたのもそういった支援のおかげだと思っております。これからもミスのないように保育課一丸となって進めてまいります。

○本多委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時21分休憩

○午後3時40分再開

○本多委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。こんの委員。

○こんの委員 それでは、私からは、225ページ、福祉人材確保・定着事業、231ページ、高齢者相談等事業、257ページ、保育園改築事業とオアシスルーム運営費を伺いたいと思います。

まず、福祉人材確保・定着事業ですけれども、先ほど石田秀男委員よりも介護人材の確保のお話が出ておりましたが、介護には施設介護と在宅介護がございますので、まずは確認も含めて、いわゆる施設介護の介護職員というところで、予算書に4つの事業が記載されておりますけれども、その4つの事業、人材確保・定着のための対策事業、どのように取り組まれてきたのか、取り組もうとされているのか、まずお伺いしたいのと、また、なかなかやはり確保・定着というのは難しいというふうに想像しているのですけれども、実態はどういう状況なのかというのをもう一度確認したいと思います。

また、介護福祉専門学校が、一昨日に卒業式が行われましたけれども、卒業された卒業生の皆さんの就労の状況など、あるいは先に卒業された方が就労して何年ぐらい勤続されているのかなど、現状をお聞きしたいと思います。いわゆる定着度というところでの現状をお聞きしたいと思います。

○永尾高齢者福祉課長 福祉人材確保・定着事業の4つの事業ということで、最初に介護職員資質向上事業になりますけれども、こちらにつきましては、初任者研修とか、あとは接遇や介護技術、資質の向上の研修というのをやっているところでございます。

1つ目の福祉人材ネットワーク化助成でございますけれども、こちらにつきましては、品川区の中で訪問介護をやっている事業者がNPOをつくっております、そこを中心にして、しながわケアフェスという催し物を行って、それぞれの関係者との顔の見える関係を行ったり、仕事の紹介をしたりというようなイベントを行っているものでございます。

2つ目の、初任者研修資格取得助成でございますけれども、初任者研修を受けるに当たって、職員の資質の向上ということと、あと、事業所のほうでも、そういう資格があれば報酬単価が上がりますので、そういった理由で資質の向上のための実務者研修の助成金というのを、品川区内の事業所にお勤めの方を対象に行っているものでございます。

3つ目の、緊急介護人材確保・定着事業でございますけれども、やはり人材、なかなか結びつけるのが今どこでもご苦労されているということで、品川区でもいろいろなことをやってみようというところで、平成28年度から始めているものとしては、遠隔地からの人材獲得の支援ということで、遠隔地から品川区のほうの近隣に住んだ場合に、そのための面接の費用や、また、支度金等を助成をするという

ものが1つと、あと、今年度新規で始めるのですけれども、特養ホーム、老健のほうの看護師の確保支援ということで、看護師がなかなか見つからない場合に、派遣会社に紹介をいただいて見つけているところがありますので、紹介料の助成を新たに今年度は行うようにしております。

また、介護職員の離職防止対策費として、法人側でそれぞれ置かれている環境がさまざまですので、なぜ離職になってしまうのか、定着しないのか、そういうところの課題を見つけて、独自に改善をして、その結果が出たところに対して区のほうで補助金を出すという、奨励金のような制度になりますけれども、これらを新たに始めようと思っております。

それから、平成28年度から開始しているのが、介護ロボットの導入支援というところで、今、2カ所で介護ロボットを試行しております。導入によって介護の負担が少しでも軽減されればと考えております。

加えて、家族を介護している介護職員のためのレスパイトということで、ショートステイのお金についても助成するという事業になっております。

最後に、介護福祉専門学校の卒業生の話と定着のことになりますけれども、卒業生については、9割程度、品川区内の事業所のほうに就職しております。就職されたその後の状況ですけれども、完全にかみ切れてはいないのですが、貸付金の制度、3年がありますので、少なくとも3年はほとんどの方は区内にいらっしゃるような状況になっております。

○こんの委員 ありがとうございます。新たな事業として、離職防止のために課題を見つけて解消したら奨励をするという、この取り組み、大変大事だと思います。

それで、なぜ離職をしてしまうのか、定着しないのかというところを掘り下げてみたいと思うのですが、いわゆる在宅介護の介護士もそうですが、あまり表に出ない介護士の現場でのご苦労が本当にあるかと思えます。いわゆる在宅介護でいきますと、例えば、家事支援、あるいはお買い物、そうしたところというのは、よく誰でもできる仕事みたいな感覚で捉えられているところがあったりして、中には利用者が介護士にきつい言葉で言ってしまうたり、あるいは態度であらわしたりという、本当に介護士は、ご苦労されている。働きやすいように介護ロボットを入れたりなんなりという負担軽減をするのですが、現場では、やはり1対1のやりとりの中なので、これは本当に何とかしてさしあげたいという思いから、社会的地位というところを上げていくための方策というのは何かないのかと考えるのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○永尾高齢者福祉課長 社会的地位というところが、やはり国のほうでも非常に課題になっておりまして、処遇改善の仕組みというところで、昇給の仕組みをつくって、キャリアパス要件が幾つかございますけれども、それを整えて、努力した人がきちんと地位を上げること、職位を上げるようにして、それが認められるような、そういう仕組みを国のほうでもつくっているところでございます。

やはりどうしても昔のイメージで、介護職イコールお手伝いさんのイメージを、勘違いをされて持っていらっしゃる方が、特に昔の方は多いように見えておりますけれども、そうではなくて、本当にプロの技術があるというところを、区のほうでもきちんとお知らせをしなければいけないと思っております。

○こんの委員 ありがとうございます。本当に今、課長がおっしゃられたような感覚でご利用されてしまっている方というのは現実において、だけど、現場では高いコミュニケーション、こういうのが求められているのです。コミュニケーション能力だとか判断能力だとか、そうしたところが問われてくるころでもあるので、やはり今、国のほうでも処遇改善について考えていらっしゃるということですが具

体的に私もこれからもっと研究して、何かいい方策というのを考えていきたいと思いますが、ぜひその点、今のご認識でいらっしゃるは大変ありがたいので、この点をどうぞ介護士の社会的地位向上策をお願いしたいと思います。何かございましたら、ご答弁をお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。次は、高齢者相談等事業ですけれども、ここでは高齢者の実態調査が行われると理解をしているのですけれども、3年に1回実施されている実態調査、この実態調査、どのように実態調査が行われて、そして、その実態調査をした後、これをどのように、いわゆる相談事業の中に反映されていくものなのか、また、反映されて、相談業務として民生委員たちの業務がよりやりやすくなるというか、明らかになることによって、どのようにこの事業が行われていくのか、お知らせください。

○大串福祉計画課長 3年に1度行われる実態調査についてということでございます。品川区の場合、民生委員に、高齢者相談員ということで、こちらのほうもお願いしております。こちら、3年に1度、区内のひとり暮らしあるいは高齢者世帯の方たちのところに、民生委員が自分の地域の中で行っていただいて、その状況を把握していただく。

その中で、やはり日常の生活等々にご不安があるといったところで、見守りということで、民生委員の定期的な訪問、これをご希望される方が出てまいります。民生委員の実態調査を踏まえた上で、高齢者相談員という活動、こちら、訪問活動の基礎的な調査という形になるものでございます。

こちらの調査を通じた形で、地域の中での高齢者の方々の状況、これを把握していただいて、その中で今後3年間、任期の中で相談業務等を行っていただくといった流れになっているところでございます。

○永尾高齢者福祉課長 高齢者相談員の方が定期的に訪問している中で、いろいろな細かい状況が記録として区のほうに戻ってきますので、その報告書については、全てケースワーカーがそのコメントを見て、必要なものはすぐに支援に回すようにしているところでございます。

○こんの委員 ありがとうございます。高齢者の実態調査についてはわかりました。民生委員の訪問によって、また、訪問したことによって明らかとなった、手を入れる、相談に伺うという作業の実態調査だということがわかったのですが、事務事業概要の中に、昨年からはじめました緊急の対応で、おひとり暮らしの高齢者がもしかしたら中でというときに、緊急対応で鍵をあけられない、それをあけられる費用として出ているものがあつたのですけれども、その対応については民生委員はご存じなのでしょうか。そういうことも知って対応がなされているのか。いわゆるひとり暮らしの見守りというのはされているのかというところを確認させていただきます。

○永尾高齢者福祉課長 部屋の中でももしかしたら動けない状態になっているというときに備えてということで、昨年度から予算をつけているところでございます。そういうケースがあつたときには、民生委員が直接そういうところに入るということをしないうちにしておりまして、必ず警察と区役所のほうに連絡をするようにし、立ち会いのもと、中に入って確認をするというふうにしております。

○こんの委員 ありがとうございます。民生委員のお仕事というのは多岐にわたっておりますので、今言った細かいことで確認させていただきましたが、おひとり暮らしの高齢者の方のところの見守りというのは大変でさまざまなことが想定されますので、大変大事な事業だと思います。ですので、これからも民生委員のサポートをしていく対策としても区のほうとしてもお願いしたいと思います。

次の質問で、最後に確認だけさせていただきたいのですが、これは文教委員会でも報告がありました。南ゆたか保育園、一本橋保育園、これが改築することによって、併設されている児童センターが改築のときには休業となるということなのですが、利用者の方々のために、利用する児童センターの代替施設、

あるいは代替事業、こうしたものはお考えであるかどうか、その考えだけ確認させてください。

○高山子ども育成課長 南ゆたか保育園改築に伴う児童センターの一時閉館という点でございますが、品川区には25館の児童センターがございまして、近隣の大原児童センター、富士見台児童センター、伊藤児童センターなどの児童センターをご案内する中で、2年間ではございますが、他館の利用ということで周知を進めてまいりたいと考えております。

○本多委員長 次に、渡辺委員。

○渡辺委員 私は、223ページ、品川介護福祉専門学校、231ページ、高齢者外出習慣化事業の、2点伺います。

まず、高齢者外出習慣化事業について、ここ二、三年の中で、実施の状況、概要、どんな内容でどの規模でというのと、成果と課題、これをまず教えてください。

それと、介護人材の確保という点の福祉専門学校、ちょうど一昨日の卒業式、何回か見る機会がある中で、やはり学校はいいなと。学びの場であると同時に、恩師との人間模様、あるいは仲間とのそういう温かみを毎年さまざまな場面で見られる。学ぶだけの場所ではないという思いがあります。そして、21期生ということで、延べ600名から700名の人材が供給されているのだというご説明もいただきました。

一般的に、ここ数年、特に保育の人材と同様に介護の人材不足が生じる中、各学校いわゆる養成学校、これは大学や短大を含めてですが、定員割れが大変多い。そして定員割れの中でも、半数に満たないところも多いのだというのをニュースソースで見ました。そういう意味で、この品川区介護福祉専門学校は、定員割れは定員割れですが、健闘しているのではないかという見方も聞いたりしたのですが、どこかと比較というわけではないのですが、他学校と比較して健闘されているのではないかという見方をどう捉えているか、教えてください。

あと、卒業後、やはり現場で活躍されるのは何よりですし、その入り口である入学者増のため現在のところ、おそらく年代的に高校生が主体なのかと思われませんが、今、入学者獲得に向けてどんな動きをされているか、教えてください。

○永尾高齢者福祉課長 品川介護福祉専門学校の入学生の状況でございますけれども、今年度につきましては、現在、22名なのですけれども、あと2名が受験の予定になっていると聞いておりますので、鋭意努力をしております。

それで、他学校との比較ですけれども、ほかの全国の学校の平均値というのを調べてありまして、その平均値を見ますと、約40%から46%というふうになっております。なかなかどこも苦戦しているという話はよく聞いておりますが、品川区の場合は、高校の訪問の実績として、訪問回数として1年間に172回という実績でありまして、この近辺だけではなくて、少し遠い川崎だとか市川とか松戸とか、そういう地域にまで訪問をしながら、学生を獲得しているところでございます。

○松山高齢者地域支援課長 高齢者外出習慣化事業の状況でございます。今年度、平塚橋ゆうゆうプラザというのが新しく会場として増えまして、5会場、今年度につきましては12月末現在で44回、延べですけれども、合計561人の方がご利用いただいております。

成果と課題につきましては、新しくなった平塚橋ゆうゆうプラザをはじめ、シルバーセンター等の会場につきましては、終了後、その方々を同じ施設ではほかの介護予防事業につなげることができるのですが、身近なお店につきましては、なかなか方向性としまして、この事業が終了後、つなげるというのが難しいところでございます。

○渡辺委員 ありがとうございます。

まず、介護福祉専門学校のほう、この間の卒業式もそうだったのですが、卒業者の30名中2名が、印象的で代表のスピーチもとてもよく、いい卒業生だなと思って見ていたのですが、2名、島嶼部の出身の方がいたと聞いています。直接伺って、大島だとか新島だとか、なるほどなど。近隣で城南地区だけしかイメージがなかったのですが、確かに都立高校に進学して、その先のところで専門学校など、結構求めているのだなど。よくその年代で学校探し、専門学校等、特に地方からの人に話を聞いたときに、やはり東京とか都市への志向はすごく高いのだけれども、さまざまな不安があると。住環境もそうだし、まず学校のあり方も含めてですが、その中で、やはり品川介護福祉専門学校には、行政との連携も含めて、非常に信頼性が魅力であり、アピールポイントだと思うのです。

こういう取組みができるかどうかは別として、地方都市、今、連携がさまざま増えている中で、交流のある市町村で、品川の学校のPR、あるいは説明の時間をいただけないか、こんなことを当たってみたらどうかと。というのは、今、申し上げたように、高校から先の進学、進路のところで東京だとか都市部への志向はかなり高いと。そういう中で、信頼性と信用が勝負できるのではないかと。地方にとってみたら、申しわけない部分もあるのですが、やはり私たちは品川第一で考えたときに、その先、先ほどご答弁がありましたように、最低でも3年、介護職に従事していただけたら何よりですし、この市町村交流をここに当てはめられないか。また、遠隔地からの人材確保支援で家賃補助、これは就労のときにはあります。そういう中で、学校の中にもこの要素をうまく活かして、検討いただいたらどうかということをお願いしたいと思います。

もう一点、高齢者外出習慣化事業のほう、こちら、今、拠点拠点で食事の機会だとかをされている。当初、この委員会でもいろいろな議論があった中で、店舗を活用するということでは、店舗のよさというのは、やはりコミュニケーション力だと思うのです。よく引っ越してきた方が、そのまちに、地域に溶け込んだり情報をとるのが飲食店であると。特に個人店でやっていらっしゃる店主の方というのは、ものすごく温かみのある声かけが魅力だと思うのです。例えば、お年寄り、高齢者の方が来たときに、定食を頼む。御飯の盛り方はどうですかとか、こういうことからさまざまな自然なコミュニケーションがとれる、うってつけの場なので、商店の活用という意味で、特に例えば、混雑時を避ける。ランチタイムであれば、12時から1時を避ける。これさえルールでクーポン券なんかが出ているのだったら、その前後の、非常にお店にとってもメリットがあると思います。1回行って行きやすい、すごく好感度が上がれば、2回目、3回目が見込めるでしょうし、あるいは利用者にしても、やはり商店は商店主だけではなくて、その周辺の方々のネットワークが活かしたりして、格好の外出支援のきっかけと、心を動かす要素があるかと思われまます。商店の拡充という点で、先ほど成果と課題というのを伺いましたが、この辺でどんな見解を持たれているのか、教えてください。

○永尾高齢者福祉課長 やはり学生の確保ということで、区の交流のある地方都市との連携というのも上手に使っていくことが大事かなと思っておりますので、所管のところと協力していただきながら、行事のときにそういうPRができるようなことを考えていきたいと考えております。

また、地方から東京に来たとき、やはり住まいというのが一番大変なところになっているかと思っておりますので、その辺については、社会福祉協議会とも話し合いをしながら考えていきたいと思っております。

○松山高齢者地域支援課長 こちらの事業の目的が、ひきこもりがちな高齢者の方に対して外出習慣を身につけていただき、終了後も区の事業の参加を促して、健康を保つということが目的になっております。

今、品川区商店街連合会と連携させていただいてこの事業を組み立てておりますので、その後、商店街連合会との協議のもと、どういった工夫ができるか話し合っていきたいと思っております。

○本多委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 よろしくお願ひします。

249ページ、区内私立保育園経費、255ページ、保育園運営費、あとは、幼稚園のことで、保育園・幼稚園全般にというお話になるかと思ひます。

まず初めに、学習指導要領が改訂が発表されています。幼稚園の教育要領の改訂、保育所保育指針の改訂、小学校の教育要領の改訂そして中学校の教育要領の改訂が進められて、今、パブリックコメントが、求められています。

内容的には大きくまたさまざま変わっていくというところがあるのですが、内容の細々としたところは結構ですので、改訂に備え、品川区としての新たな指針づくり、方向づけ、その体制は現在どのように入っているのでしょうか。平成30年から実施ということになるわけですので、平成29年、今年度進めていく検討状況をお話いただければと思ひます。それぞれの改訂内容は結構ですので。

そして、次に、これは保護者の方およびその周辺の方からのお話なのですが、品川区では、親育ちという側面もあり、保育の中でそういった側面でも指導されているということなのですが、極端に厳しい指導の例などがあるというお話があります。私のところにお話が入っているので、ほかの委員のところにもあるかと思ひます。また保育課のほうにもあるのかもしれませんが、例えば、保育園ですが、忘れ物をしたときに大変厳しい指導をされておりまして、バスタオルを忘れたらプールに入れてあげない、着がえを忘れたら汗をかいたまま着がえさせないなど、そのような形で、忘れ物をするのは親が悪いのだから簡単には貸さないなどの指導が一部にあると伺っています。これは指導方法ですので、さまざまな考え方があるかと思ひますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

そして、次に、直接処遇職員、いわゆる保育士たちの処遇についてですが、ある私立保育園の財政状況が保育園の中に掲示をされ、公表されています。その保育園の人件費の金額が出ていますが、そのうち、保育従事職員の給与が書いてありました。保育従事職員というのは直接処遇職員で、保育士や子育て支援の方などといったいわゆる保育関係の方です。その方々で割り返してみると、約190万円ぐらいです。その中には、こういう人たちは除きますと書いてありましたので、その残った人たちの人数を保育従事職員の方々のお給料を引いた金額、それをその人数で、つまり、保育関係ではない方々、施設長や事務長たちの人数で割る。多目の人数で見積もったとすると、1人700万円ぐらいになります。人数をもし少なく見ると800万円ぐらいというような状況で、保育に従事している職員と事務系の職員のお給料の差が大きい。これは先ほどからほかの委員の方々もありましたが、処遇についてのさまざまな状況があるかと思ひますが、こういった社会福祉法人の例について、どのようにお考えでしょうか。

○佐藤保育課長 3点、ご質問いただきました。

まず、1点目の保育所保育指針の改訂については、委員ご指摘のとおり、今、国のほうでパブリックコメントをされておりまして、3月16日まで行われまして、29年度の周知期間がありますので、その中身を見て、1年間、区の職員と園長等で改訂の作業を進めていく予定でございます。

2点目、忘れ物等に厳しい指導があるという件でございますが、申しわけありませんが、詳細については把握しておりませんので、中身を確認させていただきまして、適切に対応したいと思ひます。

3点目なのですが、私立保育園の保育士の給与については、私立保育園ということで、各法人で人件

費、事務費、事業費という予算枠を決めて、その中で、法人等の中で議決を受けて支払っている関係です。そういった事情があるというところもあるかもしれませんが、各法人での対応が基本だと考えております。

○高橋（し）委員 それぞれありがとうございます。

1つ目の改訂に関しては、平成29年度に出てきたところを見て進めていくということですが、さまざま新しいことも出ています。そして、品川区において進め方も大きく、そして、進んだ形で改訂していかなければいけないと思うので、ぜひ十分に検討してください。中身についてはまた別のときにお聞きしたいと思います。

それから、先ほどの厳しい指導というお話ですが、たしかにさまざまな考え方があるところですけども、なかなか本部の方々の目が届かない部分もあったり、あとは、園の指導方針の進め方など、さまざまあると思います。指導については保護者の方の理解を十分に得ながら、また、そういったことがあった場合には、丁寧にご説明をしていただきたいと思います。最終的にお子さんに、身体的なことはあれだとしても、心に、忘れ物ということでそうした厳しい指導が残ってってしまう状況があるのではないかと考えています。

それから、財務状況のお話ですが、先ほど来ありますけれども、やはり処遇改善について、なかなか区のほうの手の届くところと届かないところがあると思うのですが、処遇改善の部分も区のほうで行うわけですから、何らかの形で、例えば、処遇改善の部分โดยตรงご本人に振り込むということは労働基準法でできないのですが、そういったようなことも含め、何らかの方法を考えていただければと思います。先ほど、社会福祉法人にはなかなかとありましたけれども、これは款は違いますが、財政援助団体の監査委員のほうでもチェックは可能だと思います。あるいは社会福祉法人のチェックをすることができると思いますので、そういった形で進めていただければと思います。

最後に、特別支援教育、保育園のほうの話ですけども、巡回相談ということで、これも保育士のお話ですが、巡回相談に来ていただいている方のアドバイス、ケアアドバイザーというのでしょうか、その方の指導で保育士としての特別支援のノウハウが非常に身につけて、お子さんたちの指導に大変役立っているということで、大変ありがたいということなのですが、この件について、大変重要な貴重な存在でお仕事をされていると聞きますが、予算書のほうには出ていないので、金額的にはどれぐらいの話なのでしょうか。

○佐藤保育課長 3点、ご質問いただきました。

1点目の、忘れ物等に対する厳しい指導に関しては、そういうお話がありましたということで、施設長会でも伝えますし、私も園長と面接する機会がありますので、そういった場でも伝えていきたいと思っています。

あと、2点目の私立保育士の給与に関しましては、処遇改善の補助金を出す関係で、支出状況を必ず確認しますので、そういった中でもし著しく何か動きがあれば、指摘をしていきたいと思っています。

3点目の、特別支援保育事業に関しましては、申しわけございません、予算書255ページの下から7行目の保健業務委託等というところに入ってございまして、予算としましては、644万9,000円をお願いしているところです。増減は基本的にありません。

○高橋（し）委員 それぞれありがとうございます。最後の部分でありがとうございました。先ほどのカウンセリング、保育士たちのアドバイスというところで、大変多くの園を数少ない方で回っているというところですので、これはひいては小学校、中学校での特別支援教育につながる指導だと思いま

す。ですから、ここの就学前の巡回相談については、ぜひ拡充して力を入れていていただきたいと思っています。

それとともに、先ほど改訂とありましたが、保育所保育指針の中にもあります、保育士への研修体制の充実ということです。労働時間と関係がありなかなか研修会に保育士は出ることができない。ですから、ぜひ研修は同じ日にシフトがずれるように午前中に1回、あるいは夕方に1回と、同じ内容でもいいので、そういう形で複数回の実施と、あるいは先ほど土曜日の勤務の関係もありますので、土曜日に研修会の機会をつくっていただければと思います。新たな保育指針にも、研修会の充実、研修機会の充実、体系化ということの必要性が強調されていますので、ぜひよろしく願いいたします。

○本多委員長 質疑の途中ですが、理事者より発言を求められていますので、お願いいたします。

○久保田危機管理室長 それでは、私より、火災について報告をいたします。

本日15時5分ごろ、火災が発生したとの報告が、大井消防署よりございました。

場所は南大井1丁目8番1号ということで、現在でも延焼中で、消防が対応しております。

状況についてでございますが、1名の方がけがをしているということで、けがの程度は不明であります。

また、現在、防災課職員が状況確認のために現場に向かっております。

○本多委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑を続けます。

発言をお願いします。南委員。

○南委員 火災発生は本当に気になる場所ですけれども、質問させていただきたいと思います。

257ページの公設民営保育園運営業務委託費に関連して質問します。

区は、2015年12月に、保育園を公設公営から公設民営あるいは民設民営へと保育園政策を変更することを明らかにしました。その理由は、民間活力の導入、そして、財政負担の低減、こういう理由で変更したと説明しています。

大田区では、民間で働く保育士は身分不安定になり離職率が高くなっている、こういう実態をこの当初、日本共産党区議団は指摘をしてきました。しかし、区は繰り返して、財政効率を重視し民営化方針に変えたと言いますが、財政効率的にどれくらい低減できるのか。この間、公営の保育園の運営費は年間2億円、民営化により5,000万円も少なく済むと言っているが、本当にそうなのか。その5,000万円の差とは何か。人件費ではないかと思いますが、この点について質問します。

○吉田保育施設調整担当課長 委員から、5,000万円下がっているのは人件費かということでご質問いただいている件なのですが、民営のところにつきましては……。

○佐藤保育課長 以前ご答弁している2億円と1億5,000万円の差というところのご質問だと思うのですが、こちらの算定が2億円という公立保育園の算定式は、普通建設事業も全部入った金額で単純に割ってある金額だと認識しております。1億5,000万円に関しては、そういったものが入っておらず、たしか私立の運営費だと思います。その後、私のほうで今年度の7月か8月に文教委員会でご説明したとおり、今現在は公立、私立ともに100名定員の保育園であれば、大体どちらも1億7,000万円の運営費ですので、違いはないという状況でございます。

○南委員 この間、繰り返し5,000万円違うのだ、5,000万円低減できるのだと言ってきたのです。ここに来て、1億7,000万円でそんなに違いはないなんて言わないでいただきたいと思えます。本当にそういう曖昧なことで民間委託を進めるなんてとんでもない。まずやめるべきだということ

を申し上げたいと思います。

働き続けていけば、給料が上がるのは当然です。民間が安いのは、長く働き続けられない状況があるからだと思います。本人はもちろん、保育士がかわるということは、働き続けられないということは、ご本人、保育士にとってももちろんでありますけれども、保育を受ける側から見ても、それでいいとは思えません。この点について、認識を伺いたいと思います。

それで、区立保育園に勤める保育士35歳の方を例として見ると、20歳から勤めてきたと考え、それが一般的だと思うのですが、15年になります、月額給与は26万1,000円、年収は521万円と聞いておりますけれども、これでいいのかどうか。人事課長も含めてご答弁をいただければと思います。

○佐藤保育課長 2億円と1億5,000万円の差でございますが、その当時の算出式等でお答えしたところになってしまいます。

2点目、保育給料が上がっていない件に関しましては、品川区といたしましては、処遇改善等、積極的に取り入れていまして、平成27年度の実績でいえば、1人当たり3万8,000円上がっていると確認しておりますので、国等の補助金等の活用により、今後も保育士の処遇改善に努めてまいります。

○米田人事課長 今お話のありました賃金の関係ですけれども、机上の計算上にはなりますけれども、おおむねそのような形になるかと存じます。

○南委員 先ほど一緒に聞けばよかったですのですが、ついこの前、私どもの安藤委員が第1回定例会で一般質問した際に、公務員保育士の離職率は6.4%だと答弁されています。この数字もこれでいいのですか。確認したいと思います。

○米田人事課長 ご質問に応じてこちらのほうで確認をしたところ、大体6.4%になるということで、ご答弁したものでございます。

○南委員 私は、私立保育園の職員で構成されている労働組合に、公務員保育園と同じ条件でどのように処遇がされているかということをお聞きしてみました。平均年齢は、平成28年度では35.4歳、前の年の33歳と比べると、少々上がっていましたが、安倍政権の一億総活躍社会の方針のもと潜在保育士を採用しているから、そしてまた2つ目は、ベテラン保育士を入れないと、人件費を安く抑えるためとして若い人を入れているだけでは、父母に安心を与える保育にならない、いわゆるいい保育にならない、だからだというふうに分けていました。適切な分析だと私は思います。

また、私立保育園の保育士の勤務年数はわずか4.7年です。これは2001年からずっと調査をしている数字です。区立保育園は先ほど15年ということでしたので、3分の1の年数しか働いていない、そういう実態があるということです。

給与は月額24万円で品川区の場合より2万1,000円少ない。そして、年収は、区は521万円の年収に対して、私立は336万7,000円で184万3,000円も少ない。これが実態です。

そしてまた同時に、共産党の都議団の調査では、事業活動収入に占める人件費の支出割合を見ると、調査した社会福祉法人の42%が、最大で70%から80%台を人件費が占めているという状況の中で、株式会社立の保育園ではどうかと見てみると、40%から50%しか人件費に使われていない、こういう実態が明らかにされています。

そして、こういう状況の中で、株式会社立の保育園では、勤務年数も給料も年収も、区立保育園とは大きな差が出ている。今も申し上げましたけれども、このように言うことができると思っておりますが、

だから4年、5年でやめていく、そういう実態になっていると思います。こういう状況を区はどのように認識をしているか、この実態をどのように思うか、教えてください。

○佐藤保育課長 勤続年数の関係でございますが、4.7年という話ですが、民間の保育園のほうはどんどん新しく建っていますので、勤続年数の考え方が、新しい施設に移動してからの平均年齢というふうに換算しているところも多いと聞いております。そのため、ベテランの保育士でも、異動してしまうとそこから計算するので、4.7年になるということもあり得ると考えております。

年収に関しましては、委員ご指摘のとおり、差があるのは事実でございますが、20代から30代前半までは、大体区の保育園の職員と同じぐらいの給与が設定されている事業者が多いというのは確認しております。

3点目の人件費率なのですが、私どものほうでもチェックをしております、社会福祉法人に関しては大体70%ぐらいだというのは確認しておりますが、株式会社立でも、55%から65%、それ以上の会社もあるというところでは。

また、今年度から都の補助金も活用して、各法人の運営に関する家賃助成のほうも大幅に増えております。そういった形で家賃の補助が入る関係で、それ以外の園運営費が人件費に回って、また、保育士の給与の処遇改善が進められると考えております。

○南委員 株式会社立は55%から65%とおっしゃいましたが、それは、数字のとり方が違うのではないかと私は思います。先ほど私が紹介したのは、株式会社立は、事業活動収入に占める人件費の支出、ここが40%から50%台が一番多いのです。そして、課長が今おっしゃったパーセンテージのところは、人件費支出と土地建物賃借料支出を合わせた額が事業活動収入に占める割合、ここがおっしゃった数字になっていると思います。

したがって、とっているところが違うのです。とっているところが違うことを持ってきて、そんなに変わらないなどと言わないでいただきたいと思います。やはり現実を直視して、そして、長く働き続けられる、そういう状況、条件を、これが保育にとって一番大事なのだと思うのです。そういう認識を持っていないですか。改めてそこを伺います。

○齋藤子ども未来部長 人件費率も含めまして、私どもは、区内に参入される事業者の方からきちんと確認をしております。比率につきましては、株式会社立は55%から65%であり、社会福祉法人は70%、これは確認しているところでございます。

あわせて、区内の私立保育園の運営の事業者、園名は申し上げませんが、古参の園、伝統のある園、実績のある私立保育園がございます。きちんと処遇がされており、例えば、産休・育休をとって保育園に復帰される例もございますし、年収ベースで見ても、かなりいい数字でもっております。かつ平均賃金の引き上げに加えて、来年度以降は主任保育士、副主任保育士と格づけに応じた処遇がされるよう、補助金も今度見込まれております。まだまだ保育士の処遇改善は緒についたところではあります。叙勲の対象となるなど、飛躍的に処遇は改善されており、委員のおっしゃっていることはなかなか区の私立の保育園には妥当しないものだと考えております。

○南委員 大変失礼な答弁、最後のところは聞き捨てならない答弁だと思います。私は、先ほどから紹介しておりますように、社会福祉法人と株式会社とは別にして見ていく必要があると思っているのです。最初に紹介したところは、私立保育園の労働組合に聞いた数字ですので、いろいろ含まれている数字を紹介しました。しかし、都議団の調査は、違う形でとっているわけです。分けてとっているわけです。そこを区のほうは一緒になって認識をしておられると思っていますから、全然土台が違うわけです。

したがって、これから民設民営にしていこうという中では、今現在も品川区の民間保育園はたくさん株式会社立の保育園ができています。そういう点で、そういう経験年数が少ない保育園、そういうところにこれからどんどん区の保育園を任せていくわけにはいかない。そういう計画はやめていただきたいと思います。

保育内容についてのご認識を伺ったのですが、改めて伺いたいのですけれども、長く働き続けられない、低賃金という状況に置かれている、これが民設民営の保育士の実態だと思います。いかがですか。いい保育ができる条件は、生活への不安がないこと、安心して暮らせる賃金であること、そして、風通しのいい人間関係、信頼関係がきちんとつくられている、そういう職場環境があるということ、それが大前提で、いい保育ができるわけです。そのように思いませんか。伺いたいと思います。

先輩保育士から保育の技術、これが受け継がれて、積み上げられた保育によって、そして、保育がつながり毎日行われていくわけです。そこが本当に大事なところです。ところが、四、五年しか働けない、そういう保育条件の中で、労働条件の中でいい保育なんかできない。したくてもできないのです。そこを認識しないとだめです。

それで、やはりそういう長く働き続けられる条件が必要であり、そして、そういうことをきちんと守っていただきたい、そのように思っておりますので、どうぞ答弁をお願いします。

○齋藤子ども未来部長 私は私立保育園の事業者の方に何人かお尋ねしました。会派の共産党からこのような質問をもらっています、こういうお話もさせてもらったところ、そういうことに関してはきちんと研究をしてお答えしなければいけないという保育園の方もいらっしゃいましたが、多くの方は、私立保育園は票にならないからそのようなことを言っているのだとおっしゃった方もいらっしゃいます。もっと言うと、「私立保育園の処遇についてこのようなことを言われるのは大変困る、おまけに保育士は全て公務員でなければならない、これは待機児対策ではない、そういったことで我々私立保育園事業者の方を批判するのは大変困る」こういったお話をいただいております。ぜひ認識を改めていただきたい、このように考えております。

○南委員 失礼な答弁がありましたので、そこは撤回してください。

○中塚委員 動議。今の部長の答弁で、票にならないからそういうことを言っているというのは不適切だと私は思いますので、発言の取消しを求めたいと思います。取り消しの方法などについては、理事会を開くのか、委員会なのか、その辺の手続きは正副委員長、理事会にお任せしますが、今の、票にならないからそういうことを言っている、メモを取り切れてないのですけれども、この発言は委員会の発言として、不適切だと私は思いますので、発言の取消しをしていただきたいと思います。

○本多委員長 中塚委員から発言の取消しの動議が出されました。この件に関しまして、後ほど理事会を開き、理事会として申し入れをするのかしないのかを判断したいと思います。

質疑を続けます。

伊藤委員。

○伊藤委員 私から、221ページ、民生委員経費に関連して、それから226ページ、高齢者福祉費、高齢者運転支援に関連して質問します。

まず、民生委員のほうですけれども、これは地域福祉増進のために大変貴重な存在であることは言うまでもないわけでありまして、最近、民生委員を退任された方の手記を読む機会がありました。そこにはさまざまな衝撃的なことが書かれていたのですけれども、気にかかる高齢者宅の頻繁な訪問はもとより、病院の付き添い、それから救急車の同乗、また、場合によっては警察官立ち会いのもと、

入ったお宅での遺体の発見や確認、それから葬儀の手配、その後、遺産相続の立ち会い等、さまざまな課題を体験してきた話を聞きました。ですから、こういう精神的、肉体的にも大変な苦勞がかかっている民生委員の方々に対して、フォロー体制はどうなっているのかということの確認がまず1点です。

それから、民生委員の負担軽減のために、民間事業者の協力をもっと拡大するべきではないかということがもう一つです。

それから、最新の技術、センサー、機器等による高齢者の見守り、安否確認システムの導入の拡大、具体的には、ひとり暮らし高齢者宅にIoT活用による移動、温度、湿度、それから電力使用、ドアの開閉等、さまざまなデータをリアルタイムに把握して、異常が発生した場合には、指定されたアドレスにメールが届くなり、緊急登録システムが既にでき上がっている。だから、こういうことを活用して、民生委員の負担を軽減すべきと思うのですが、いかがでしょうか。

○大串福祉計画課長 民生委員の活動については、今、委員にご紹介していただいたように、非常に過酷なといいますか、大変な事業をお願いしているところでございます。

そのフォロー体制といったところでございます。我々のほうといたしましては、さまざまな形での研修であったりとか、あるいは集い等での民生委員に対しての感謝、こういったものをこちらのほうからお伝えをしているといったところなんです。それから、民間事業者の活用というご提案をいただきました。ただ、民生委員、あくまでも地域に根差した形で、地域の中でご活動いただく、その地域の町会長、自治会長からの推薦をいただいて活動しているという状況でございます。民間事業者といったところでの直接の民生委員に対してのフォローというのはなかなかといったところでございますけれども、3点目にございました見守りについては、緊急通報システムというものも導入して、ひとり暮らしあるいは高齢者世帯の見守り活動、こういったものの充実も図っているところでございます。民生委員の活動とあわせながら、こういった民間事業者あるいは緊急通報システムなどを活用しながら、区内の高齢者などの安否と安全・安心を確保していきたいと思っております。

○伊藤委員 ありがとうございます。非常にこの方々の活動をフォローすることは品川区としても大切だと私は思うのです。ただ、地域によっては民生委員がいらっしゃらないところもあるわけです。だから、またなり手もないという現状もある。そういうところをある程度カバーしていくことを考えていくと、例えば、民間事業者の方々の協力依頼をしていくとか、それから、IT機器といったらいいのか、今、さまざまな機器が、通信システムがあって、温度や湿度、電力使用などさまざまな数値の異常がわかれば、すぐに通報できるシステムが既にあるわけですから、だから、それをうまくコーディネートしていったって、民生委員の方々の負担を減らしてあげて、もちろん最終的には人と人のつき合いが一番福祉の原点だから、そこは崩さないでいいのだけれども、民生委員の方々の負担を軽減する目的で、そのようなことを具体的にさらに展開していったらいいかという質問ですけれども、もう一度答弁をお願いいたします。

○大串福祉計画課長 民生委員は、昨年11月に任期満了ということで、一斉改選が行われたところでございます。委員ご指摘のように、まだ不在の地区というのが幾つかあります。そちらについては、我々のほうからでも地区の町会長や自治会長のほうに民生委員のご推薦をお願いしていくつもりでございますし、また、そうした中でなかなか手が足りないというのも、これもまた現実の問題でございます。そうしたところについてのフォロー、例えば、協力員ですとか、そういった形でのお願いもしていくところでございますし、また、そこの不在地区の中にいらっしゃる高齢者世帯、こういったもの見守りについては、委員からご指摘のあったような形での見守り、緊急通報システムのこういった活用、ある

いは、我々品川区のほうでは、民間事業者17団体と見守りの協定等々を結ばせていただいております。そういったさまざまな形で区を挙げてフォロー、およびそういった地域の安心の確保、これに努めていきたいと思っております。

○伊藤委員　さまざまなものを活用して、ぜひ民生委員の方々の活動に資するような対応をよろしくお願いしておきます。

それからあと、高齢者の運転支援のほうですけれども、これは皆様方ご承知のように、最近、事故が多く報道されるようになりました。高齢者が運転する自動車等にドライブレコーダーを取りつけて、アクセル、ブレーキの踏み違いとか、それから運転の癖、一時停止不可等をデータ化して、それを東京大学等の研究機関が科学的に解析し、本人もしくは家族にフィードバックをする。こういうシステムは民間で既にでき上がっているのです。だから、もちろんメーカーで、例えば、ブレーキとアクセルの踏み違いサポートシステムがあるとか、それからレーダーブレーキサポートの車は販売されているのだけれども、当然、この普及には時間がかかる。だから、その間のつなぎとして、こういう民間の技術を活用した上で、高齢者の方々の安全運転を支援していく仕組みを研究してみたらいかがと思いますが、いかがでしょうか。

○松山高齢者地域支援課長　委員ご指摘の安全運転の仕組みというのは、高齢者の外出支援を考える上では大切なことだと思っております。以前お伺いしたときはまだ研究段階で、発展途上だというお話だったので、研究が進み次第、こちらのほうも一緒に勉強させていただいて、こういったものが実際に活用できるのか、あるいは高齢者の方が安全に運転ができ、また、いざというときには免許の返納が可能になるのか、そういった仕組みができればよろしいかと思っております。今後の研究課題とさせていただきます。

○伊藤委員　これは私も実際勉強させていただきまして、非常に科学的なデータが出てくるのです。例えば、アクセルとブレーキの踏み違いの瞬間であるとか、それから一時停止のところを間違っ進んでしまったとか、非常に誰もがわかりやすいデータが出てくるわけです。だから、何も高齢者に限ったというわけでもなくて、私どももそうかもしれないけれども、車を運転する方々に対しても実際に貴重なデータになるのです。だから、そういうものが既に民間で開発されているわけで、また、学会も立ち上がって、多くの研究機関がそれを研究している事実がある。だから、そのようなものをいち早く品川区がキャッチをし、研究した上で、もちろん特定の業者に対してここでどうこう言うわけではないのだけれども、ただ、内容がちょうど時期にかなったわけです。高齢者の運転がこれだけ騒がれているときに、科学的なデータの裏づけに基づいた、一人一人のデータ出てくるわけだから、やはりそれを活用しない手はない。今、研究とおっしゃったけれども、さまざまな学会やら報告会が相当数開かれているので、ぜひそういう会に参加してみたいかということと、それから将来的な検討の方向性についてお聞かせください。

○松山高齢者地域支援課長　こちらの運転支援の研究データ、私まだ十分に拝見させていただいておりません。今後、区としましても、勉強を積み重ねまして、本当に高齢者の安全・安心外出支援ができる仕組みというものに対しまして、きちんと研究させていただければと思っております。

また、私ども高齢者地域支援課を含むほかの所管とも連携をとりながら、警察など関係機関の動向もごさいますので、そちらも注視しつつ一緒に勉強してまいりたいと考えております。

○本多委員長　次に、石田しんご委員。

○石田(し)委員　お願いします。私からは、保育全般を質問していきます。ページ数がないのであ

れですが、ページ数があるものだと、251ページ、253ページ、247ページのICT化推進事業についてと、251ページと253ページの事業所内保育であります。

まず初めに、保育関連予算の推移についてお知らせください。待機児童対策を始めたころと中ごろと現在ということで、推移を教えてください。と思います。

それと、入園の申し込みの締め切りが迫ってきた時期に、7階の保育課のところが大変混雑される中で、大勢の方が窓口に来るような事業があるときというのは、区では、専用の電話の窓口を設置されたり、3階の防災センターのところに広いスペースに別の窓口を設置されたりしておりますが、7階の保育課のところが混雑されているのを見ると、何とかできないものなのかと思ひまして、例えば、専用の電話窓口でしっかりと、多分、わからないからさまざまなことを聞いて、1人当たりの時間がかかってしまうのかと思いますので、専用の電話窓口だったり、Q&Aのさらなる充実などの取り組みをしてはと思いますが、ご見解をお知らせください。

それと、ICT化ですが、これはどんな事業で、ICT化を推進することによって何が変わるのかということをお知らせください。

それと、事業所内保育ですが、内容と、今までの実績をお知らせください。よろしく申し上げます。

○佐藤保育課長 4点、ご質問いただきました。

まず1点目、保育課予算の推移でございますが、待機児童対策が本格化したときの平成22年度でいいますと、約76億円、中間年で平成26年度は110億円、平成29年度に関しましては、207億円で、平成22年度から2.7倍、約131億円の増となっております。

専用窓口の件でございますが、まず、窓口が非常に混むのは、締め切り日の大体数日前で、1日200件程度でございます。現状、1人専任で保育が可能な誘導員をつけて、大きな声で混乱しないような誘導を図っているところです。

あと、入園相談係の窓口は、防災センター7階の端のほうにありますので、他の課のお客様には邪魔になることは比較的少ないのかなというところを考えております。

また、最後に、申請者の利便性の向上の面で、申請の受け付けは第1希望の保育園でも受けておるところはあります。

専用窓口の設置に関してですが、保育園の入園相談というのは調書が必須ですので、それを見ながら各担当がきめ細かい丁寧な説明をしていますので、例えば、どこか会議室で場所を持った場合は、それを3,600件持っていかなければいけなくなりますので、それはなかなか難しいと思いますが、委員ご指摘のとおり、窓口の混雑の緩和には今後も努めてまいりたいと思います。

3点目のICT化の事業の中身ですが、東京都の補助が平成29年度から始まるということで、当初予算に関しては特定財源に入っていませんが、補正のほうで対応したいと思っています。事業の中身は、保育士の事務作業軽減を目的に、電算システムを導入する経費の一部について補助をするということになっております。要件として、園児台帳や指導計画、休日日誌の作成等が必須となっております、具体的に、内部の事務作業の軽減化を図っておるところです。

○大澤待機児童対策担当課長 事業所内保育についてのお尋ねでございますけれども、基本的には事業所内で施設を使って保育をしていただくという形になります。ただ、こちら、2方向避難ですとか、要件がかなり厳しくなりますので、ご相談は何件か受けておりますが、なかなか実現せずに、今のところ区内で事業所内保育をやっているところはありません。

○石田(し)委員 それぞれありがとうございます。保育関連予算は平成22年から131億円増

をして、本当に品川区は一生懸命やっただいていてというふうに、改めてこの数字を見て思います。

しかしながら、一方で、どうしても待機児童というのがなかなかゼロにならないという現実がある中で、やはりこれは抜本的に変えていかなければいけない課題というものもあるのかと。もちろん保育園の増設等を一生懸命やられているのは重々承知しているのですが、例えば、在宅育児の世帯への支援について伺いますが、鳥取県で、0歳児を保育所などに預けていない、いわゆる在宅の育児世帯を対象に、現金給付を含めた支援制度を平成29年度から開始するという意向を示しております。この制度は、0歳児を対象として、育児給付金を受給できない世帯が対象となっていて、出産を機に退職した世帯や専業主婦世帯、自営業者など、育休給付金を得られないところの世帯へ支援していくという制度であります。鳥取県知事が、これは0歳児には多くの保育士が必要となりますし、そのことによって公的な財政負担も大きいと。在宅の育児手当は、そういった保育士不足や待機児童対策、保育予算増加の抑制にも期待ができるのではないかと。また、子育ての経済的負担感が軽減されることで、少子化対策にも効果があるのではないかと断言して、この制度の導入を予定されています。

この件について、いわゆる在宅の育児世帯への支援について区のお考えをお知らせいただきたいのと、現在、在宅育児をされている世帯が、ざっくりで構いませんので、全体の何%ぐらいあるのか教えていただきたいのと、これもざっくりで構いませんが、年齢等で全然変わってくるのかと思いますが、平均で構いませんので保育園に預けると、行政の1人当たりの年間の費用というのは大体どのくらいなのか、お知らせください。

○大澤待機児童対策担当課長 初めに、待機児童解消の観点から、在宅子育てのご質問にお答えいたします。

確かに在宅子育ての支援の大切さは認識しております。委員おっしゃられた鳥取県の例も、待機児童解消という観点からは、一定の効果はあるのかなと思っております。

しかしながら、今、社会的には女性の活躍ですとか、労働力の確保ということが大きな課題になっておりますので、そういった面から、保育園の開設が今一番必要とされるのではないかと考えております。

○佐藤保育課長 品川区内の就学前児童の在宅児割合ですけれども、0歳児に関しましては、大体75%、1歳児に関しては48%、2歳児は46%、3歳児は12%、4歳児は4.7%、5歳児も大体同じぐらいで4.6%、平均的には34.2%です。

あと、保育園で1年間にかかる経費ということですが、月額になります。0歳児ですと、運営経費から割り返しますと、大体35万円から36万円、1歳児に関しましては、21万円、2歳児は19万円、3歳児は10万6,000円、4歳児は9万2,000円、5歳児は9万2,000円でございます。

○石田(し)委員 ありがとうございます。確かに保育園の増設が一番のというのはわかるのですが、ぜひ在宅育児世帯へも光を当てていただきたいと思っておりますので、これは要望で終わります。

事業所内保育ですが、実際に問い合わせはあったけれども、なかなか設置が難しく、まだ実績がないといった中で、これは例えば、特に中小企業とかだと、なかなか1社で設置をするのは困難なのかと。そんな中で、例えば、幾つかの企業を募って、どこかで共同の事業所内保育というものが実現できないかと思いますが、その点をお知らせください。

それと、先ほど課長の答弁で、女性の活躍だったり、働く労働人口を増やしていく等、お話がありましたが、自営業の方だったり、また、フリーランスの方というのは、非常に保育園に入りづらい現実がある中で、そういった働く女性を支えていこうと言っている一方で、今、さまざまな働き方がある中で、

フリーランスの方とかというのは、なかなかフルタイムとして認めてもらえない部分もあるのかと思いますが、その辺の対応というのをどのようにされているのか、お知らせください。

○大澤待機児童対策担当課長 事業所内保育へのお尋ねでございますけれども、今、国のほうで企業主導型保育ということで、かなり力を入れて進めております。そちらのほうでは、地域の会社が共同で保育所をつくることも可能ということになって、運営費の助成ですとか、また、東京都では備品購入の助成、さまざまございますので、そちらのほう、ご相談がありましたときには、情報として伝えていきたいと思っております。

○佐藤保育課長 自営業者の方の保育園の入園の関係でございますが、区の審査基準では、自営業者の方に対して一律低い指数をつけるということは当然しておりません。確定申告書や源泉徴収票等を基準に、収入額に応じた実働時間を算定して、指数をつけております。指数をつける基準については、窓口のほうで全ての申請の方に丁寧な説明をしておりますが、わかりにくい部分もあるかもしれませんので、今後ご理解いただけるように、丁寧な対応をまいります。

○石田（し）委員 実際、なかなか入りづらいという現実があると思いますので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

時間があるので、1点、福祉のほうで少しお伺いをしたいのですが、区の保養所というのですか、ありますよね。そこで以前、部屋がバリアフリーになっていないではないかというようなご指摘を受けまして、それは何かというと、例えば、トイレとかに手すりというのがなかなかないとか、そういったところで、区民で障害を持たれている方が、区の関係している施設なのに何でそういったことが起きているのかというお叱りをいただいたのですが、なかなか工事をするのも大変だということを以前、担当課長と話をさせていただいた際にそういったお答えをいただいたのですが、今、技術が発展して、取り外しができる手すりというのも実際にできてきて、それもしっかりとした強度があるものであります。そういったものだったら、例えば、予約時に障害を持たれている方ですという申告をしていただければ、そこにお泊まりをされる時に取りつけて、また、出られたときに外すということも可能なのかと思いますが、そういった技術革新において新しい製品が出ているのですが、その点、区としてどういったお考えを持っているのかお知らせください。

○伊崎地域活動課長 品川区の保養所についてでございますけれども、品川荘、光林荘とも大変、ご指摘のとおり古い施設でございますが、改修工事をしながら利用しております。バリアフリーにつきましても、工事の際に対応できる場所は対応しているところでございます。

ただ、やはり限界がございますので、今、委員からご提案がございましたグッズというのでしょうか、障害者用の器具の使用につきましても、業者と相談しながら検討していきたいと考えております。

○本多委員長 次に、若林委員。

○若林委員 225ページの要介護度改善ケア奨励助成と、同じく福祉人材確保・定着事業では、まず、奨励助成の予算額についてですが、これまでの成果、それと、そこから来年度予算の予算立ての内容をお聞きしたいと思います。

それから、介護ロボット、先ほどもありましたけれども、1年目ということで、まず、2カ所、今どこでやられているかというのを教えてください。それと、1年間の成果と、また、検証がどのようになっているのか、教えていただきたいと思っております。

もう一点は、244ページの児童福祉費に関連しまして、保育園のいわゆる3歳児の壁について確認をさせていただきます。まず、現状、とりあえず平成28年度、今年度までの近年の実態は、この3歳

児の壁についてはどうなっているか、教えていただきたいと思います。

それから、もう一つは、その傾向性、実態とともに、平成28年度については、こういうご答弁がありました。具体策として、1つは、小規模園については、卒園される子どもたちに対して、3歳児になったとき、受け皿として認可園を連携させるという方策が1つ、それからもう一つは、これは認証の卒園児に対しては、新規認可の開設園に対して、2歳児と3歳児の定員の差を多くしてもらって、ということで認証の卒園者に対応していきたいと。こういう方策が示されました。これについて、それぞれ状況はどうであったか、お知らせいただきたいと思います。

もう一つ最後に、これもご答弁でありましたけれども、いわゆる認証と、3歳になって卒園する人数は、294人と見込んでおりますけれども、認可申し込みが約150人と推計をしていると。そこで、平成29年の4月の3歳児の壁については、定員は280人分あるので、それに対して見込みは150人の認可の申し込みなので、十分待機児童になることはないであろうというようなことが認識されるご答弁がありましたけれども、これについても、現状、状況はどうであったかについてお知らせいただきたいと思います。

○永尾高齢者福祉課長 要介護度改善ケア奨励事業の成果でございますけれども、平成25年度から開始いたしましたして、新規の方の人数が平成25年度が47人だったところが、平成28年度では71人に増えているところでございます。

また、この事業をやるに当たっては、施設サービス向上研究会というところに入って、日ごろから介護の質についてPDCAサイクルで回していくというのが条件になっておりまして、これに加入している施設についても、平成25年度のときは10施設だったのが15施設になったということで、質の向上に取り組む施設も増えているというような成果になっております。

来年度予算につきましては、今年度よりもまたさらに新規の方が増えるのではないかとということで、前年比124.6%ということで、予算額を立てさせていただいております。

それで、あと、次の介護ロボットについてでございますけれども、介護ロボットのやっている施設というのは、八潮南特別養護老人ホームと、ケアセンター南大井でやっているところでございます。それぞれ、最初はなかなかどのように介護の現場で使っていくかというところを試行錯誤しながら、業者とも相談しながらやっておりましたけれども、大分使い方について定着してきているところでございます。ただ、やりながらまた課題が出てきたたびに業者と一緒に協議をしながらというところで、現在進めているところでございます。

○大澤待機児童対策担当課長 3歳児の壁についてのご質問でございます。まず、3歳児の待機児童の状況でございますが、平成25年、平成26年が4人ずつ、平成27年が7人、平成28年が6人という状況でございます。

小規模園の連携につきましては、平成29年4月入園の0歳児より連携園を確保しておりまして、連携先がまだ確定していない1園がございましたけれども、そちらについても一定めどがついております。

認証の卒園児につきましては、新規園で受け入れていくということでございますが、平成29年開設の新規園につきまして、2歳児と3歳児の定員差は31人設けております。こちら、既存園と合わせて、現在、156人の定員差がございます。平成30年度以降に開設する新規園には、定員差を3人以上設けるようにしておりますので、平成30年か平成31年には、200人以上の定員差が設けられる見込みでございますので、認証の卒園児も含めて、のみ込んでいける数だと思っております。

平成29年4月の3歳児についてでございますけれども、認証と小規模からの認可の申し込みの方

が、1次の時点でほぼ200人いらっしゃいました。小規模からの卒園児につきましては、ほぼ認可保育園のほうに入園が内定しているような状況でございます。

1次の時点では、認証の卒園の方につきましては、三十数名の不承諾が出ておりますけれども、2次の時点で3歳児の空き枠については50人以上ございましたので、2次の結果についてまた決まりましたら、ご報告させていただきたいと思っております。

○若林委員 まず、介護のほうですけれども、介護度が改善するということは、高齢者ご自身が自分でできることが増えていって、大変にこれはすばらしい、いい事業だといつも言っております。

ただ、一方、サービスを供給する側、施設の側、また、職員の側にとっては、さまざまお声がけをしたり、また、手をかけたり、そして、時間をかけたりということで、負担がかかる部分もあるのかと過去の答弁も聞いていまして感じております。こういった職員側の実態をどのように何か、いわゆる課題、負担となるようなものがあるのかどうか把握しているか、お聞きしたいと思います。

それから、このような取り組みを、今、品川区は施設ということでやっておりますけれども、区内のほかの、今、取り組まれている15施設以外の、いわゆる一般的な施設についても広がっていくということが、これに先駆的に取り組んでいる品川区ならびに施設サービス向上、今は研究会というのですか。前は委員会とっていましたが、研究会になったのですね。研究会以外の方々、施設にも、こういった介護度が改善する取り組みが広がっていくということが大事だと思いますので、そこら辺の展望なんかもお聞かせいただきたいと思います。

○永尾高齢者福祉課長 要介護度改善を行うに当たって、やはり職員の負担という見方もあるかとは思っておりますけれども、実は職員に対しては毎年アンケートをとっております。その中のことをピックアップしますと、より一層高い意識を持って専門職としてのケアに取り組むことができるだとか、ご家族からも元気になったという言葉をいただくと、自分たちにもモチベーションにつながるというような意見がさまざま出てきているところですので、負担と考えるよりは、介護職自体のやる気というか、そういうところのほうが大きいと考えております。

また、この制度でございますけれども、今、施設で行っておりますが、施設でやっているのは24時間施設というところでやっております。今、有料老人ホームとかにも広がりつつありますので、区内の施設全体がそういう改善に取り組めるような、そのようになったらいいと考えております。

また、この奨励金につきましては、さまざまな便利な、負担が楽になるような福祉用具を購入したり、あと、非常勤を採用したりということで、少しでも負担軽減になるように区のほうでもお勧めをしているところでございます。

○本多委員長 次に、松澤委員。

○松澤委員 3款民生費、1項社会福祉費、2目高齢福祉費、231ページ、家具転倒防止対策助成、181万5,000円、まず、思いを述べていきたいと思っております。

今日は3月10日、明日が東日本大震災発生から6年目になります。東京における震度7の地震の発生は、30年間に70%の確率で起こると言われておりますけれども、既に何年も経過しており、今日明日にでも起こり得ると私は思っております。

品川区においても、防災対策が減災対策に重点が移り、昨年末には品川区災害復旧基金条例、品川区災害復旧特別会計条例が成立し、本年度、本予算特別委員会にも、災害復旧特別会計が上程されております。これは品川区としても近未来、大きな災害が起きると意識していることにほかなりませんと私は思っております。

22年前、阪神大震災では、死者の90%以上が建物や家具の倒壊、落下等による死者と言われておりますし、東日本大震災では、都内で32件の火災が発生し、その多くが家具類の転倒、落下、移動によるものと言われております。

昨日の総務費の中で、自助・共助の質疑がありましたが、発災時にまず自分の身を守る、そして、火災の危険がないかを確認して避難する自助の第一が、自分の身の安全を自分で守ることにあると思っています。このときに役立つのが、家具転倒防止策であります。東京都が公表した首都直下地震の被害想定は、最大800件の火災が発生すると想定しております。東京都は、自助の備え、家具転倒防止策を講じている都民の割合を100%に到達させることを目標としております。品川区では、家具転倒防止策、毎年44件ぐらいということで、これは大変すばらしいと思っているのですけれども、やはりこの区民の比率を高める施策、目標を立てるべきだと思いますが、お聞きしたいと思います。

それと、こうやって質問をしていると、家具転倒防止策は高齢者に対する住宅助成ということだから民生費なのでしょうけれども、本来的には防災対策、総務費で扱うべきではないかと思っておるのですが、この点についてもお聞きしたいと思います。

○松山高齢者地域支援課長 委員ご指摘の、高齢者等の家具転倒防止策でございますが、非常にこの重要性というのは痛感しております。やはり家具転倒ということでお亡くなりになられた方が非常に多いということなので、その重要性というのを、当課では、例えば民生委員協議会ですとか、あるいは在宅介護支援センターの連絡会、それから、障害者部門では生活支援相談センターのほうにご案内をお送りして、周知を図っております。

件数的には、多少、今年は伸びまして、12月末で44件ですので、ほぼ見込みとしては50件ぐらいはいくのではないかと、達成したいと思っている次第でございます。

あと、それから防災課等とも連携をしまして、イベント等の際には必ず一緒に啓発活動を行ってございます。

○秋山財政課長 231ページの家具転倒防止策の助成については、こちらは高齢のほうでやっておるものでございまして、住宅施策のほうでは、また別に357ページのほうに家具転倒防止器具取付助成というのがございます。こちらのほうでやっておると。そういう形で、住宅施策としても、高齢者施策としても、区としては進めていきたいという予算のつくりになっているものでございます。

○松澤委員 総務費でやるべきではないですかというのですが、それをはっきりと答えていただきたいと思っております。

○秋山財政課長 失礼しました。防災対策ということでございますけれども、今、区としては、住宅と高齢にわけてやっているというところで、その辺の今までの経緯等々ございますので、その辺、どちらで計上するかというのは、今後、わかりやすい予算ということも含めて、検討はさせていただきたいと思っております。

○松澤委員 検討はさせていただくというのは、やるというふうに理解しますので、よろしくお願ひします。

これはやはり家具転倒防止策をしっかりやるには、数がわからなくてはいけないのです。例えば、区民のどのぐらいの家庭が家具転倒防止策をつけているのだろうか、そういう形がなければいけないと思うのですけれども、品川区の世論調査を見ますと、これは100ページなのですが、防災について、今後充実すべき防災対策として、自助・共助では、防災用品の備蓄が82.1%、家具の転倒・落下防止策が65.4%、家庭での出火防止が33.7%となっておりますというふうに出ているのですけれども、

これはただ丸を幾つでもつけてよいということなので、実際の数字ではないのです。やはりしっかりとした数字を出せればと思うのです。

東京都では、やはり世論調査ということで、1つだけ選んでくださいというふうにやっているわけです。そうしますと、全ての家具類で実施しているというのが6.6%、一部の家具に実施しているというのは60%、倒れる可能性のある家具類がないというのは7.3%、実施していないというのが24.9%、無回答が1.2%で、実に73.9%が何らかの措置をしているということなのです。ですから、品川区民でも、7割、8割しているかもしれない。ただ、その実数がわかれば、今後の対策もまた違うかなということなので、ぜひともこれは世論調査の中に入れてもらいたいですけれども、款が違いますので、これは要望ということにしておきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間があるのでもう一点行きます。229ページ、平塚シルバーセンター跡高齢者福祉施設整備ということですが、なぜ平塚シルバーセンターがなくなってしまったのか、そして、ここの跡に何ができるのだということをお聞きしたいと思ひます。

○松山高齢者地域支援課長 平塚シルバーセンター跡の整備ということでございますけれども、こちらのほうの経緯につきましては、もともと平塚シルバーセンターが軽量鉄骨ということで、耐震が困難であるということで、平塚シルバーセンターと平塚橋シルバーセンターを統合ということで、平塚橋ゆうゆうプラザとして、昨年の5月にオープンした次第でございます。

こちらの平塚シルバーセンター跡というのは既に解体をしております、その跡地につきましては、プレスのほうでも出ささせていただいたのですが、こちらのほう、地上2階建てで1階が高齢者、私ども高齢者地域支援課ということで、介護予防事業、あと、ほっと・サロン等の交流の場、あと、高齢者団体、町会・自治会、一般区民への貸し出しを行うということで、愛称としましては、平成28年度に開設しました大崎、平塚橋、2カ所のゆうゆうプラザに加えまして、こちらは小規模な、平塚ゆうゆうプラザという愛称を名づけまして、地域の高齢者の介護予防や健康維持・増進、世代間の交流というのを図るものでございます。シルバーセンターから移行した2カ所の大きな場所とは規模や設備が異なりますけれども、高齢者を主とした子育て世代、障害者等、多世代区民の交流の場、憩いの場というものをゆうゆうプラザということで、愛称で名づけさせていただきました。

○松澤委員 あの地域は、平塚1丁目だけが町会会館がないのです。結構シルバーセンターを使っておりましたので、その方たちが使える施設ということで了解してよろしいですね。ありがとうございました。

○本多委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 221ページ、成年後見制度で、これは日本全国的に注目されている施策ですけれども、ストレートなまた質問です。トラブルは、問題はないですね。

それと、227ページ、高齢者クラブで、友愛活動なのですが、この背景とか、あと、民生委員との違いも含めて、今、どういう状況で動いているか、教えてください。

それと、225ページ、特別養護老人ホーム建設費助成なのですが、一般質問でお伺いしましたけれども、従前のお答えは、土地を探しているという趣旨の答弁だったと思うのですが、今回そのことをお尋ねしましたら、今までと少し違っている答弁だったと思うのですが、その辺について明確にお答えください。

それと、232ページ、障害福祉なのですが、以前、障害者の方に対して、親亡き後のということをよくこういう質問でも出ていたのですが、最近よく聞かれるのが、障害者本人の高齢化と、

それと、親の高齢化です。本人については介護保険とうまくスライドしてというふうにはできるのかと
思っているのですけれども、その時点で対策をまずどう考えているのか。

もう一つは、今、面倒を見ていらっしゃる親御さんが存命なのですけれども、同時に高齢化してしま
う。障害のあるお子さんの面倒が見切れなくなってくる。いわゆる家族全部で介護といたしますか、して
いかなくてもいけないような時代になりつつあると思うのですけれども、その辺についていかがですか
ということと、あと、ふくしまつり、お祭りをしますよね。このお祭りなのですけれども、私はぜひ、
昨日も少し質問をしたのですけれども、オリンピック・パラリンピックでフェスタをやるではないです
か。あのフェスタと、障害者の方たちと、いわゆるパラリンピックということで、ばらばらするので
はなく、何か一緒にできたらという思いがあるのですけれども、いかがでしょうか。

○大串福祉計画課長 では、私のほうから、成年後見の関係と、それから特養の関係についてお答え
したいと思います。

成年後見につきましては、今、社会福祉協議会の成年後見センター、こちらと連携をしながら行っ
ているところでございます。そうした中で、区長の申し立てということで、家庭裁判所のほうに、区が本
人に成りかわって成年後見の申請を行い、それで後見人が決まってくるというところになっております。

後見人につきましては、家庭裁判所のほうからは、社会福祉協議会が委任されるという形になってお
りますし、また、社会福祉協議会以外の市民後見人ですとか、あるいはNPO、こういったものが指定
される場合もございます。

また、そういった社会福祉協議会以外のところが後見人をした場合には、社会福祉協議会が監督人
ということをつく形をとっておりますし、そうした日々の活動については、社会福祉協議会のほうで
チェックをしていただく。また、最終的には家庭裁判所のほうにも年に1回報告が上がっていくとい
ったところで、ダブルチェック等を行うといったところで、今のところトラブルというのは発生はしてい
ないところでございます。

それから、南品川の特養についてのご質問かと思えます。こちらにつきましても、従前お答えしてい
るような形ですけれども、特養の整備については総合的な判断といったところで行ってきた中で、南品
川4丁目につきましては、他地区との均衡、こういったものを考えて、こちらのところで、法人立とい
う形ですけれども、特養の整備といったところで今現在、計画を進めているところでございます。

○松山高齢者地域支援課長 委員お尋ねの、高齢者クラブの友愛活動の背景についてでございます。
平成4年から、全国の老人クラブ連合会によって、在宅福祉を支える友愛活動として始まりました。平
成7年には、よき話し相手として生活を支え合う高齢者相互の支え合い活動として明確化され、品川区
でも平成25年に友愛活動部が発足されまして、今年度は44クラブが高齢者の見守り、そして、よき
相談相手となるよう、活動をしているところでございます。

2点目の民生委員との関係、違いということでございますが、民生委員につきましては、高齢者相談
員として区のほうでしてございまして、対象世帯を訪問して相談すると。それで、区のほうとか関係機関
に連絡する、より専門的な相談ということになってございます。友愛の場合は、どちらかという、本
当に同じ高齢者の立場で同じ目線で困っていることを心から打ち明け合うというか、同じ高齢者相互の
支え合いというのが基本になってございます。友愛活動につきましても、今後、民生委員と連携を密に
していくということで、高齢者クラブのほう、連絡会を行ってございます。

○中山障害者福祉課長 障害者の方が高齢化するに伴って、当然、ご家族である親御さんももっと高
齢化をしているような状況です。そういった本人とご家族を支えることはすごく重要なことになってお

ります。実際、例えば、親御さんが急に介護が必要な状況になったとき、障害者側からそれがわかれば、高齢福祉課のほうと連携をして、どういった家族支援ができるかということ、障害者福祉課、高齢福祉課、両方あわせて対応しているところです。

なお、こうしたハイリスク家庭というのをできるだけ把握し、未然に対策をとることが大事かと思っております。来年度、新規で地域生活支援の拠点のマネジャーというのは、そういった位置づけとして、ハイリスク家庭の把握、それから未然防止を前提にしたサービスの調整、そうしたことを進めていく、そうしたマネジャーを3人、地域に配置する予定でいます。

それから、もう一つのふくしまつり、これをオリンピック・パラリンピックの1,000日前フェスタと一緒に開催してはというお尋ねかと思えます。できるだけふくしまつりも多くの方に来ていただきたいですし、オリンピック・パラリンピックのフェスタのほうもたくさんの方に来ていただきたい、そうした視点で相乗効果が狙えるのではないかということで、現在、オリンピック・パラリンピック準備課長と一緒にあわせて、同日同じ場所で開催するような方向で準備を進めているところでございます。

○藤原委員 障害福祉課長、パラリンピックというのはすごく感動するのです。私も特別委員会で行きました。ブラインドサッカーを体験させていただきまして、そのときに、ブラインドサッカーですから、ボールの音だけでどこにボールがあるかとあれするのですけれども、声を上げてくださいます。「こっち、こっち」とか、「ここ、ここ」とか、やって気づいたのです。これ、全員声を出したらわからないなど。私は実は声を出さなかった。出さないでずっと耳を傾けていた。そうしましたら、ブラインドサッカーが終わった後に、選手の方がご説明をしてくださったときに、今日皆さん、感じましたかと。全員があので声を出したらわからないでしょと。だから、黙っている思いやりも必要なのですと。いわゆるブラインドサッカーから本当に私は人生を教わって、静かにしていようというようなことも思いまして、これ、一緒にやっついていかないといけないと改めて思いました。やるのですよね。だから、ぜひ成功させてください。

次に児童相談所を伺いますが、お金の部分なのですが、移管が実行されたら、品川区でどのぐらいの経費がかかると見込んでいるのでしょうか。そして、その分、都から財調をもらうとか、当然のこととして、増額する必要があると思えますが、特別区全体として何%ぐらい、額にしてどのぐらいをお考えになっているのか教えてください。

それと、249ページの待機児童をお伺いしますが、よく待機児童担当課長が、30年に解消されるということをおっしゃるではないですか。30年というのは2030年のことですよ。確認させていただきます。

○高山子ども育成課長 私のほうからは、児童相談所の移管に係る経費ということでご説明申し上げます。平成25年に出されました特別区の児童相談所移管モデルという試算がございまして、品川区は人口40万人規模ということで中規模区モデルということになりますのですけれども、こちらのほうの運営経費としましては、当時としておおむね7億円というような見込みで出されております。

○秋山財政課長 児童相談所の財政面の件でございますけれども、もちろん特別区側としては財調というのを考えてございます。この点につきましては、都区のあり方検討会の中でも、東京都が、児童相談所の業務は大都市事務だという主張をしておりますので、区としては財調の中で措置されるべきという立場で東京都に対して臨んでいきたいと考えているところでございます。

○大澤待機児童対策担当課長 待機児童解消の時期でございますが、現在、大変厳しい状況ではございますけれども、子ども・子育て計画に沿いまして、平成30年解消を目指して努力を続けてまいりま

す。

○藤原委員 平成30年というのはもう1年後です。ある意味、どこからそういう数字が出たのでしょうか。これだけ品川区がいい施策をして、すばらしい区ですから、やはり品川区にさまざまな方が入られてきて、やると思いますし、人口も増えるというのは、人口動態調査もして、よくわかっていると思うのですけれども、それでも平成30年という数字を出したのですよね。結果的には、待機児が出てしまうと。解決はされないと思うのですけれども、前のときもお話ししましたが、鎖国ではなくて鎖区しなければ、それはできないと私は思っています。一生懸命やって努力しているのもわかっておりますが、やはり厳しいものは厳しいのですから、そして、ご努力は私は認めております。ただ、平成30年という数字はいかがなものかというのを思うので、それはそれ以上は言いません。もう少し正確に、思いがあれば、言っていただきたい。

それと、2月に第1次の発表になりました。そのときに不承諾をいただいた方というのは、待機児の担当の方に電話とか窓口で、やはり感情的なことを言われる方もいらっしゃると思うのですけれども、そういうことはありましたか。そして、その対応といいますか、職員の方たちのメンタル面が傷ついたら、課長、係長かもしれませんけれども、どうフォローしていったらいいのか、教えてください。

それと、もう一点、245ページの学習支援ボランティア事業、子ども未来なのですけれども、やはり貧困の連鎖を断ち切るためには、私は学習という面でやっていかないといけないと思っていますのですけれども、品川区は比較的早目に取り組んでいらっしゃいますが、現状の課題と今後どういう展開を展望しているのか、区だけで考えているのか、その辺を答弁してください。

○大澤待機児童対策担当課長 待機児童解消の時期が平成30年度というのはどこから出てくるのかというご質問でございますけれども、最初に平成27年4月に申しました子ども・子育て計画において、そのときの人口推計とアンケート調査に基づくニーズから確保量を出しております。その後、人口が推計以上に増えたことから、平成28年1月に改定いたしましたして、その時点で平成30年ということになっております。私どもは子ども・子育て計画に基づいて開設計画を進めてまいりますので、現時点ではあくまでも平成30年を目指して取り組んでいくというお答えになります。

また、子ども・子育て計画が今後修正というようなご意見が出てきた場合には、それは会議の中で踏るべきことだと思っております。

○佐藤保育課長 入園の結果等に関する窓口の対応等でございますが、平成29年4月入園の1次審査発表においては、1,190人の方々に不承諾の通知を送付しております。この結果、多くの方々から、さまざまなご意見、ご要望をいただいております。時には、区側の説明にどうしても納得できず、強い口調になる方もおられまして、窓口が騒然とすることも、正直、ございます。また、入園できても、第1希望ではないことから、なぜだというような理由を求められる方も、さまざまいらっしゃいます。基本は丁寧な説明を徹底することということで、窓口の職員が頑張っているところです。

メンタル面のケアなのですけれども、まず、予防が大事だと考えておりまして、入園相談係長、私、あと、部長も含めて、職員のほうには小まめに声をかけるようにしております。

また、場合によっては5時以降のミーティングも、ある程度積極的にやっているというところがございます。

○廣田子ども家庭支援課長 学習支援についてのお尋ねでございます。現状の課題ということでございますが、まず、そもそもこの事業をなぜやることになったかということですが、子どもの未来応援プロジェクトの中でいろいろ検証しましたら、学習支援だけではなくて、教育委員会等の努力もありまし

て、義務教育のところまではかなり手厚い支援があるのですけれども、高校生以上の支援については、区では幾らか薄いというところがありましたので、高校生に対する支援について考えたというところが、まず大きな課題として考えたところでございます。

今回の支援につきましては、子どもに対する学習支援という視点もあるのですけれども、居場所という視点のほうがかかなり強くて、家庭環境で自宅でお勉強ができないとか、そのような子もいます。仲間も同じような境遇の子だったりとか、励まし合いながらというところの効果もあろうかと思ひまして、学習ボランティアも入ってもらおうのですけれども、居場所としては自習室というような意味合いも持ちながら設けたものでございます。

また、資金面での、経済面での支援について、今回、委員会の中でかなりさまざまなご意見をいただいているところでございますけれども、子どもの支援だけではなくて、親に対する支援も並行してやっていかないと、子どもの夢の実現はできないのではないかとということで、親に対する面談も行いながら、資金面の相談も受けていくということでございます。

また、今後の展開でございますけれども、学習支援と銘打ってございますが、今後は居場所づくりということで、食事の提供であるとか、さまざまな視点で、さまざまな事業で居場所づくりに発展するような、もう少し融合的な方向に発展させていきたいと考えてございます。

○藤原委員 大澤課長、信じています。平成30年に待機児という言葉がなくなって、解消されると、今日、言ってくださいましたので、心から信じておりますので、また民生費は違う項目で質問するようになると思いますので、改めましてよろしくお願ひいたします。

最後に、齋藤部長、やはり課長とか職員がそのようにメンタル面で傷ついたら、部のトップとして守ってあげるという思いが強いのですよね。そこだけ確認をさせていただきます。

○齋藤子ども未来部長 何ができるというわけではありませんけれども、一緒にお昼ご飯を食べに行ったり、あとは、今年は弁護士をお二人お願ひして、法律のクレーム対応の講習もいたしましたし、少しずつ毅然とした対応もとれる、そして、優しく寄り添う、こういった二面作戦でこれからも頑張つてまいります。

○本多委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 お願いします。249ページ、待機児童対策、223ページ、福祉団体に対する助成金、245ページ、児童相談所移管推進経費について伺います。

待機児童対策ですが、品川区も今年度では、1園の、枠の拡大をして、14園を新規開設し、1,044人と、今まで過去最大の入園枠を増やし、また、西大井広場公園や大井競馬場等にも保育園を設置して、さまざまところで知恵を絞って工夫をしながら、待機児童対策を進めているということで、非常に評価しているところであります。

そこで、先ほども2030年ではなく、平成30年に待機児童が減って、なくなるというようなお話が前の委員からもありましたが、今、確保方策について毎年見直しがされています。これはなぜこの確保方策が毎年見直されているのか。翌年度分を前倒しして建てるような計画の進め方になっているのかと、見ると捉えられるのですが、この理由について改めて聞かせていただきたいと思ひます。

児童相談所移管なのですが、今までもこの間、都と23区で児童相談所移管の検討が始まって、23区が申し入れ、移管の検討の場を設置して、児童相談所のあり方検討会もした中で、都のほうで一回だめになってしまった部分が、また改めて法改正という部分でこうしてできたところで、品川区としても、児童相談所移管推進経費として出てきているということは、非常にすばらしいと思っております。

前の話でも、経費はおおむね7億円、財調の中で行われるべきだと区のほうは思っているというところで、そういった区の中の思いはわかるのですが、都とのその辺の調整というか、都との話というのはどのようになっているのか、お知らせいただきたいと思います。

あと、福祉団体に対する助成金なのですが、この金額を見ると、いろいろと差があるかなというところで、その金額の差について教えていただきたいのと、これをもらうにはどのような条件があるのか。要綱に従ってだと思のですが、その内容について教えてください。

あと、どのくらいの団体が、今、この要綱外に、要綱の中では決まっているという中で、それ以外の団体がどのくらいあって、どんな支援がされているのか、教えていただきたいと思います。

○大澤待機児童対策担当課長 品川区子ども・子育て計画の前倒しというご質問でございますけれども、今、乳幼児人口が増えていることと、入園を希望する方が多いということで、平成29年度の開設についても計画上は6園ということでございましたが、そのような状況を踏まえて、子ども・子育て会議にお諮りして、平成30年度分も前倒しで、認可保育園12園の開設に至ったということでございます。

○高山子ども育成課長 私のほうは、児童相談所の移管に向けた都と区の動きということでご説明いたします。

5月に児童福祉法が改正されまして、その後、都との協議の場を設けるべく、区長会事務局を中心に取り組んできたところでございます。

実際のところ、12月に入りまして、東京都のほうから、モデル的な確認実施区を数区を選んでほしいという動きがありまして、そうした中で、3区ほどがモデル的な確認実施区として選ばれたところでございます。今後でございますが、その数区を対象としまして、都と区の具体的な協議が始まるわけなのですが、そこで得られた知見につきましては、その他の設置を希望する区にも速やかにフィードバックを受けると。そのような形で聞いております。

また、それとは別に、都と設置希望区との協議の場については、早期に設置していくべく、今後も区長会を通じて要請をしていくと。そのように聞いております。

○中山障害者福祉課長 福祉団体に対する助成金についてのお尋ねでございます。こちら、7団体に対する助成金ということになりますが、金額の差につきましては、活動の内容、それから会員の数、そうしたものに合わせて違いがあります。活動の中身といたしましては、勉強会ですとか研修会、それから、レクリエーションということで、日帰りや1泊の旅行ということも入っております。あとは、会報などもつくられている団体もいらっしゃいますので、そういった資金としてお使いいただいております。

これ以外の団体がどれくらいあるかということなのですが、全てを掌握しているわけではないのですが、障害者の団体登録がございます。それは約20ほどの団体があります。そうした団体への、逆に助成はどういうのがあるのかということになりますが、活動の実績も見ながら、社会福祉協議会のほうが助成をしているような状況でございます。

○大倉委員 ありがとうございます。

確保方策ですが、見直しされている理由について伺ったのですが、基本というのが、人口推計を基本にして、子ども・子育て会議で確保方策については決められているのだろうというところで、毎年見直しがされているというところでは、そもそも基本の人口推計自体が、私の手元にあるので、高位でいうと、平成47年、37万4750人ということで、品川区としては既に38万人を超えてしまっているのです、この辺の人口推計について少し考えていかなければいけないと思います。人口推計が、人口動向

を把握して将来の推移、需要について施策を的確に進めていかなければいけないと思うのですが、その辺の人口推計について見直しを含めて、お考えがあれば教えていただきたいのと、児童相談所はわかりました。ぜひ積極的にできるだけ早く進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

福祉団体に対する助成なのですが、これは会数数の違ひなどによりどのくらい助成の額が違ひのしょうか。障害者団体補助金交付要綱の中に定められている団体と、その他の団体とでは、補助、助成支援がどのくらい違ひのか。ほかの、例えば、これに入っていない団体でも、会員数が多かったり、会報をつくっているところもあるだろうし、確認はしていないのですが、旅行もされていたり、活発に活動しているところもあるのですが、そういった団体は補助金の対象には入ってこれないのでしょうか。お願ひします。

○柏原企画調整課長 お尋ねいただいた人口推計の部分でございます。今の人口推計は総合戦略策定の際に推計をかけたものでございますけれども、その後の人口動向の動き等は、想定以上のものがある部分もあるというのは認識してございます。今後、長期基本計画が10年目の周期に入ってくるというところがありますので、ここは子育ての施策だけではなくて、全体の施策にかかわる部分がありますので、そういった中で、人口の推計というのは、見直しと申しますか、新たな検討というのは入っていきたく思ひてございます。

○中山障害者福祉課長 こちらの7団体ですが、一番古いものは昭和32年の設立というような団体もあります。また、この団体は品川区内の団体のみならず、東京都、あるいは国といったような上部団体もあるような団体になっています。

一方で、新しくさまざまな団体がやはり出てきてはいるのですけれども、どちらかという、細分化されるような傾向がございまして、基本的にこの7団体のどこかにひかかりながらも、みずからまた活動の場を求めてつくっていらっしゃるような団体もあります。

社会福祉協議会のほうからどれくらいの助成が出ているのかというのは、その団体にもよるのですけれども、例えば、5万円ぐらいから、あとはほかの補助金なんかも入れながら、多いところでは15万円ぐらいの経費が出ているところもあったやに思ひます。

○大倉委員 人口推計、ぜひこれだけではないので、施策展開には非常に重要な指数になってくると思ひますので、しっかりと捉えていただければと思ひます。

団体に関する助成ですが、こうやって金額を見ると、かなりこちらだと、多いのだと600万円とか、400万円とか、一方、なかなか10万円、15万円とかというところもあるので、そういった部分でしっかりと支援をしていただきたいと思ひておりますので、これは要望で終わりますが、困っている小さい団体にもしっかりと光を当てていただければと思ひて、質問を終わります。

○本多委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 私から、後期高齢者医療特別会計と、待機児解消認可保育園増設について伺ひます。

まず、後期高齢者医療制度ですが、来年度から保険料の軽減特例が見直しされるとのことですが、その影響について教えてください。

まず、所得割額の軽減については、所得金額15万円以下の方、20万円以下の方、58万円以下の方、それぞれ影響人数と金額を伺ひます。

それとあわせて、被扶養者だった方の軽減も見直しですが、それについては、影響する人数、それぞれお答えいただきたいと思ひます。

○高森国保医療年金課長 後期高齢者医療の関係のご質問にお答えをさせていただきます。

所得金額15万円以下の方、所得割の軽減の影響でございますが、影響される方は、品川区、1,191人、金額につきましては、496万円ほどでございます。

所得金額20万円以下の方につきましては、367人、242万9,000円ほどでございます。

所得金額58万円以下の方、対象者2,784人、対象金額、軽減額につきましては、1,844万円ほどでございます。

また、被扶養者の方の軽減の対象人数ということでございますが、平成28年4月から10月までの7カ月間で、772人という数字を持っております。

○安藤委員 その方の負担がどれくらい上がるかということをお伺いしたかったのですが、時間もないのでいいです。ただ、非常に多くの、少ない方が影響を受けるということで、後期高齢者医療制度をスタートしたのが2008年で、大きな批判の中で、国は導入に当たり、この特例軽減をつくらざるを得ませんでした。後半の被扶養者軽減については、制度前は、もともと保険料負担がなかった方々です。それが来年度から3倍に、9割軽減が7割軽減になりますので、再来年度には5倍になります。一定期間過ぎた後、段階的になくしていくというのは許せません。品川区は、国に特例軽減の段階的解消はやめるよう、強く要望してほしいと思います。

次に行きたいと思います。待機児ゼロですが、まず、当然ですが、今、計画されている増設計画はしっかり整備していくことが重要です。上大崎3丁目の国有地を購入して保育園を整備する計画があります。まず、現在の進捗について伺います。

また、249ページの保育園用地取得経費2カ所の1つはこのことだと思うのですが、2カ所とはどこどこのことかも確認させてください。

○柏原企画調整課長 前段のほうの上大崎の国有地の関係でございます。こちらのほうは、国のほうに取得要望を出した後に、国のほうが境界確定であったり、さまざまなもろもろの手続、所管がえであったりとか、そういったところがありまして、現在は品川区のほうにこの土地を売り渡す相手として認めたというところまでは来てございます。今後、契約に向けて手続に入っていく段階でございまして、予算措置も必要ということがございますので、今回、この購入に関しての予算措置を計上させていただいて、議論いただいているという状況でございます。

○矢木用地担当課長 もう一件の用地についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、平成29年度中の取得に向けまして鋭意交渉中でありまして、場所、相手方、平米数等詳細につきましては、相手方の意向もございまして、現時点ではお話しすることが難しいということになっております。

ただし、取得の暁には、適切なタイミングで所管のほうからご報告申し上げるというふうに考えてございます。

○安藤委員 ぜひ積極的に取得に向けて前に進んでいただきたいと思います。

上大崎のほうなのですが、私は、子どもの声はにぎやかでいいなと思うタイプなのですが、この地域の方からなかなか難しい相談をいただきました。ずっと閑静な住宅地であったため、子どもの声や交通安全上の不安があるというお声です。私は、まず言いたいのは、目黒駅付近での保育園は本当に不足しておりまして、地域の理解と協力を得て、いい保育園をぜひつくってほしいという立場です。

そこで提案したいのですが、設計段階から住民説明会を開くことを提案したいと思います。2つの効果があると思っております。

1つは、園の窓を二重ガラスにしたり、あるいは送迎ルールをつくるなど、直接的に住民の声を取り入れた保育園がつかれるということです。

2つ目は、地域と保育園の関係づくりにつながるということです。専門家からこんな指摘がありますが、今、全国でこういう問題が起こってしまっていますので、子どもの声は全て我慢しろという考え方も、工場の騒音と同じように規制しろという考え方も極端過ぎる、うるさいかどうかは音の大きさだけではなく、相手の人間関係も影響する、防音対策だけではなく、うるさく感じない関係づくりが大切との指摘です。

世田谷区では、2011年にできた認可保育園では、開設前に1年かけて、計10回以上の住民説明会を開いたとのこと。設計段階からの住民説明会を開くことを提案いたしますけれども、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長 まだこちらのほうの土地は国との交渉中ということで、購入のタイミング等も今調整をしているというところでございます。

今、委員ご指摘ありました、近隣の方々のお話というのは、我々のほうにもお声は届いております。こちらのほう、施設を設置するに当たっては、丁寧な説明といたしますか、お話ししていきたいと思っております。

○安藤委員 ぜひ従来の丁寧な説明を超えて、設計段階からの説明会を開いていただくよう、重ねて要望したいと思います。いい保育園をつくるためにも、必要なことだと私は思います。

それで、全体の問題に行くのですが、待機児ゼロ、いつまでたっても解消できないのは、必要な保育園が足りないことに尽きると思います。自治体が需要にかみ合った認可保育園を増やすことこそが必要だと思います。保育士不足の議論もありますが、北区では新年度、区立認可保育園増設に踏み出しましたが、区立園増設のため保育士80人募集のところ、500人以上の応募がありました。保育を志す方が求めているのは、安心して働き続けられることであることは明らかだと思います。

それでお伺いします。この保育需要などを考えている人口ビジョンですけれども、ここに書いてあるのは、年少人口のピークは平成39年ということと、ただ、一方で、年少人口は平成52年までは、このビジョンをつくった平成27年と同じ水準と予測されています。また、今般のこの委員会でも、区は、平成52年まで保育需要はある旨の答弁もありました。この答弁の意味、どういう意味なのか、もう少し伺わせてください。

○大澤待機児童対策担当課長 保育需要でございますが、今後、女性の社会進出ということで、ますます弾みがつくということでございますので、乳幼児人口が一定ピークになりましても、保育需要はその後、平成52年ぐらいまでは下回らないだろうという考えでございます。

○安藤委員 今と同水準ぐらいの保育需要はあるということだと理解されているのかと思いましたが、今年4月に向けての応募でも、1,190の方が認可保育園を希望しながら不承諾となっているという事態です。そうした中で、本会議も含めて、平成30年4月のゼロも極めて厳しい状況との答弁もありました。お伺いしますけれども、これは品川区子ども・子育て計画に示されています保育の確保方策数を全部実現したとしても、待機児童はゼロにできないという区の認識なのでしょうか。伺いたいと思います。

○大澤待機児童対策担当課長 品川区子ども・子育て計画の確保方策の数値としましては、平成30年度分も平成29年度に開設しますので、計画の数値上は平成29年度中にはゼロになることになっています。けれども、現実問題として、保育需要には追いついていなくて、このような結果になっている

ということですが。

○安藤委員 計画上は平成29年度でゼロになっているはずだということなのですが、現実問題としてそのようになっていないということですが、私は、そうした現実をまさに変えていくといいですか、待機児ゼロを現実のものにするのが政治の役割であり、行政の役割だと思いますが、この計画は既にずれがあるということですがけれども、これであれば、この計画を早急に見直すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

また、人口ですけれども、この人口ビジョンにある人口推計と、既に実際の人口はかなりずれているということでもよろしいのでしょうか。伺います。

○大澤待機児童対策担当課長 品川区子ども・子育て計画につきましては、子ども・子育て会議で決めているものでございますので、修正するかどうかも含めまして、子ども・子育て会議にお諮りしたいと考えております。

○柏原企画調整課長 年少人口の部分でございますけれども、こちらのほう、実際の動きのほうが伸びが大きいという部分は認知してございます。

○安藤委員 修正するかどうかも含めて会議に諮るとするのは、あまりにイニシアチブがなさ過ぎるといいですか、修正が必要な時点になっているわけです。ですから、修正を早急にする必要があるし、保育需要に見合った保育園の増設を行わなければ、待機児童はゼロにならないわけですから、ぜひ修正をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大澤待機児童対策担当課長 人口の推計とのずれに伴いまして、平成28年1月には一度改訂をしております。全体的な改訂ということではございませんが、開設数に関しましては、平成29年につきましても、6園だったところを12園で会議のほうにかけて、ご了承いただいたということでございます。

○吉田保育施設調整担当課長 子ども・子育て会議、平成29年度運営委員等の改選があるのですがけれども、その中で、また品川区子ども・子育て支援計画について検討していきたいと思っております。

○安藤委員 一人一人のお子さんや一人一人の家庭にとっては重大問題で、人生がかかっているような問題だと思いますので、ここにしっかりと解決のために向き合っていただきたいと思うのです。そういった意味で、修正はすぐやっていただく必要があると思います。

それで、なぜ今回これほどずれたのかというところの分析というのですか、反省といいですか、そこら辺は品川区としてはどのように考えているのか、そちらもお伺いします。

○大澤待機児童対策担当課長 計画とのずれということですが、これは推計以上に乳幼児人口が増えたことと、希望される方の割合が増えたことという2点に尽きると思っております。

○安藤委員 そうしたずれがこれから起こってはいけないわけです。次回もそうした、思ったより子どもが増えたとか、保育園を希望する子どもが増えてしまったということは通用しないと思えますし、もっと時代を見ていただいて、みずからも人口を増やしているわけですよね。そうした政策をとりつつ、しかも保育需要も、保育園を希望する方の家庭を低く見ているのではないかというふうに、私もそのように見ていますし、しっかりとそこら辺はずれがないように計画を立ててほしいと思います。

出生率や人口の議論もされていますが、人口ビジョンのアンケートでも、希望する子どもの数を実現するために望む施策のトップが、保育所整備です。この願いに応えることが問題解決になります。区の責任で需要に見合った認可保育園の増設を行い、待機児解消を行うよう求めますが、いかがでしょうか。

○大澤待機児童対策担当課長 入園をご希望される方が増えているという認識がございますので、平

成29年度に関しましても、計画の倍の開設を進めているところです。

平成30年度におきましても、計画上では6園となっておりますが、この状況を見ますと、計画以上の開設を予定すべきと認識しております。

○本多委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 私は、223ページ、品川介護福祉専門学校、231ページの支え愛・ほっとステーション事業、251ページの認可外保育施設保育料助成をお伺いします。

介護福祉専門学校ですが、本日さまざまなお話が出ました。一昨日、私も厚生委員で、卒業証書授与式に参加させていただきまして、非常に毎回出るたびに感動するわけですが、答辞を読まれた男性の学生も何回か詰まるような、やはり2年間のさまざまなことを思い出しての感慨深いそういうお話があって、私も少し目頭が熱くなって、左隣を見たら、鈴木ひろ子副委員長もかなり感動されていらっしやっただので、非常に皆さんそのように思うのだなと思いました。

本当にこういうすばらしい学校がしっかりと存続するというか、またさらに拡充されていかなければいけないと思うわけですが、残念ながら、ここ数年は定員不足ということになっております。先ほど我が会派のこの委員からも、そうした介護の人材の確保、また、処遇改善等、お話がありました。やはり保育士はこここのところ非常に拡充されてきて、また、来年度も、新年度も東京都のほうでもかなり上乘せされると聞いておりますが、比較するものではないのかもしれないのですが、介護士までなかなか追いついていかないのかと思っております。

そういう中で、先ほどもご答弁ありましたが、プレス発表の86ページ、ここにさまざまと確保策が用意されておりますけれども、給料のアップにつながるような支援というのがあるのかどうか、もう一度教えていただきたいと思っております。

それから、支え愛・ほっとステーション事業ですが、ようやく全区展開が新年度からされるということで、これからさらに期待していくところなのですが、平成26年から、(仮称)ふれあいステーション事業という名称で、3年間、予算が計上されておまして、今回、支え愛・ほっとステーション事業となったわけですが、この名称が3年間(仮称)ふれあいステーションで、今回変わったというこの辺の理由について教えていただきたいと思っております。

それから、認可外保育施設保育料助成ですが、今回、代表質問させていただいた際に、ホームページで施設の案内とか、また、空き状況などを掲載してくださいということで、できる限りやりますというご答弁をいただいたのですが、プレス発表を見せていただきますと、現在、品川区には19施設ある中での11施設が都の指導監査基準を満たしている、助成の対象となっているというような表現が載っているので、ホームページに載せていただくとすれば、この11施設になるのかと思っておりますけれども、その辺のところを教えてください。

○永尾高齢者福祉課長 品川介護福祉専門学校のほうでも、入学者確保ということで大変努力をしているところでございます。区のほうでも、介護人材を確保するというので、さまざまなことを取り組んでいるところでございますが、給与のアップについては、給与につきましては、各法人が給与体系をつくっておまして、その運営の中で決めているところでございますので、区のほうで助成等をするのはなかなか難しいところであります。

ただ、国のほうの処遇改善加算というのが、平成27年度4月でも行われて、また、平成29年度、今年も行われる予定になっておりますので、キャリアパス等、社会福祉法人が努力すれば、報酬のほうも上がるような仕組みがこれからできていくのではないかと考えております。

○大串福祉計画課長 支え愛・ほっとステーション事業について、仮称の件でお尋ねでございます。

(仮称) ふれあいステーション事業ということで、事業名としてそういった形で運用してまいりました。ただ、実際の地域センターの中に設置して、相談窓口として運用していたところについては、支え愛・ほっとステーションという名称でやっていたところでございます。

委員ご案内ありましたように、来年度からは5地区、新たに展開して、全部で13地区で支え愛・ほっとステーションができるといったところを踏まえまして、仮称という名称を取りまして、支え愛・ほっとステーション事業という、事業名としてはこういった形で統一させていただいたところでございます。

○佐藤保育課長 認可外保育施設の対象施設の件でございますが、プレス発表したとおり、19施設中11施設が対象となっております。

○たけうち委員 ありがとうございます。

品川区介護福祉専門学校のほうは、保育士もとり合いというか、東京都が上乘せすることで、千葉とか神奈川から非常に東京都へブーイングが出ているようなお話を聞いていますけれども、また23区間でも競争になってくるという中で、介護士についても、ぜひ区独自で何かしらの拡充を、今回の発表されているのも含めて、またさらに支援をしていただきたいという要望をさせていただきます。

支え愛・ほっとステーション事業ですけれども、そうしますと、単なる名称が変わったというだけなのかと。ふれあいステーション事業だったときは、地域センターでふれあいサポート事業ですか、同じようなのをやっていたので、それとの統合というか、それとの連携みたいなのを模索しているので仮称にして、それで、それが3年間で全区展開するに当たって、どのようにうまく構築されたのかというのがあればお聞きしたいと思います。

それから、認可外保育園のほうはわかりました。それで、お聞きしたところによりますと、例えば、今は都の指導監査基準を満たしているけれども、何かの形でそれが外れたときには助成もなくなってしまふということに聞いているのですが、やはり一定程度それは必要な部分があるのですけれども、ただ、保護者からすると、自分たちが悪いわけではなくてそうになってしまうというのはかわいそうなのかと思うのですけれども、その辺の考え方と、都の指導監督基準というのがどのようなものになっているのかということも教えてください。

○大串福祉計画課長 ふれあいサポート活動ということで、こちら、各地域センターのほうで展開をしていただいていたものでございます。こうした基盤があつてこそ、こういった今やっております支え愛・ほっとステーション、あるいは今後、2層の協議体といったところの活動、これも展開していくところでございます。ふれあいサポート活動から、逆に支え合い活動という形に移行させていただいております。逆に、ふれあいサポートというところから、次の展開といったところで支え合いということで、事業の名称についても支え愛・ほっとステーション事業という形で名称を改めさせていただいたところでございます。

○佐藤保育課長 認可外保育助成の件でございますが、所管する東京都のほうの指導検査事項票というのがございまして、一般的、施設的に安全面が達しているとか、人の配置ですとか、災害対策の状況ができていくかというのを、通常の検査をします。東京都のほうに確認したところ、立ち入り調査の結果により、これまで基準を満たしていた施設の著しい違反行為が認められ、それを改善するよう指導する場合は非常にレアケースであるというところでございます。

○たけうち委員 認可外のほうはわかりました。それほど極端に、今まで受け入れていたのがぱたっ

となくなるということではないということで、一応、安心しましたけれども、ぜひその辺のきめ細かいところをよろしくお願ひしたいと思います。

支え愛・ほっとステーション事業ですけれども、そうしますと、ふれあいサポートのほうでやっていたボランティアの方はそのまま今いらっしゃるのか、それともふれあいステーションのほうに、支援員というのですか、そのようになっていらっしゃるのか、その今後、裾野というか、支え手の方たちのそういう充実が必要になってくるのですけれども、その辺の連携とか、その辺がどうなっているのかを教えてください。

○河内協働・国際担当課長 ふれあいサポート活動におけますボランティアなどのサービスの推移でございます。

まず、ふれあいサポート活動でございますが、住民相互の支援活動として、遠くは配食サービスから端を発しているものでございまして、相互の活動としてやってきているものでございます。

その中で、いわゆるお元気ですかサービスと申しまして、ボランティアの方が定期的に高齢者のお宅を訪問いたしまして、無事の確認や、話し相手、悩み相談などを行う事業がございます。そういったボランティアにつきましても、支え合い活動に移行した後も、地域の特性に応じまして、継続しながらまた地域の需要、特性も含めまして、コーディネーターを中心とした計画を立てまして、しっかりと連携をしていくものでございます。名称は変わりますが、地域独自の支援体制については、そのまま継続の体制で進むものもあれば、地域の特性に応じまして、また閉じるものもあるということで、しっかりと継続してまいるところでございます。

○本多委員長 次に、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 私は社会福祉費から225ページ、児童発達支援事業運営助成、それから、児童福祉費から255ページ、保育園運営費、介護保険特別会計になると思いますが、地域支援事業費、この点で、あと、児童相談所の関係でまたお聞きしたいと思います。

1点目に、児童発達支援です。前回も少し質疑の中であつたと思うのですが、医療的ケアを必要とするお子さんの発達配慮を必要とする療育の場ということで、たしか母子分離型療育というお話があつたと思います。この点について、まず教えてください。

それから、保育園関係です。これは園児の問題ではないのです。保育園に品物を納品している方からお話がありました。生鮮食品関係なのですが、納品してから現金になるまでが結構長いというお話がありました。これは最初から約束している話ですから、それを取り消せという話ではないのですけれども、やり方として、先方はすでに納品している中で、区では1カ月以上、現金になるまでかかる、その辺を何か改善できないのでしょうかというご相談がありました。決して区がインチキしているとか、問題ない、きちんと契約どおりやっているのですけれども、事務的にその辺が対応の方法がないかということで確認をさせてください。

○中山障害者福祉課長 児童発達支援のうち、医療の必要なお子様の通われる、今回4月に開設する「ほわわ品川」についてのご質問でございます。今までは医療の必要なお子様は、都立城南分園のほうで、児童発達支援ということで、療育を受けていただいております。ただし、都立城南分園というのは母子一緒に活動するということになっておりまして、母子分離をして、子どもが子どもの中で育つというところについては、少し弱いところがございました。「ほわわ品川」のほうは、1日の定員が5人ということにはなりますが、朝10時から夕方4時まで、お子さんたちの遊びの活動を通して、医療が必要なお子さんも安心してここで療育を行えるという場になってございます。

○**福島会計管理者** 保育園の賄い料の件で、支払いまでが長いということでございます。こちらにつきましては、通常ですと、大体支出命令が出てから2週間で支払いしているのですけれども、こちら、賄い費につきましては、かなり件数が多いということがございます。月に直すと、大体5,000件ぐらいの請求書が来ます。これを毎日やりますと大変なことになりますので、1カ月分まとめて支払いをするということになります。1カ月分まとめた支払いのときも、5,000件を全部会計管理室のほうでチェックしてございますので、それで若干時間がかかっているということです。ただ、それにつきましては、業者ともそういう丁寧な説明をしまして、そういう流れでやっています。

また、それを改善するとなりますと、日々やるとなると大変な事務量になりますし、あるいはそれを月2回にするにしても、かなりの事務量が増えるかと思っておりますので、現行のままさせていただければと考えております。

○**鈴木（真）委員** それぞれありがとうございました。

療育の分ですけれども、これは財源は一般財源からやっている、補助も何もない中でこの事業を立ち上げたと聞いているのですが、それだけ区としての積極的な対応だと思えます。ぜひうまく進めていただきたいという思いがあります。

ただ、医療的ケアというのが、障害者福祉なのか、お子さんの問題なのか、そこがどちらでとった方がいいのか、そこだけもう一度お答えいただきたいと思えます。

それから、支払いの件はわかりました。先方も十分わかっているのですけれども、やはり何か少し方法がないかと。ただ、今聞いた5,000件ということで、もし月に半分行ったとしても、作業の問題もあるとのことで、その辺はうまく説明を、またわかるようにしておいてもらいたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○**中山障害者福祉課長** 医療的ケアが必要なお子さんということになりまして、障害者の手帳をお持ちでないお子さんであっても、例えば、気管切開であったり、胃ろうがあったりというお子さんについては、こちらのほうでお預かりをすることができるようになっております。

○**鈴木（真）委員** その辺、医療的ケアのお子さんを障害というふうにとるのか、それとも、保健所の管轄なのか、そういう確認なのですが。

○**中山障害者福祉課長** 失礼いたしました。医療の必要なお子さんという定義の中では、それだけをもって障害児ということにはなりません。肢体不自由であったり知的を伴ったりということであれば、障害児ということにもなりますが、今は本当にただ医療が必要だというお子さんもいらっしゃいます。そうしたお子さんは障害児ではありませんが、こちらの施設のご利用は可能となっております。

○**鈴木（真）委員** わかりました。さっきも言いましたけれども、積極的に対応していらっしゃるということで、ぜひよろしくをお願いします。

それから、プレス発表に出ている、今度は別のほうです。地域の支え愛推進フォーラムとか、その辺の関係です。先日、フォーラムが開かれましたけれども、私も行かせていただいたのですが、すごく積極的な方が参加していらっしゃいました。ですから、皆さんも手を挙げてどうですかということ、関心のある方が多いから、どうしても品川区はすごくいい数字が出たと思えます。これをいかに広げていくかというのに今ご苦労なさっていると思うのですが、この辺で、これからの課題、推進に向けてのお話をお聞きしたいと思います。

○**松山高齢者地域支援課長** 11月に行われたフォーラムの件についてということでございます。フォーラムの参加者としては、やはり227名ということで、委員おっしゃられるとおり、支え合い活

動に普段からかかわりの深い方に来ていただきました。今後、フォーラムをきっかけに、支え合いの機運が高まりましたので、それを受けて各地区でもっと学びたいという声も聞こえてきており、今、ワークショップを開催しているところでございます。11月には、荏原第三地区、3月1日は大崎第二地区、それから、3月15日には、品川第一地区でワークショップを開催する予定でございます。

ただ、今後の課題としましては、やはり日ごろからこれまで支え合い活動を築かれてきた方々については、本当に支え合い意識というのは醸成されているのですけれども、それを今後、支え合い活動にまだ入っていない方々にいかに広めていくかというのは、かなり時間を要することではないかと思っております。今後とも、フォーラムとワークショップを利用して、意識の醸成、それから、地域支援員を少しずつ増やす努力に努めていきたいと思っております。

○鈴木（真）委員 ぜひ進めていただきたいと思えます。

自民党のほうから資料が来た中で、今年の都の予算の中で、介護予防による地域づくり推進員の配置というのが新制度で出ていました。既に都の補助金、国の補助金、入っていると思うのですが、こういうのは、また活用して増やすことはできないのでしょうか。

○松山高齢者地域支援課長 委員ご指摘の東京都の介護予防による地域支援づくりの推進員の配置事業の補助金なのですが、東京都の補助金ではないのですけれども、介護保険特別会計の中で、地域支援事業のお金を活用しまして、同じ事業スキームで取り組んでまいります。フォーラムやワークショップの中で、地域で話された課題につきまして、またコーディネーターから情報提供をいただくことになっておりますので、その課題につきまして、リハビリテーションの専門家である視点を含めて検討した上で、今後、介護予防の体制整備、それから総合事業の充実というのを図ってまいりたいと考えています。

○鈴木（真）委員 わかりました。ぜひうまく進めていっていただきたいと思えます。

最後に、児童相談所の件がさまざま出ていました。今朝、我が会派の横山委員からもお話しさせていただいたときに、区長にご意見を聞いたら、区長、手を挙げなかったのですが、お答えいただけなかったもので、もしよろしければ、区長として今後の対応についてお答えいただきたいと思えます。

○濱野区長 児童相談所の移管というのは、10年ぐらい前になりますけれども、都区のあり方検討会というところでいろいろ議論になって、その線でやっていこうということになりました。しかし、なかなか所管のほうでは動きが鈍く、とまったままになっておりましたけれども、法改正が行われて、移管という線がもう一回はっきりと出てきました。この機会に、品川区といたしましても、児童相談所の移管に向けてしっかり前へ進めていきたい、品川区の仕事としてやっていきたい、そういう思いでいるところであります。

○本多委員長 以上で本日予定の審査は全て終了いたしました。次の会議は、13日月曜日、午前10時から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

○午後6時23分閉会

委員長 本多健信